

令和6年度第1回 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会 [全体会]

日時：令和6年8月5日（月）

午後1時30分から

場所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

次 第

1 開 会

2 部長挨拶

3 委員紹介

4 議 題

(1) 会長・副会長の選任

(2) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の概要及び部会組織について

(3) 第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画  
について

(4) こども発達センターつぼみ園の運営状況について

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

(6) 今後のスケジュールについて

5 閉 会

※ 閉会后、各専門部会顔合わせ

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者総合支援法第88条第9項及び第10項に規定する事項を処理すること。
- (3) 障害者総合支援法第89条の3第2項に規定する事項を処理すること。
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第9項及び第10項に規定する事項を処理すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から推薦を受けた者
- (2) 障害者総合支援法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者から推薦を受けた者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 障がい者又は障がい児(以下「障がい者等」という。)及びその家族
- (5) 障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (6) 学識経験者
- (7) 市議会議員
- (8) 公募の市民(龍ヶ崎市まちづくり基本条例(平成26年龍ヶ崎市条例第58号)第3条第1号に規定する市民(法人その他の団体を除く。))をいう。
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく市障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市障害児福祉計画の策定及び進行管理について調査審議するため、協議会に計画検討部会を置く。

2 前項に定めるもののほか、特定の事項について調査審議するため、協議会に部会を置くことができる。

3 前2項の部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

付 則(平成27年6月30日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

(龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

23 この条例の施行の際現に第19条の規定による改正前の龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例(以下この項において「改正前の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例(次項において「改正後の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の委員(次項において「委員」という。)として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。

24 この条例の施行の日から平成28年6月30日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。

付 則(平成30年3月22日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月14日条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例(平成26年龍ヶ崎市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の組織)

第2条 条例第7条第1項に規定する計画検討部会は、委員10人以内をもって組織する。

2 条例第7条第2項に規定する部会は、次の各号に掲げる部会で組織し、当該各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 就労支援部会 障がい者の就労の促進に関する事項
- (2) 発達支援部会 障がい児の支援に関する事項
- (3) 地域居住支援部会 障がい者の居住の場に関する事項

3 前項各号に掲げる部会は、それぞれ委員8人以内をもって組織する。

(部会の部会長及び副部会長)

第3条 前条第1項及び第2項の部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 第2条第1項及び第2項の部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集する。ただし、部会長及び副部会長が選出されていないときは、条例第5条第1項に規定する会長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の意見を聴いて定める。

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

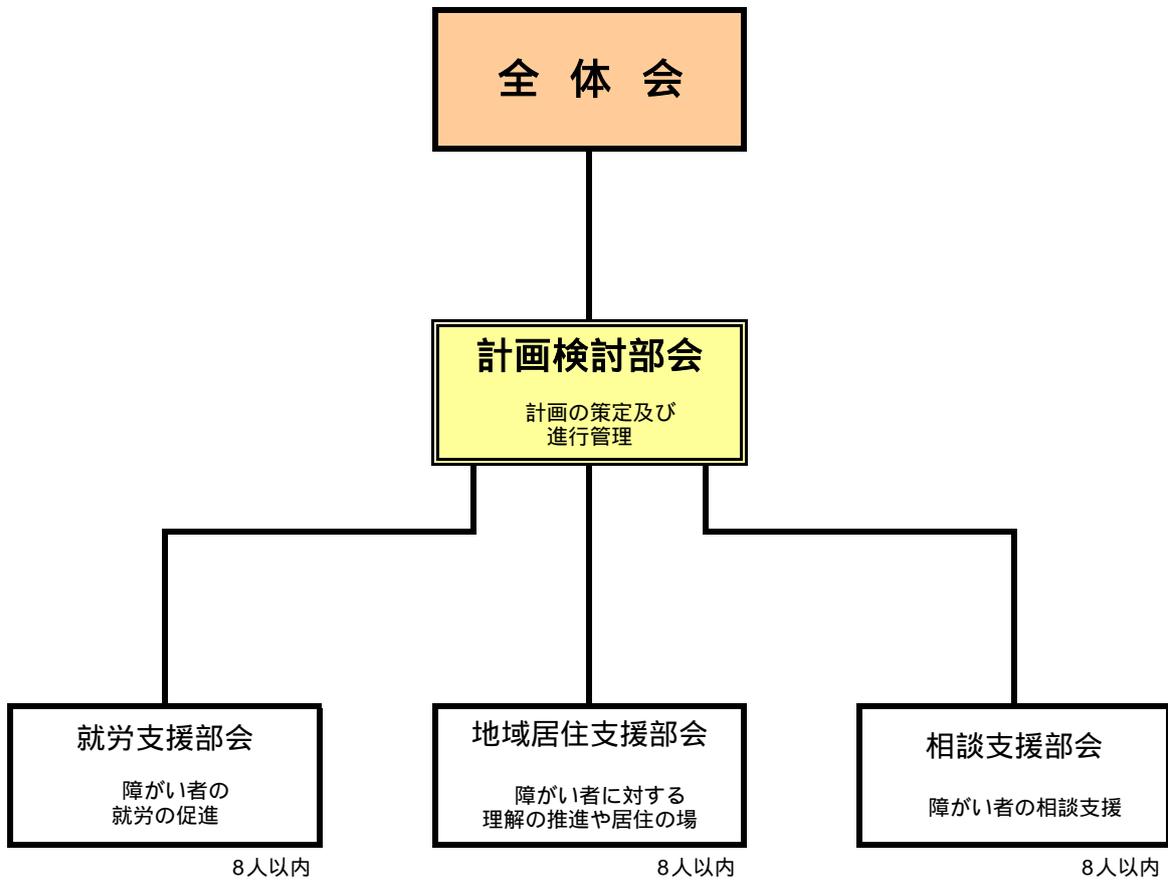
付 則(平成29年7月10日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年3月3日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年度 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会 組織図（案）



# 龍ヶ崎市第5次障がい者プラン 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画



障がいのある人もない人も、  
ともにいきいきと安心して生活できるまち

令和6年3月  
龍ヶ崎市



はじめに

本市では、市民の皆さまが、継続する日常で「幸福感」を感じることができ、「住みたい」「住み続けたい」まちとなるよう、そして、活力のあるまちとなるよう、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」をまちづくりの最上位計画として策定し、市民の皆さまとともに歩みを進めております。



そして、政策の柱の一つに「共に支えあい、誰もが健康に暮らせるまちづくり」を掲げ、すべての人が支えあいながら、誰もが住み慣れた地域で、いきいきとした自分らしい生活ができることを目指しています。

また、国では「第5次障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向けて、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的障壁を取り除くことを障がい者のための施策の基本的な方向と決めました。

この「龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」では、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」及び「第5次障害者基本計画」の理念や目標を基本とした施策を掲げており、支援が必要な方とそのご家族・行政・関係機関等が互いに協力・連携しながら、本市の目指すべき姿の実現に向けて、取り組みを計画的に推進してまいります。

最後になりますが、本計画の作成にあたりまして、専門的な立場から審議いただきました龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の皆さま、そしてアンケート調査にご協力いただき、貴重なご意見を賜りました市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。



# 目 次

## 第1編 計画の策定にあたって

### 第1章 計画の目的

第1節 計画策定の趣旨 . . . . . 2

#### 第2節 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け . . . . . 4

(2) 計画期間 . . . . . 5

第3節 計画の対象者 . . . . . 5

### 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

#### 第1節 障がいのある人の現状

(1) 障がいのある人の状況 . . . . . 6

(2) 難病患者の状況 . . . . . 8

(3) 障がいのある人の雇用・就労状況 . . . . . 9

(4) 障がいのあるこどもの就学状況 . . . . . 11

#### 第2節 障がい福祉に求められていること

(1) アンケート調査の概要 . . . . . 12

##### (2) 調査結果

□障がいのある人対象調査結果 . . . . . 13

□一般市民対象調査結果 . . . . . 31

第3節 本市の現状と課題 . . . . . 44

### 第3章 障がい者プランの基本理念と基本目標

第1節 基本理念 . . . . . 45

第2節 基本目標 . . . . . 45

第3節 重点的に取り組む施策 . . . . . 46

## 第2編 障がい者福祉施策の推進

### 第1章 施策体系と施策の展開

第1節 施策体系 . . . . . 48

#### 第2節 施策の展開

##### 基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

##### 施策1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進 . . . . . 50

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止 . . . . . 51

##### 施策2 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 総合的な就労支援 . . . . . 52

(2) 経済的自立の支援 . . . . . 53

(3) 障がい者雇用の促進 . . . . . 53

(4) 障がい特性に応じた就労支援及び就業の機会の確保	53
(5) 一般就労が困難な障がいのある人に対する支援	53
施策3 教育の振興	
(1) インクルーシブ教育システムの推進	54
(2) 教育環境の整備	54
(3) 高等教育における障がいのある学生支援の推進	54
(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	54
施策4 文化芸術活動・スポーツ等の振興	
(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動に向けた 社会環境の整備	55
(2) スポーツに親しめる環境の整備、競技スポーツにかかる 取組の推進	55
基本目標2 地域生活支援の充実	
施策5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上	56
(2) 情報提供の充実等	56
(3) 意思疎通支援の充実	57
(4) 行政情報のアクセシビリティの向上	57
施策6 自立した生活の支援・意志決定支援の推進	
(1) 意思決定支援の推進	58
(2) 相談支援体制の構築	58
(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実	59
(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実	59
(5) 障害福祉サービスの質の向上等	60
(6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する 機器等の普及促進	60
(7) 障がい福祉を支える人材の育成・確保	60
施策7 保健・医療の推進	
(1) 精神保健・医療の適切な提供等	61
(2) 保健・医療の充実等	62
(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保	62
(4) 難病に関する保健・医療施策の推進	62
(5) 障がいの原因となる疾病等の予防	62
基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充	
施策8 安全・安心な生活環境の整備	
(1) 住宅の確保	63
(2) 移動しやすい環境の整備等	64
(3) アクセシビリティに配慮した施設の整備	64
(4) 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	64

施策9 防災、防犯等の推進	
（1）防災対策の推進	66
（2）防犯対策の推進	67
（3）消費者トラブルの防止及び被害からの救済	67
施策10 行政等における配慮の充実	
（1）行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等	68
（2）選挙等における配慮	68
（3）司法手続き等における配慮	68

## 第3編 障害福祉サービスに関する計画

〔第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画〕

〔令和6(2024)年度～令和8(2026)年度〕

### 第1章 基本指針による成果目標

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行	70
成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	71
成果目標3 地域生活支援の充実	72
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等	73
成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等	74
成果目標6 相談支援体制の充実・強化等	75
成果目標7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	75

### 第2章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

サービスの体系	76
---------	----

#### （1）訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）	77
② 重度訪問介護	77
③ 同行援護	78
④ 行動援護	78
⑤ 重度障害者等包括支援	78

#### （2）日中活動支援サービス

① 生活介護	80
② 自立訓練（機能訓練）	81
③ 自立訓練（生活訓練）	82
④ 就労移行支援	82
⑤ 就労継続支援A型（雇用型）	83
⑥ 就労継続支援B型（非雇用型）	84
⑦ 就労定着支援	85
⑧ 療養介護	85
⑨ 短期入所（ショートステイ）	86

(3) 居住系サービス	
① 自立生活援助	88
② 共同生活援助（グループホーム）	88
③ 施設入所支援	89
(4) 相談支援サービス	
① 計画相談支援	90
② 地域移行支援	90
③ 地域定着支援	91

### 第3章 障害児通所支援及び障害児相談支援

① 児童発達支援	92
② 放課後等デイサービス	93
③ 医療型児童発達支援	93
④ 居宅訪問型児童発達支援	94
⑤ 保育所等訪問支援	94
⑥ 障害児相談支援	95

### 第4章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

(1) 相談支援事業	96
(2) コミュニケーション支援事業	97
(3) 日常生活用具費給付事業	97
(4) 移動支援事業	98
(5) 地域活動支援センター事業	98
(6) その他の地域生活支援事業	99

## 第4編 計画の推進

### 第1章 推進体制と見直し

第1節 計画の達成状況の点検・評価	106
第2節 進行管理体制	106

### 資料編

1. SDGsについて	108
2. 計画策定の経過	109
3. 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会	
(1) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例	110
(2) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例施行規則	112
(3) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会委員名簿	113
(4) 諮問及び答申 ①諮問 ②答申	114
4. 用語解説	116
5. 事業所一覧	119

## 第1編 計画の策定にあたって

## 第1章 計画の目的

### 第1節 計画策定の趣旨

本市では、障がい福祉に関する施策を計画的に推進するため、障害者基本法に基づき、平成11年3月に「龍ヶ崎市障がい者プラン」を策定し、改訂を行ってまいりました。

「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと安心して生活できるまち」を基本理念に掲げ、福祉、保健、医療、教育、権利擁護、就労、まちづくり、防災など多岐にわたる障がい者施策を体系化し、総合的・横断的な取組を推進してきました。

国においては、「第5次障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向けて、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会参加を制約する社会的障壁を取り除くことを施策の基本的として定めました。

茨城県においては、平成24年3月に「新しいばらき障害者プラン」が、平成30年には「第2期新しいばらき障害者プラン」が策定され、基本理念に「ノーマライゼーション」と「完全参加」を掲げ、施策の推進を図り、令和6年に「第3期新しいばらき障害者プラン」が策定されたところです。

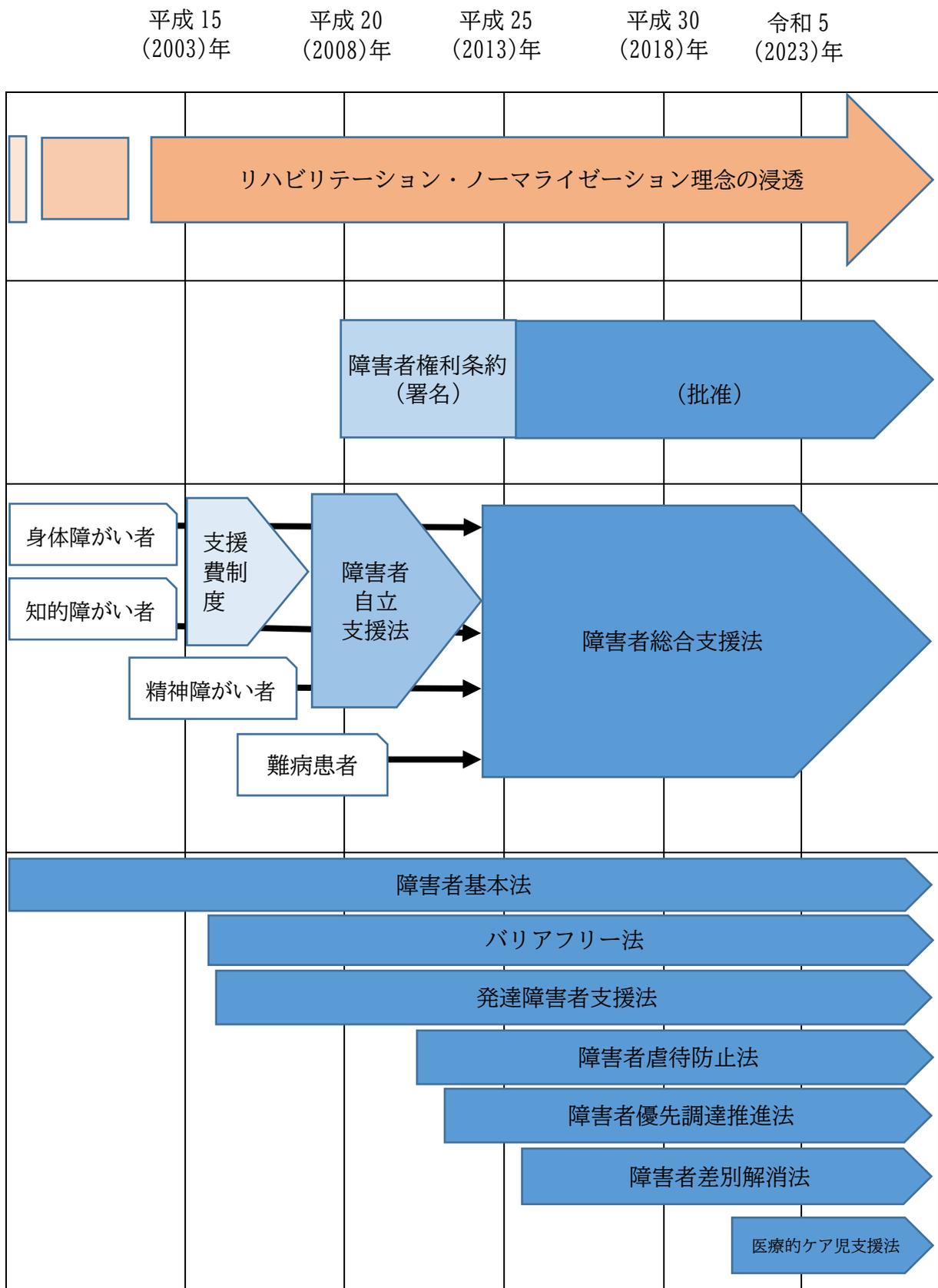
このように、国、県の障がい者施策が社会情勢に合わせて整備されている中で、本市においても新たに「龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、地域の実情に即した障がい者施策のより一層の推進を図ることとします。

---

※1 障がい者…… 障がい者は、特に断り書きがない限り、「障がい児」を含みます。また、障害の「害」の字は、法律名や固有名詞を除き、ひらがな表記とします。

※2 ノーマライゼーション… 障がいのある人を特別視するのではなく、普通の人間として一般社会の中で、普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）であるという考え方で、障がい者福祉の基本となる理念です。

近年の国際社会や国の動向

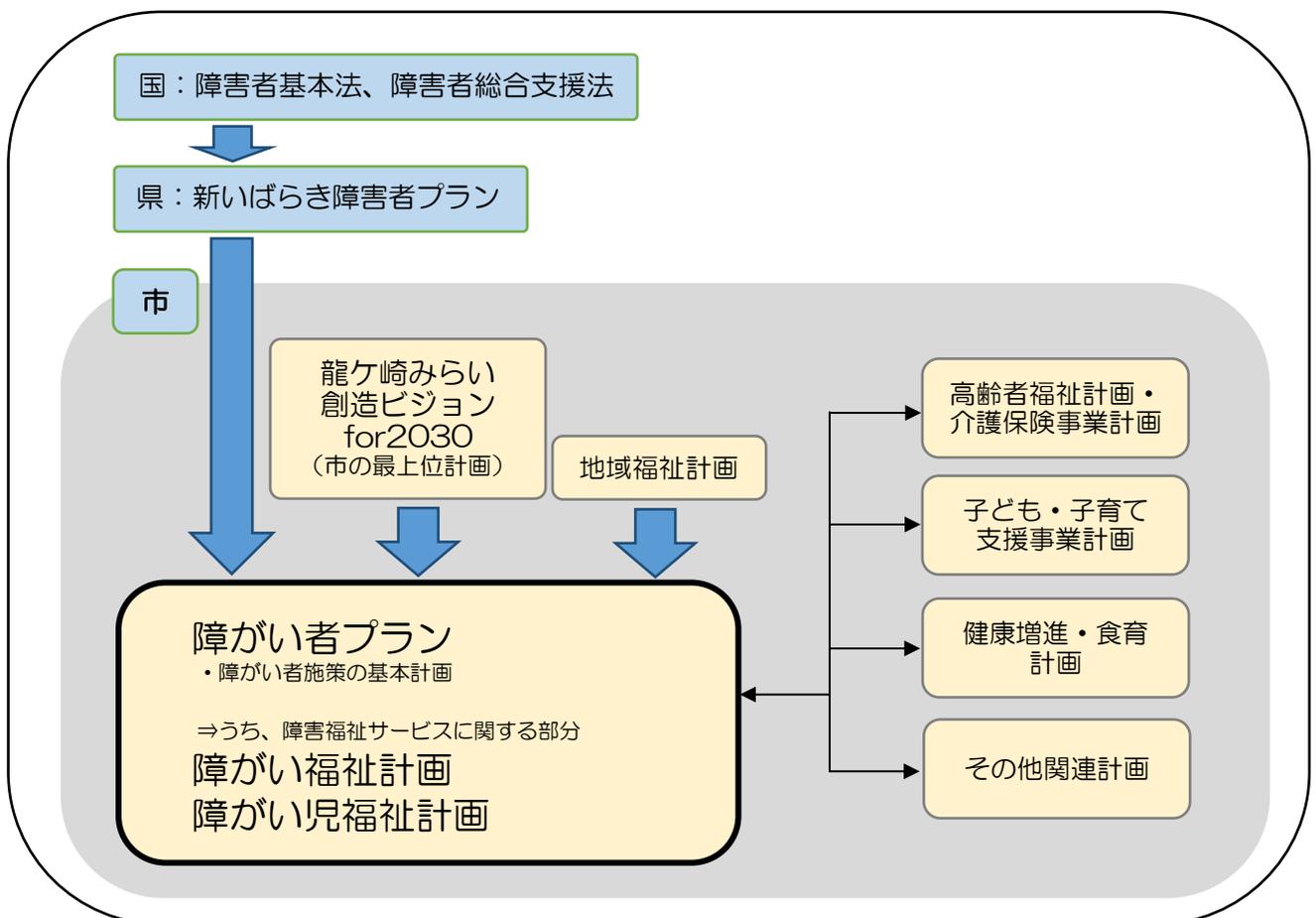


## 第2節 計画の位置付けと期間

### (1) 計画の位置付け

「龍ケ崎市第5次障がい者プラン」は、国の「障害者基本計画」や茨城県の「新しいばらき障害者プラン」を基本としてその理念を踏まえ、本市における障がい者福祉に関する基本的な施策の方向性を定めるもので、本市の「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」を上位計画とした個別計画です。

また、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は、自立支援給付・地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために国が定める「障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項に規定。以下「基本指針」という。）に即し、障害福祉サービス<sup>※1</sup>等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策などを定めるもので、都道府県と市町村が策定するものです。

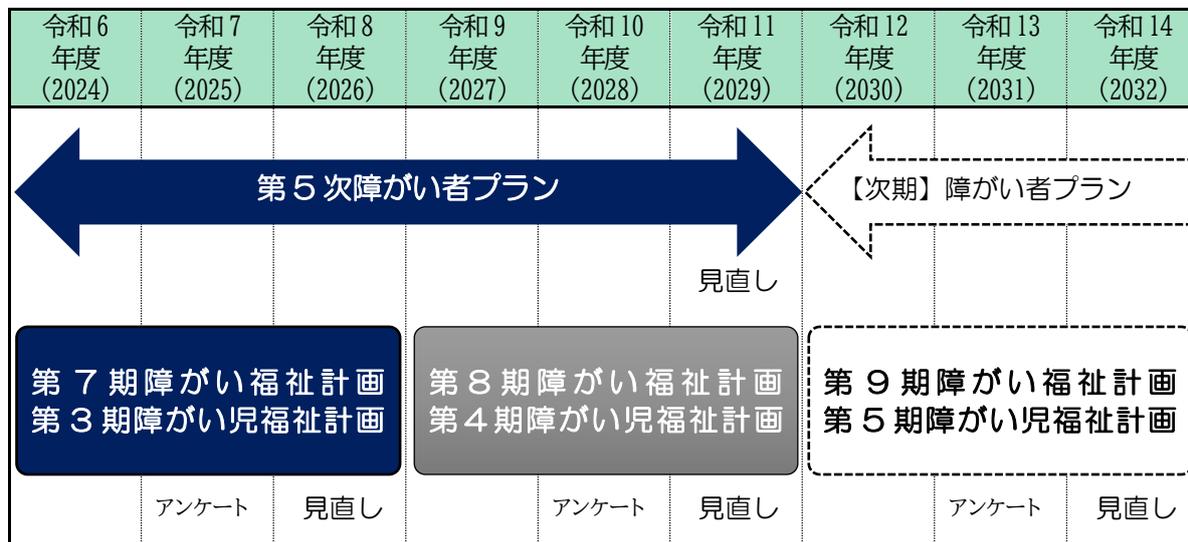


※1 障害福祉サービス… 障害者総合支援法で定められた福祉サービスで、障がいのある方の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給が決定されます。介護の支援を受ける介護給付と、訓練等の支援を受ける訓練等給付の2つのサービス形態があります。

(2) 計画期間

第5次障がい者プランの期間については、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度を目標年度として6年間、障がい福祉計画については、第6期の実績を踏まえ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度を第7期の計画期間とします。

また、障がい児福祉計画についても第2期の実績を踏まえ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間で計画期間とします。



第3節 計画の対象者

本計画は、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに尊重し合い、支え合う共生社会の実現を目指すことから、全市民を対象とします。

本計画で示す障がい者とは、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、発達障害者支援法第2条に規定される自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）などのほか、高次脳機能障害及び難病により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける者についても対象とします。ただし、法令などにより、一部の事業では対象とならない場合もあります。

なお、本計画においては、児童（18歳未満の者）を対象とした制度、施策事業、サービスについては「障がいのある子ども」と表記していますが、その他の者については年齢の区別なく「障がいのある人」と表記しています。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

### 第1節 障がいのある人の現状

#### (1) 障がいのある人の状況

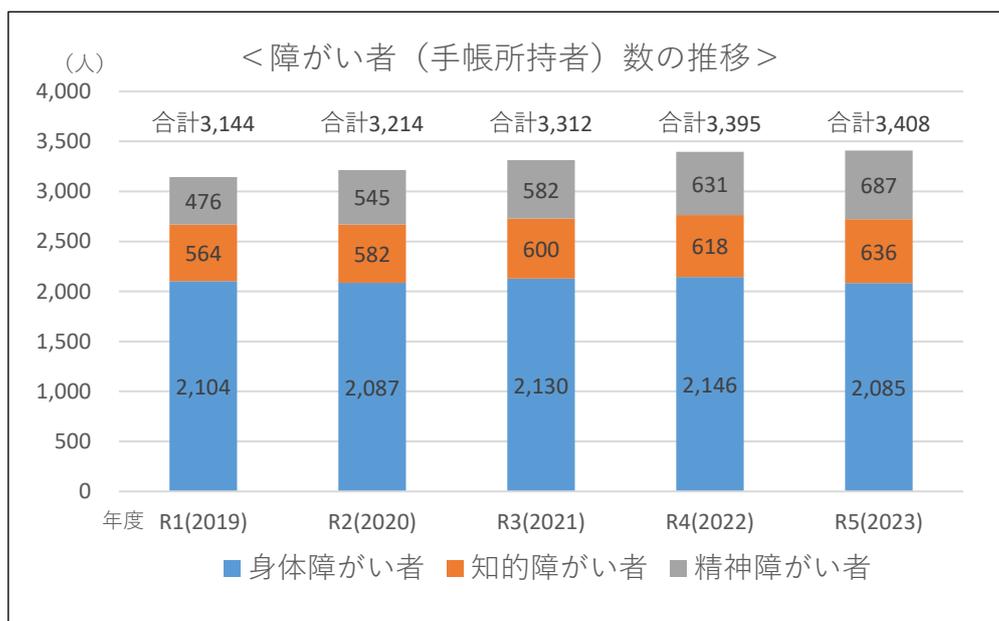
令和5年4月1日現在、本市における身体障害者手帳<sup>※1</sup>所持者は2,085人、療育手帳<sup>※2</sup>所持者は636人、精神障害者保健福祉手帳<sup>※3</sup>所持者は687人です。総人口に占める手帳所持者の割合は4.5%となっています。

また、令和元年度と令和5年度の手帳所持者数を比較すると、身体障がいのある人は0.9%減少、知的障がいのある人は12.8%の増加、精神障がいのある人は44.3%と大きく増加しています。

身体障害者手帳の内訳としては、1・2級の重度の障がいのある人が1,054人で全体の50.6%、3・4級の中度の障がいのある人が819人で全体の39.3%、5・6級の軽度の障がいのある人が212人で全体の10.1%となっており、重度の障がいのある人が全体の約半数を占めています。また、障がい種別では肢体不自由が967人の46.4%で、約半数となっています。

療育手帳所持者は④とAを合わせると269人で全体の42.3%となっており、18歳以上が492人で全体の77.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者については令和元年度と比較して、1級の増加こそ少ないものの2級は20%程度、3級は10%程度増加しており、また同様に、自立支援医療<sup>※4</sup>のうち、精神通院医療の受給者数も増加しています。



※1 身体障害者手帳………身体に障がいのある人が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、知事が「身体障害者福祉法」に基づいて交付しますが、本市では平成22年度から、権限移譲により市長が交付しています。障がいの程度として、重度の者を1級とし、6級まで分かれています。また、障がいの種別として、視覚障害、聴覚・平衡機能障害・音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害の5つに分かれています。

※2 療育手帳………知的に障がいのある人が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、児童相談所（18歳未満）又は福祉相談センター（18歳以上）の判定に基づいて知事が交付します。障がいの程度として、④（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4区分に分かれています。

※3 精神障害者保健福祉手帳………精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、知事が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付します。障がいの程度として、重度のものを1級とし、3級まで分かれています。

※4 自立支援医療………心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な更生医療、育成医療及び精神通院医療のこと。

## &lt; 身体障害者手帳交付件数 &gt;

令和5年4月1日現在（単位：人）

障がい等		等級						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	2	0	0	0	1	0	3
	18歳以上	41	44	14	18	15	4	136
	計	43	44	14	18	16	4	139
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	0	0	1	2	0	3	6
	18歳以上	1	33	14	25	0	62	135
	計	1	33	15	27	0	65	141
音声・言語 ・そしゃく 機能障害	18歳未満	0	0	0	0	-	-	0
	18歳以上	0	3	18	7	-	-	28
	計	0	3	18	7	-	-	28
肢体不自由	18歳未満	16	3	3	1	1	2	26
	18歳以上	204	202	180	231	81	43	941
	計	220	205	183	232	82	45	1,060
内部障害	18歳未満	5	0	1	1	-	-	7
	18歳以上	485	15	115	188	-	-	803
	計	490	15	116	189	-	-	810
合 計	18歳未満	23	3	5	4	2	5	42
	18歳以上	731	297	341	469	96	109	2,043
	計	754	300	356	473	98	114	2,085

## &lt; 療育手帳交付件数 &gt;

令和5年4月1日現在（単位：人）

年齢		区分	①	A	B	C	合計
18歳未満			17	33	30	64	144
18歳以上			110	109	127	146	492
合 計			127	142	157	210	636

## &lt; 精神障害者保健福祉手帳交付件数 &gt;

令和5年4月1日現在（単位：人）

性別		区分	1級	2級	3級	合計
合 計			87	403	197	687

## &lt; 精神通院医療受給者 &gt;

（各年4月1日現在）（単位：人）

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	1,268	664	1,402	1,422

## (2) 難病患者の状況

令和5年4月1日現在、本市における難病患者数は、指定難病特定医療費受給者、小児慢性特定疾患医療受給者、先天性血液凝固因子障害医療受給者数によると727人です。また、総人口に占める割合は、0.95%となっています。

## &lt; 各医療受給者数の推移 &gt;

令和5年4月1日現在（単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病特定医療費受給者	656	653	679
小児慢性特定疾患医療受給者	70	52	55
先天性血液凝固因子障害医療受給者	1	1	1
合計	727	706	735
総人口	76,505	76,009	75,690
対人口比	0.95%	0.92%	0.97%

(資料：医療受給者数／茨城県竜ヶ崎保健所、常住人口／龍ヶ崎市)

## &lt; 難病患者見舞金受給者数の推移 &gt;

令和5年4月1日現在（単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年
一般特定疾患医療受給者	417	411	419
小児慢性特定疾患医療受給者	51	52	34
先天性血液凝固因子障害医療受給者	1	1	1
合計	469	464	454
総人口	76,505	76,009	75,690
対人口比	0.61%	0.61%	0.60%

(資料：医療受給者数／茨城県竜ヶ崎保健所、常住人口／龍ヶ崎市)

## 難病の医療受給者について

医療受給者 対象疾病に罹患し、病状が一定の基準を満たす人又は高額な医療費を支払っている人で県から指定を受けた「指定医療機関」で対象疾病に付随して発生する傷病に関する医療の助成を受けている人。

【令和5年10月現在】

指定難病 …… 潰瘍性大腸炎などの対象疾病（338疾病）

小児慢性特定疾病 … 小児がんなど子どもの対象慢性疾病（788疾病）

先天性血液凝固因子障害 血友病などの対象疾病（12疾病）

(3) 障がいのある人の雇用・就労状況

「障害者雇用促進法」に基づく法定雇用率については、令和4年6月1日現在、ハローワーク龍ヶ崎管内における常用労働者数43.5人以上の民間企業の46.9%が、目標とすべき法定雇用率2.3%を達成しています。

なお、「障害者雇用促進法」の改正により、令和6年4月1日からは、対象となる事業主の範囲が常用労働者数40.0人以上に引き下げられます。

< 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 >

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和6年 4月1日以降
民間企業	2.3%	2.5%
国、地方公共団体等	2.6%	2.8%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%

< ハローワーク龍ヶ崎管内の民間企業の障がい者雇用状況 >

令和4年6月1日現在 (単位：人)

産業別	企業数	法定常用労働者数	身体障がい者				知的障がい者				精神障がい者			計 A× 2+B+C+D ×0.5+E × 2+F+G+H × 0.5+I+J +K×0.5	雇用率 %	雇用率達成企業数	達成企業の割合%
			A 重度	B 重度以外	C 短時間 重度	D 短時間	E 重度	F 重度以外	G 短時間 重度	H 短時間 以外	I 精神	J 短時間	K うち 特例該当者				
農業、林業	1	69.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	2	184.5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	0.54	-	-
製造業	42	5,594.5	20	25	1	-	2	24	-	-	9	-	-	103.0	1.84	20	47.6
電気・ガス・熱 供給・水道業	1	158.5	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3.0	1.89	1	100.0
情報通信業	3	158.5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2.0	1.26	1	33.3
運輸業・郵便業	8	1,108.5	5	2	-	-	3	4	1	-	4	1	-	27.5	2.48	6	75.0
卸売業・小売業	10	1,622.0	3	5	1	2	-	6	-	2	4	-	-	24.0	1.48	3	30.0
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産、物品賃貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス	2	139.5	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	0.72	-	-
宿泊業、飲食サー ビス	2	206.5	1	-	-	-	-	1	-	-	2	1	1	6.0	2.91	2	100.0
生活関連サービ ス業、娯楽業	4	306.5	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	4.0	1.31	2	50.0
教育、学習支援	2	397.5	2	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	8.5	2.14	1	50.0
医療、福祉	37	6,212	20	26	24	20	1	10	23	21	17	77	27	214.5	3.45	18	48.6
複合サービス事 業	2	310.0	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	6.0	1.94	1	50.0
サービス業（他 に分類されな い）	14	1,865	5	8	1	1	1	5	-	-	6	2	1	34.0	1.82	6	42.9
計	130	18,333	60	73	27	24	8	50	24	23	45	82	30	434.5	2.37	61	46.9

(資料：茨城労働局)

また、令和元年度から令和4年度の県内特別支援学校における卒業生の進学率は、平均で1.5%、就職率は29.6%となっています。卒業後の進路先としては、生活介護や自立訓練などの通所施設の利用者が増加しています。

< 県内の特別支援学校卒業生の進路 >

令和5年5月1日現在（単位：人）

年度	A 卒業生数 (人)	B 進学者数 (人)	C 就職者数 (人)	D 社会福祉施設等入所・通所者数 (人)	E 左記以外の者実数 (人)	F 進学率 =B/A	G 就職率 =C/A	H 社会福祉施設入所・通所利用率 =D/A	I 左記以外の者の割合 =E/A
令和元年度	489	9	141	336	3	1.8	28.9	68.8	0.6
令和2年度	518	4	159	339	13	0.8	30.7	65.4	2.5
令和3年度	487	9	130	334	14	1.8	26.7	68.6	2.9
令和4年度	447	7	144	278	17	1.6	32.2	62.2	3.8
平均	485.3	7.3	143.5	321.5	11.8	1.5	29.6	66.3	2.4

資料：茨城県の特別支援教育(令和元～令和4)参照

(4) 障がいのあるこどもの就学状況

令和5年5月1日現在、市立の小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒は、小学生217人、中学生107人、合計で324人です。市内在住者で県内の特別支援学校小学部、中学部に通学している児童・生徒は、令和5年5月1日現在、小学部28人、中学部18人、合計で46人です。

< 小・中学校特別支援学級と学級児童生徒数・学級数 >

令和5年5月1日現在 (単位:人)

	上欄:特別支援学級児童生徒数 中欄:普通学級児童生徒数 カッコ内:普通学級数						総児童生徒数 カッコ内:総学級数					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	普通学級	特別支援学級				合計
								知的障がい	情緒障がい	言語障がい	計	
小学校	14	27	45	41	45	45	3,063 (123)	69 (15)	137 (23)	11 (3)	217 (41)	3,280 (164)
	472	501	490	508	542	550						
	(19)	(22)	(20)	(22)	(21)	(19)						
中学校	44	39	24	/			1,626 (51)	49 (7)	58 (10)	0 (0)	107 (17)	1,733 (68)
	532	543	551									
	(17)	(17)	(17)									
合 計							4,689 (174)	118 (22)	195 (33)	11 (3)	324 (58)	5,013 (232)

(資料:龍ヶ崎市教育委員会)

< 市内在住者の県内特別支援学校の在籍状況 >

令和5年5月1日現在 (単位:人)

学年	小学部							中学部				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
在籍者数	8	3	6	0	5	6	28	6	6	6	18	46

(資料:龍ヶ崎市教育委員会)

また、市内の小・中学校に在籍している障がいのあるこどもに対して、学校における教育活動を援助し、教育効果の充実を図るため、障がい児支援員を派遣する事業を実施しています。令和5年度は141人の児童・生徒が本制度を利用しています。

< 小・中学校の障がい児支援員派遣状況 >

令和5年5月1日現在 (単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	小学校	中学校								
支援員を利用した児童・生徒数(人)	73	2	79	2	88	1	118	0	141	0
委託団体数	3	1	3	1	3	1	3	0	3	0

(資料:龍ヶ崎市教育委員会)

## 第2節 障がい福祉に求められていること

### (1) アンケート調査の概要

#### ①調査の目的

このアンケート調査は、障がいのある人の実情やニーズを把握するとともに、市民や事業所からのご意見やご要望を伺い、「龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に反映させることを目的に実施しました。

#### ②調査の対象及びサンプル数

調査種類	調査対象者	配布対象者数
障がいのある人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病患者の方から無作為抽出	1,700人
一般市民	18歳以上の男女から無作為抽出	300人

#### ③調査方法及び調査実施期間

調査方法	調査実施期間
郵送による配布・回収	令和4年11月25日～12月19日

#### ④回収状況

調査種類	配布数	回収数	回収率(%)
障がいのある人	1,700	772	45.4
一般市民	300	88	29.3
合計	2,000	860	43.0

#### ⑤分析・表示について

- ・比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- ・複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・報告書中の文章やグラフにおいて、設問や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。
- ・グラフは、見やすさを確保するため、構成比3.0%未満の数値は割愛している部分があります。
- ・グラフの(n=〇〇)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- ・クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があり、単純集計の結果と合致するとは限りません。

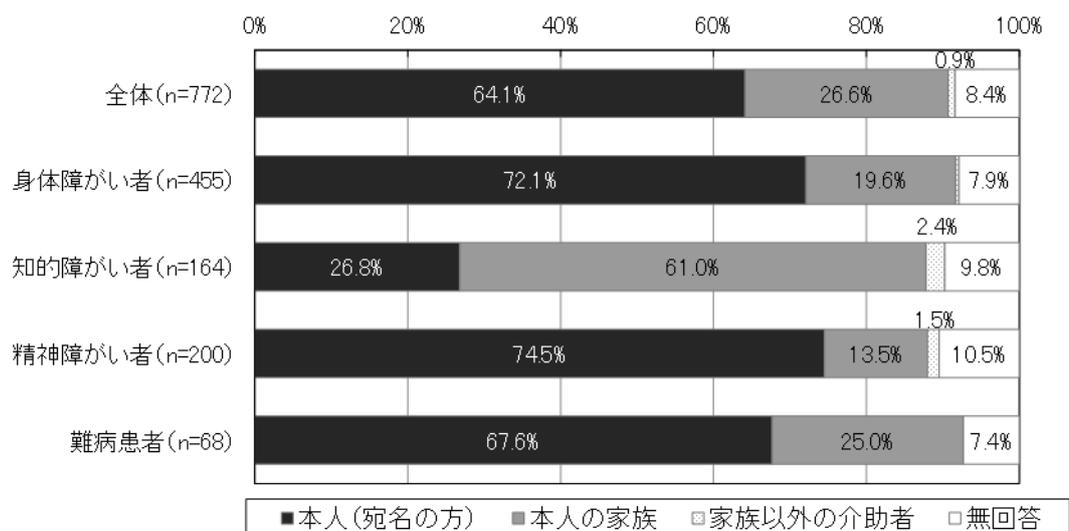
## (2) 調査結果

## 障がいのある人対象調査結果

## ■【本人の状況について】

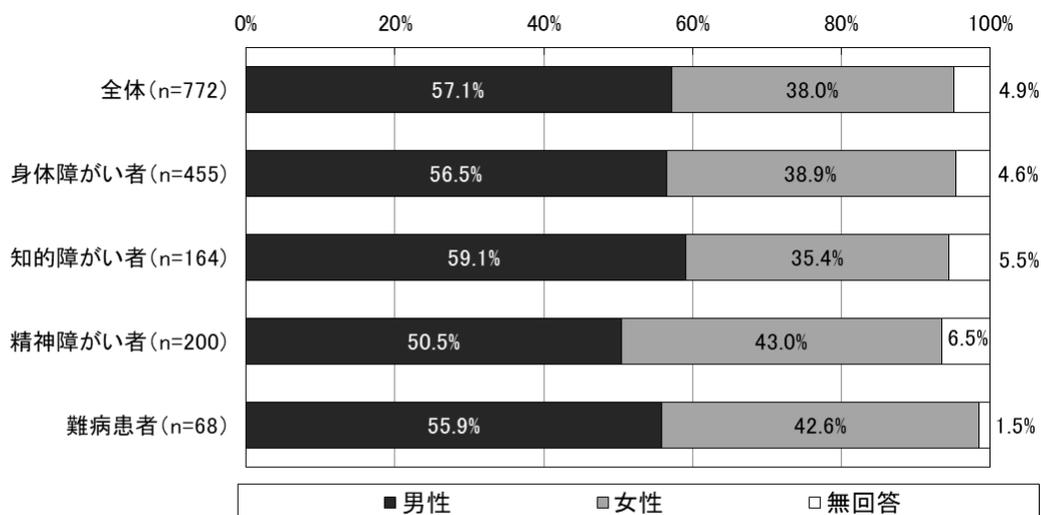
- お答(こた)えいただくのは、どなたですか。

回答者については「本人」が64.1%で最も高く、次いで「本人の家族」が26.6%、「家族以外の介助者」が0.9%となっています。障がい種別でみると、本人は精神障がい者が74.5%と最も多く、次いで身体障がい者が72.1%となっています。



- あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

回答者の性別については、「男性」が57.1%、「女性」が38.0%となっています。全体的に女性より男性の方が多くなっています。



● 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。（あてはまるものすべてに○）

「配偶者」が最も多いのは身体障がい者（52.1%）、難病患者（50.0%）、「父母・祖父母・兄弟」は知的障がい者（70.1%）、精神障がい者（44.0%）となっています。

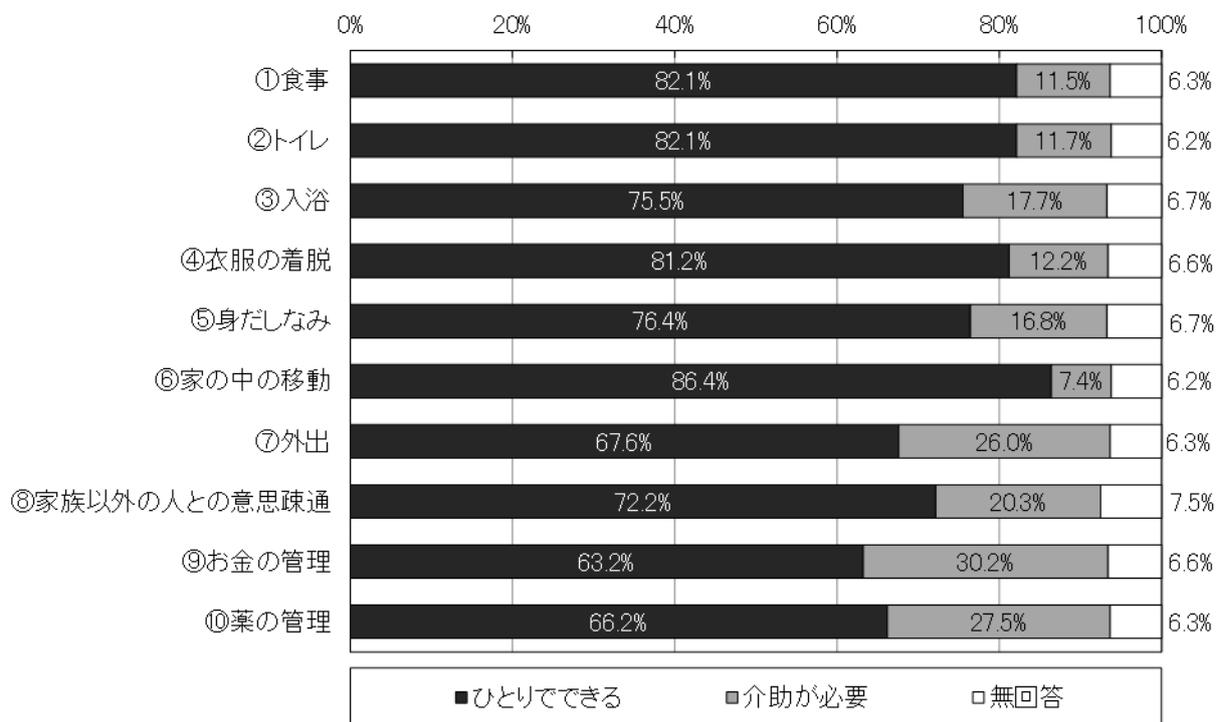
	全体 (n=772)	身体障がい者 (n=455)	知的障がい者 (n=164)	精神障がい者 (n=200)	難病患者 (n=68)
父母・祖父母・兄弟	37.8%	22.9%	70.1%	44.0%	30.9%
配偶者(夫または妻)	35.6%	52.1%	4.9%	18.0%	50.0%
子ども	17.4%	24.8%	4.3%	9.0%	23.5%
いない(一人で暮らしている)	13.9%	14.7%	5.5%	21.0%	10.3%
その他	9.7%	9.5%	14.6%	8.5%	8.8%
無回答	5.2%	4.6%	6.7%	6.5%	1.5%

● 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

①から⑩のそれぞれにお答えください。

【全体】

介助が必要」は「⑨お金の管理」が最も多く 30.2%、次いで「⑩薬の管理」が 27.5%、「⑦外出」が 26.0%となっています。

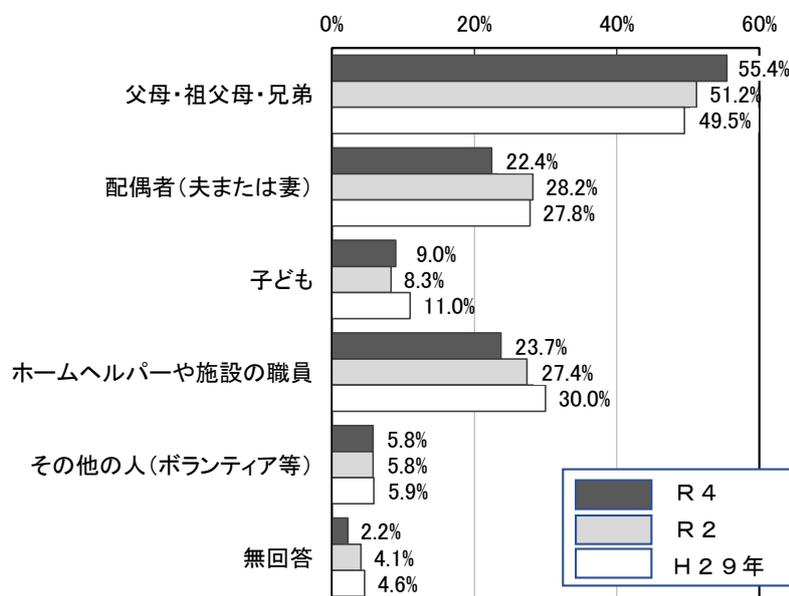


● あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。（あてはまるものすべてに○）

「配偶者」が最も多いのは、身体障がい者（37.9%）、難病患者（51.4%）、「父母・祖父母・兄弟」は知的障がい者（84.8%）、精神障がい者（50.6%）となっています。

	全体 (n=312)	身体障がい者 (n=145)	知的障がい者 (n=112)	精神障がい者 (n=79)	難病患者 (n=35)
父母・祖父母・兄弟	55.4%	34.5%	84.8%	50.6%	25.7%
配偶者(夫または妻)	22.4%	37.9%	2.7%	24.1%	51.4%
子ども	9.0%	15.9%	0.0%	7.6%	17.1%
ホームヘルパーや施設の職員	23.7%	32.4%	20.5%	16.5%	34.3%
その他の人(ボランティア等)	5.8%	5.5%	1.8%	11.4%	5.7%
無回答	2.2%	2.8%	1.8%	1.3%	0.0%

◆経年比較（全体）



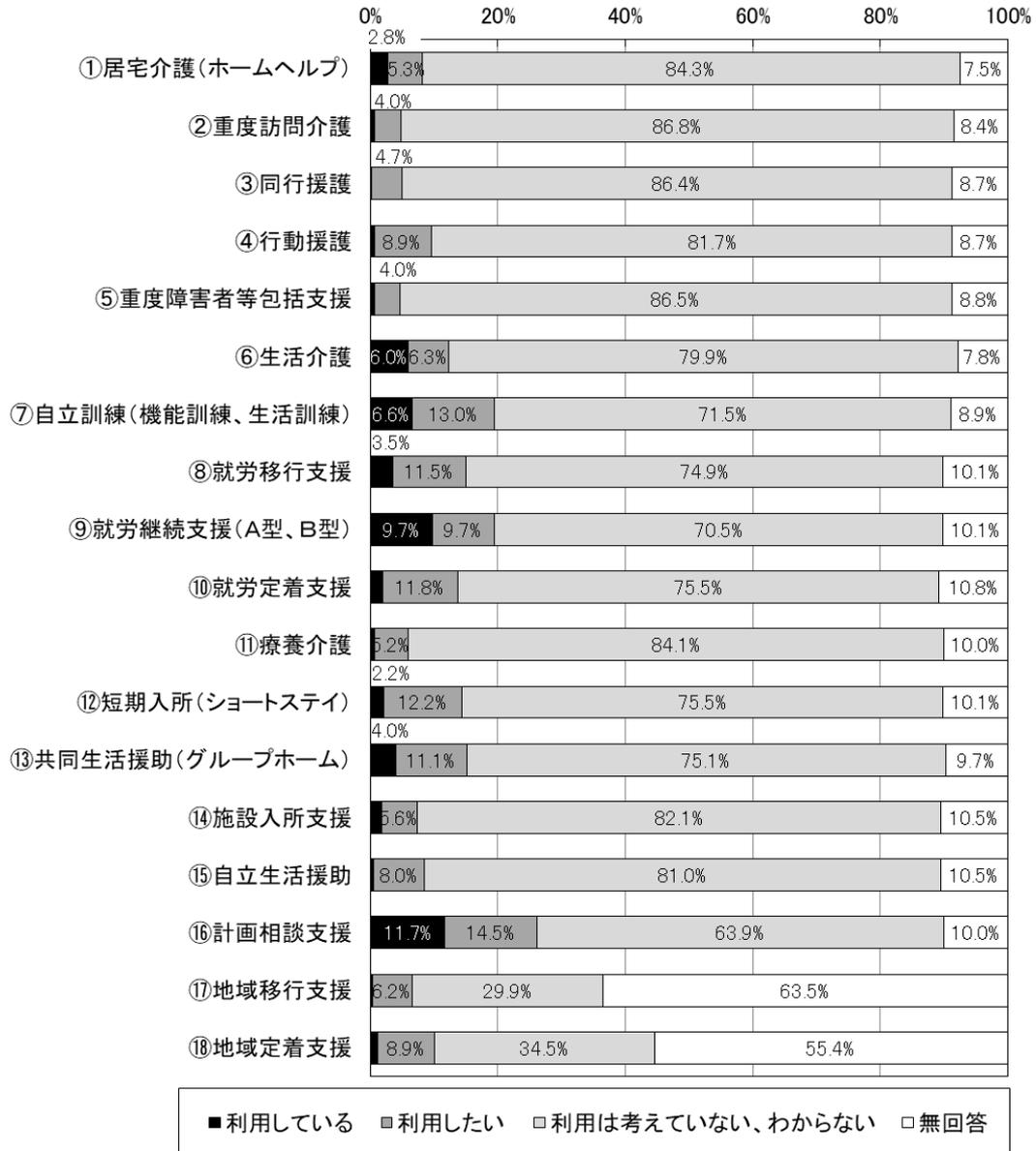
■【障がい福祉サービス等の利用について】

- あなたは次のサービスを利用していますか。または、今後利用したいと考えますか。

【全体】

「利用している」が最も多いのは「⑩計画相談支援」で11.7%、次いで「⑨就労継続支援（A型、B型）」の9.7%、「⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練）」の6.6%となっています。

「利用したい」が最も多いのは「⑩計画相談支援」で14.5%、次いで「⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練）」の13.0%、「⑫短期入所（ショートステイ）」の12.2%となっています。



※ 2%未満は表記省略

## ■【住まいや暮らしについて】

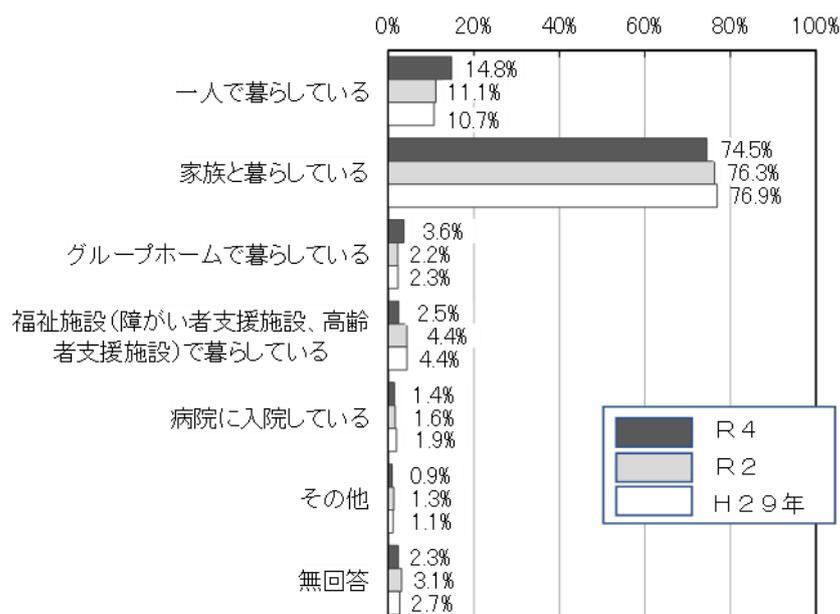
- あなたは現在、どのように暮らしていますか。（○は1つだけ）

全体的に「家族と暮らしている」が最も高い割合を占めています。「一人で暮らしている」の割合を見ると、精神障がい者が最も高く21.0%、次いで身体障がい者が15.6%となっています。

	全体 (n=772)	身体障がい者 (n=455)	知的障がい者 (n=164)	精神障がい者 (n=200)	難病患者 (n=68)
一人で暮らしている	14.8%	15.6%	6.1%	21.0%	8.8%
家族と暮らしている	74.5%	74.9%	76.8%	66.5%	79.4%
グループホームで暮らしている	3.6%	1.5%	6.1%	6.0%	1.5%
福祉施設(障がい者支援施設、 高齢者支援施設)で暮らしている	2.5%	2.6%	6.1%	0.5%	4.4%
病院に入院している	1.4%	1.8%	0.6%	1.5%	0.0%
その他	0.9%	1.3%	0.6%	1.5%	1.5%
無回答	2.3%	2.2%	3.7%	3.0%	4.4%

### ◆経年比較（全体）

「一人で暮らしている」方が増加しています。



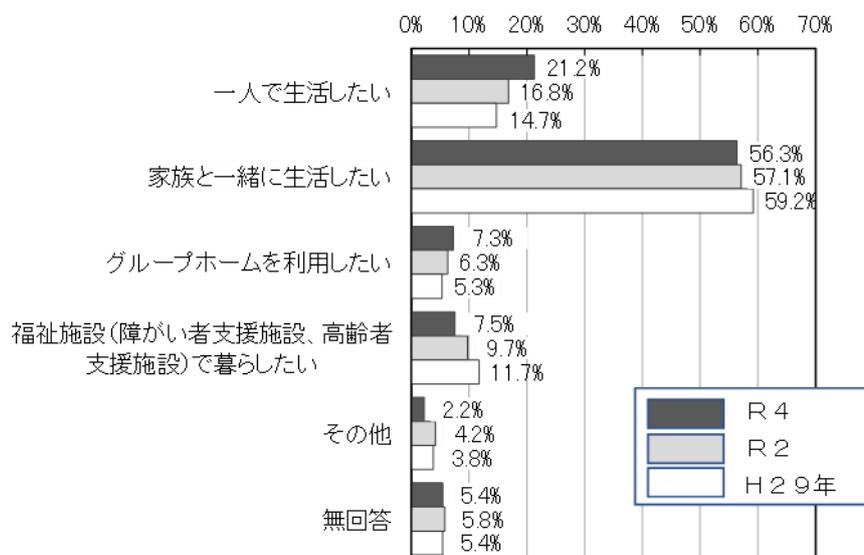
● あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。（○は1つだけ）

全体的に「家族と一緒に生活したい」が最も高い割合占めています。「一人で生活したい」の割合を見ると、精神障がい者が最も高く36.5%、次いで身体障がい者が18.2%となっています。また「グループホームを利用したい」は知的障がい者で15.9%、精神障がい者で9.5%となっています。今後の生活については、「家族と一緒に生活したい」が最も高い割合占めています。

	全体 (n=772)	身体障がい者 (n=455)	知的障がい者 (n=164)	精神障がい者 (n=200)	難病患者 (n=68)
一人で生活したい	21.2%	18.2%	14.6%	36.5%	14.7%
家族と一緒に生活したい	56.3%	63.3%	45.7%	45.5%	69.1%
グループホームを利用したい	7.3%	3.3%	15.9%	9.5%	2.9%
福祉施設で暮らしたい	7.5%	8.6%	12.8%	1.5%	5.9%
その他	2.2%	2.0%	4.3%	3.5%	2.9%
無回答	5.4%	4.6%	6.7%	3.5%	4.4%

◆経年比較（全体）

「一人で生活したい」、「グループホームを利用したい」方は増加していますが、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」方は減少しています。



● あなたにとって将来の心配事は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

全体的に「健康面のこと」が68.8%と最も多く、次いで「生活費のこと」が57.5%、「親・家族に先立たれること」が46.4%となっています。

身体障がい者では「健康面のこと」が76.0%と最も多く、次いで「生活費のこと」が52.3%、「親・家族に先立たれること」が35.4%となっています。

知的障がい者では「親・家族に先立たれること」が69.5%と最も多く、次いで「生活費のこと」が59.8%、「健康面のこと」が54.3%となっています。

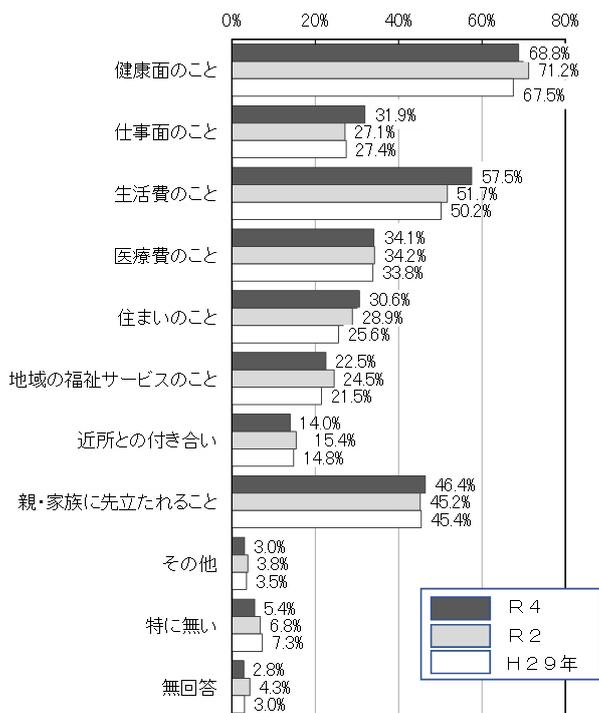
精神障がい者では「生活費のこと」が71.5%と最も多く、次いで「健康面のこと」が66.0%、「親・家族に先立たれること」が58.0%となっています。

難病患者では「健康面のこと」が73.5%と最も多く、次いで「生活費のこと」が66.2%、「親・家族に先立たれること」が45.6%となっています。

	全体 (n=772)	身体障がい者 (n=455)	知的障がい者 (n=164)	精神障がい者 (n=200)	難病患者 (n=68)
健康面のこと	68.8%	76.0%	54.3%	66.0%	73.5%
仕事面のこと	31.9%	19.6%	42.7%	55.0%	30.9%
生活費のこと	57.5%	52.3%	59.8%	71.5%	66.2%
医療費のこと	34.1%	30.1%	32.9%	46.5%	42.6%
住まいのこと	30.6%	21.8%	39.0%	45.5%	33.8%
地域の福祉サービスのこと	22.5%	20.2%	31.1%	21.5%	20.6%
近所との付き合い	14.0%	9.2%	16.5%	23.5%	13.2%
親・家族に先立たれること	46.4%	35.4%	69.5%	58.0%	45.6%
その他	3.0%	1.8%	3.0%	6.0%	1.5%
特に無い	5.4%	6.4%	4.9%	3.5%	2.9%
無回答	2.8%	2.6%	2.4%	2.5%	2.9%

◆経年比較（全体）

「生活費のこと」、「住まいのこと」、「仕事面のこと」は増加しています。



- 地域で生活するために、どのような支援があればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

全体的に「経済的な負担の軽減」が59.1%と最も多く、次いで「相談対応の充実」が36.3%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が35.8%となっています。

身体障がい者では「経済的な負担の軽減」が53.4%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が35.4%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が32.7%となっています。

知的障がい者では「経済的な負担の軽減」が62.2%と最も多く、次いで「相談対応の充実」が48.2%、「障がい者に適した住居の確保」が44.5%となっています。

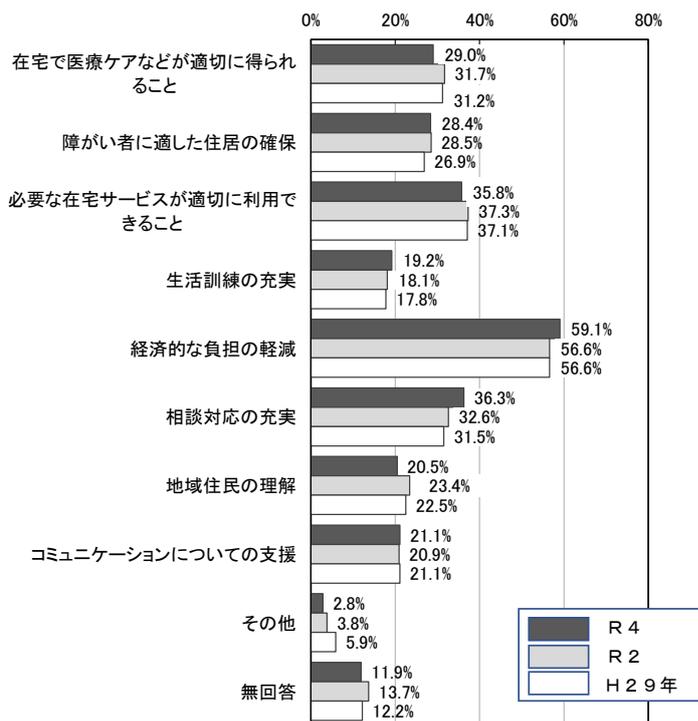
精神障がい者では「経済的な負担の軽減」が67.5%と最も多く、次いで「相談対応の充実」が47.5%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が30.5%となっています。

難病患者では「経済的な負担の軽減」が58.0%と最も多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「相談対応の充実」が39.1%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が37.7%となっています。

	全体 (n=772)	身体障がい者 (n=455)	知的障がい者 (n=164)	精神障がい者 (n=200)	難病患者 (n=68)
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	29.0%	32.7%	18.3%	25.0%	39.1%
障がい者に適した住居の確保	28.4%	22.9%	44.5%	30.0%	27.5%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	35.8%	35.4%	36.6%	30.5%	37.7%
生活訓練の充実	19.2%	13.2%	34.8%	20.5%	13.0%
経済的な負担の軽減	59.1%	53.4%	62.2%	67.5%	58.0%
相談対応の充実	36.3%	27.7%	48.2%	47.5%	39.1%
地域住民の理解	20.5%	12.7%	38.4%	27.5%	18.8%
コミュニケーションについての支援	21.1%	13.0%	41.5%	25.0%	26.1%
その他	2.8%	2.6%	3.7%	4.0%	1.4%
無回答	11.9%	12.1%	7.9%	12.5%	13.0%

◆経年比較（全体）

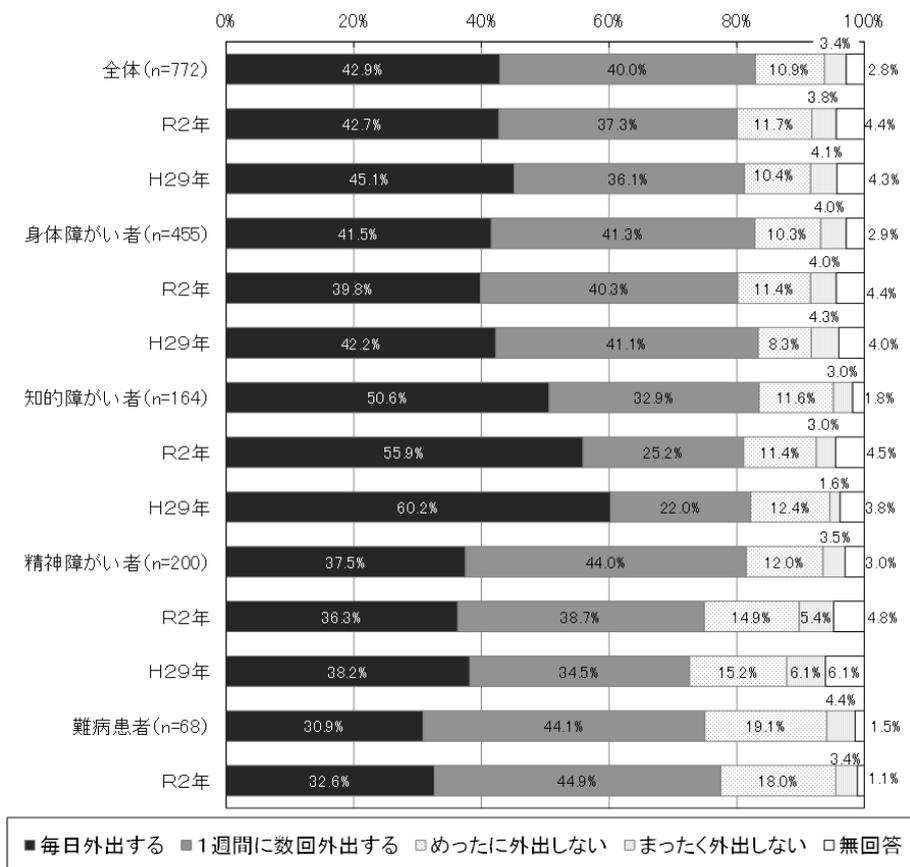
「経済的な負担の軽減」、「生活訓練の充実」、「相談対応の充実」は増加しています。



■【日中活動や就労について】

● あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

「毎日外出する」が、知的障がい者が50.6%と最も高く、難病患者が30.9%と最も低くなっています。



● 外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

全体的では「公共交通機関が少ない(ない)」「困った時にどうすればいいのか心配」が22.4%と最も多く、次いで「外出にお金がかかる」が19.4%、「道路や駅に階段や段差が多い」が15.5%となっています。

身体障がい者では「道路や駅に階段や段差が多い」が22.2%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が22.0%、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」が16.0%となっています。

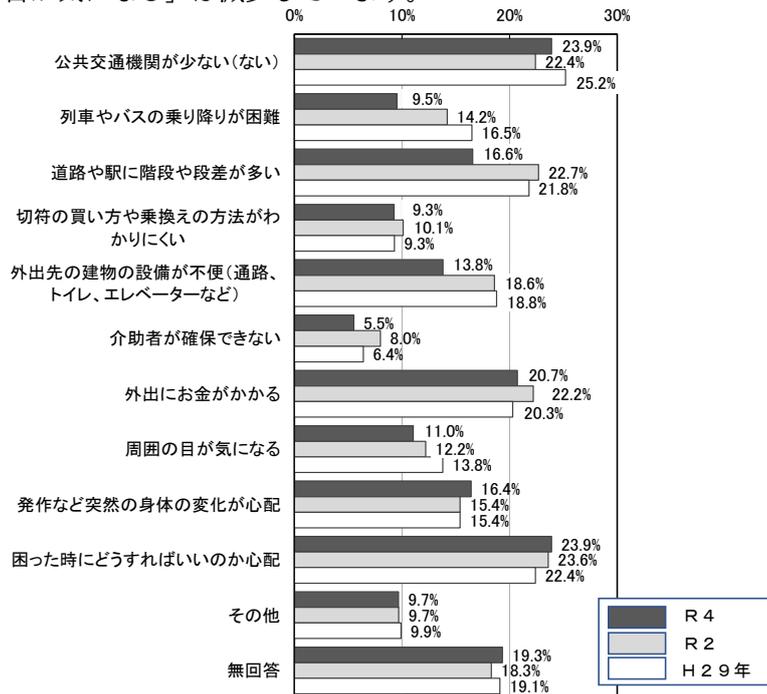
知的障がい者では「困った時にどうすればいいのか心配」が48.2%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が22.6%、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」が20.7%となっています。

精神障がい者では「外出にお金がかかる」が33.0%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が24.5%、「発作など突然の身体の変化が心配」が23.0%となっています。

難病患者では「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」が30.9%と最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が27.9%、「発作など突然の身体の変化が心配」が26.5%となっています。

	全体 (n=772)	身体障がい者 (n=455)	知的障がい者 (n=164)	精神障がい者 (n=200)	難病患者 (n=68)
公共交通機関が少ない(ない)	22.4%	22.0%	22.6%	24.5%	22.1%
列車やバスの乗り降りが困難	8.9%	11.2%	10.4%	5.0%	23.5%
道路や駅に階段や段差が多い	15.5%	22.2%	9.1%	7.0%	27.9%
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	8.7%	5.1%	20.7%	8.0%	10.3%
外出先の建物の設備が不便	13.0%	16.0%	12.2%	3.5%	30.9%
介助者が確保できない	5.2%	4.0%	12.8%	2.5%	10.3%
外出にお金がかかる	19.4%	14.9%	20.1%	33.0%	17.6%
周囲の目が気になる	10.4%	5.9%	18.3%	16.5%	10.3%
発作など突然の身体の変化が心配	15.4%	13.6%	15.9%	23.0%	26.5%
困った時にどうすればいいのか心配	22.4%	13.2%	48.2%	24.5%	20.6%
その他	9.1%	9.9%	4.9%	6.0%	8.8%
無回答	18.1%	20.2%	12.2%	17.5%	16.2%

◆経年比較（全体）「困った時にどうすればいいのか心配」は若干増加していますが、「列車やバスの乗り降りが困難」、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」、「周囲の目が気になる」は減少しています。



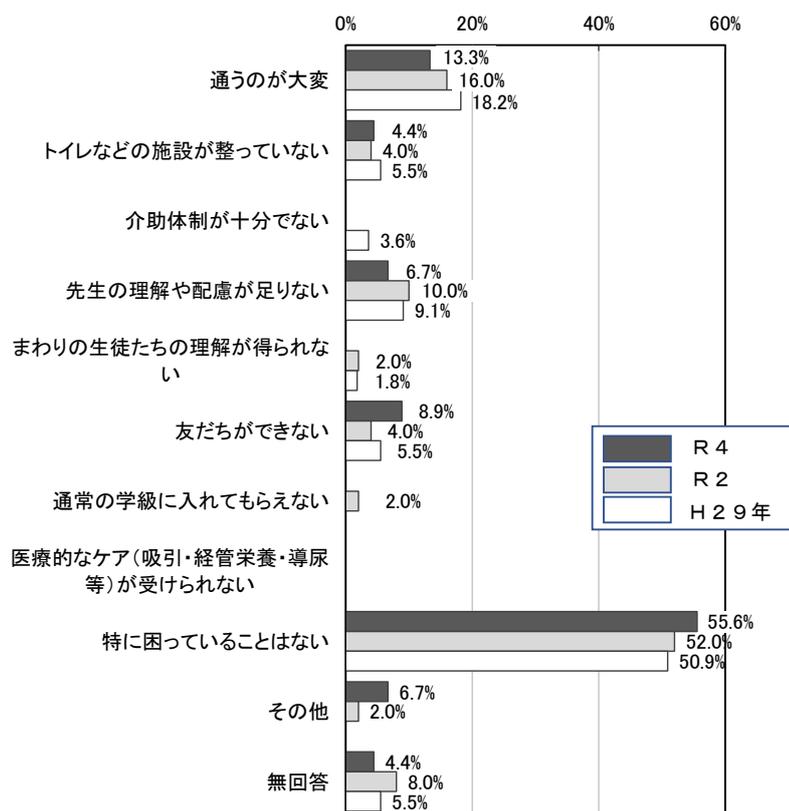
● 幼稚園・学校などに通っていて困ることはありますか。(○は1つだけ)

全体では「通うのが大変」が6件、「友達ができない」が4件、「先生の理解や配慮が足りない」が3件、「トイレなどの施設が整っていない」が2件となっています。

\*対象者が少数のため、グラフは省略します。

◆経年比較(全体)

「特に困っていることはない」は増加しており、「通うのが大変」は減少しています。



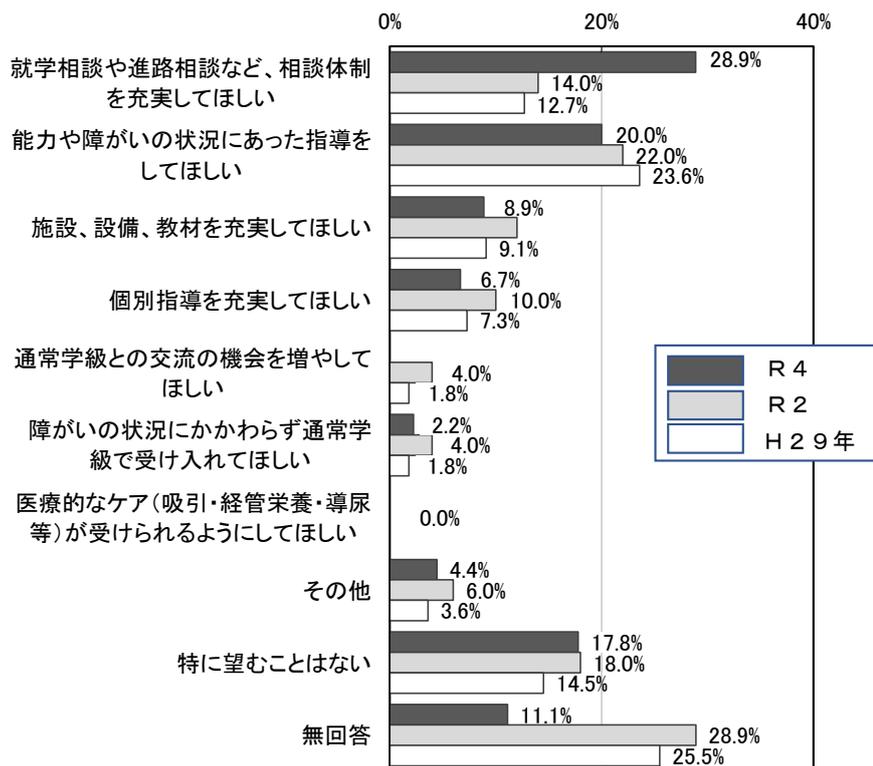
● 幼稚園・学校などに望むことはどのようなことですか。（○は1つだけ）

全体では「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が13件、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」が9件、「施設、設備、教材を充実してほしい」が4件、「個別指導を充実してほしい」が3件、「障がいの状況にかかわらず通常学級で受け入れてほしい」が1件となっています。

\*対象者が少数のため、グラフは省略します。

◆経年比較（全体）

「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」は増加しており、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」は減少しています。



- あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

全体では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が47.8%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が33.4%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が33.3%となっています。

身体障がい者では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が40.4%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が30.1%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が27.9%となっています。

知的障がい者では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が57.3%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が43.9%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が40.9%となっています。

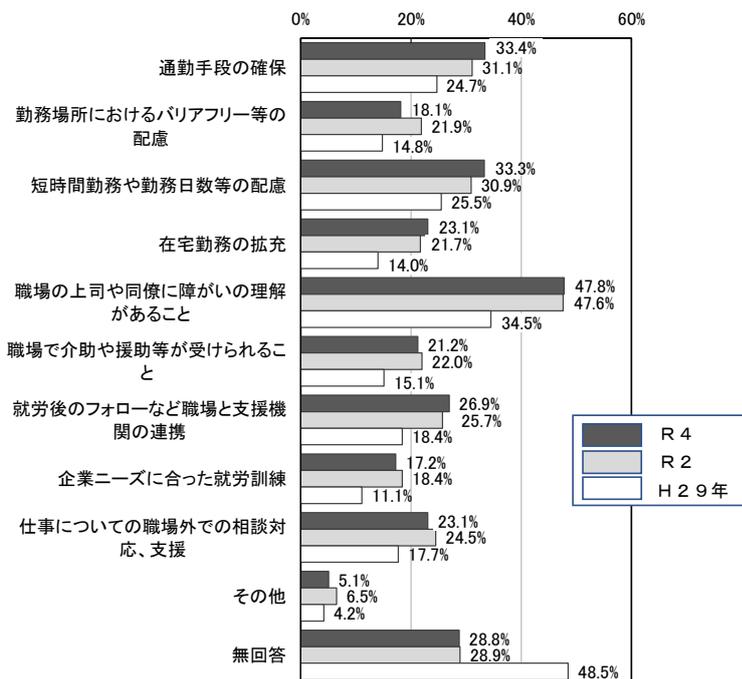
精神障がい者では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が54.5%と最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が44.5%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が37.0%となっています。

難病患者では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が44.1%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が36.8%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が33.8%となっています。

	全体 (n=772)	身体障がい者 (n=455)	知的障がい者 (n=164)	精神障がい者 (n=200)	難病患者 (n=68)
通勤手段の確保	33.4%	30.1%	43.9%	34.0%	36.8%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	18.1%	20.9%	14.6%	12.0%	22.1%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	33.3%	27.9%	32.9%	44.5%	29.4%
在宅勤務の拡充	23.1%	22.4%	17.7%	30.5%	32.4%
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	47.8%	40.4%	57.3%	54.5%	44.1%
職場で介助や援助等が受けられること	21.2%	17.1%	34.8%	18.5%	25.0%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	26.9%	18.2%	40.9%	37.0%	33.8%
企業ニーズに合った就労訓練	17.2%	13.0%	25.0%	19.5%	16.2%
仕事についての職場外での相談対応、支援	23.1%	16.5%	35.4%	31.0%	23.5%
その他	5.1%	5.5%	3.0%	3.5%	2.9%
無回答	28.8%	34.5%	23.8%	23.0%	38.2%

◆経年比較（全体）

「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「在宅勤務の拡充」が増加しています。



- あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

身体障がい者では「行政機関の広報誌」が37.8%と最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が32.1%、「インターネット」が29.7%となっています。

知的障がい者では「家族や親せき、友人・知人」が36.0%と最も多く、次いで「福祉サービス事業所の人や施設職員」が30.5%、「インターネット」が29.9%となっています。

精神障がい者では「インターネット」が40.0%と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が30.5%、「かかりつけの医師や看護師」が29.0%となっています。

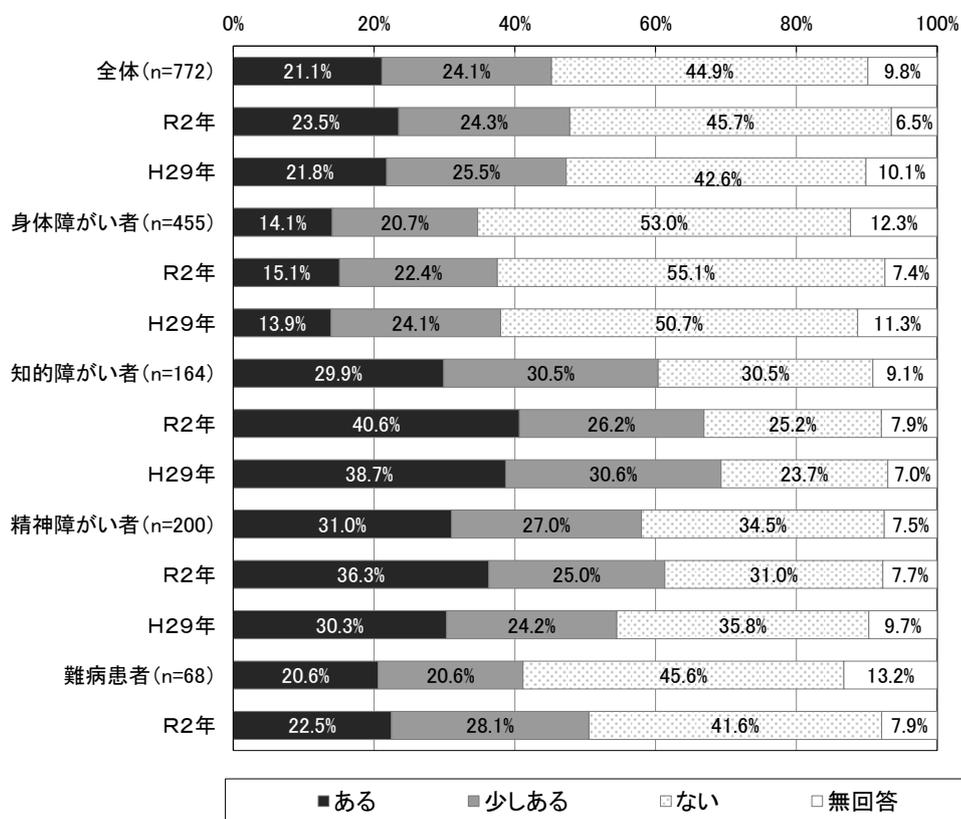
難病患者では「行政機関の広報誌」が38.2%と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が36.8%、「インターネット」が30.9%となっています。

	全体 (n=772)	身体障がい者 (n=455)	知的障がい者 (n=164)	精神障がい者 (n=200)	難病患者 (n=68)
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	29.4%	32.1%	21.3%	24.0%	22.1%
行政機関の広報誌	32.0%	37.8%	23.8%	19.5%	38.2%
インターネット	32.3%	29.7%	29.9%	40.0%	30.9%
家族や親せき、友人・知人	28.9%	22.9%	36.0%	30.5%	36.8%
福祉サービス事業所の人や施設職員	17.6%	12.1%	30.5%	22.5%	22.1%
障がい者団体や家族会(団体の機関誌など)	3.2%	2.4%	3.0%	5.0%	2.9%
かかりつけの医師や看護師	21.9%	22.0%	14.0%	29.0%	29.4%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	9.2%	10.8%	4.9%	10.5%	19.1%
民生委員・児童委員	1.0%	0.4%	1.2%	2.0%	0.0%
障がい児通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	3.6%	0.9%	13.4%	2.0%	2.9%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	4.3%	2.4%	7.3%	6.5%	1.5%
行政機関の相談窓口	10.2%	11.0%	11.0%	8.5%	14.7%
その他	4.3%	3.7%	5.5%	4.5%	2.9%
無回答	10.4%	12.3%	9.1%	8.0%	10.3%

■【権利擁護について】

- あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

「ある」「少しある」を合わせて、知的障がい者では60.4%、精神障がい者で58.0%、難病患者で41.2%、身体障がい者で34.8%となっています。



● どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

全体的では「外出先」が47.3%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が41.8%、「仕事を探すとき」が21.2%となっています。

身体障がい者では「外出先」が53.8%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が30.4%、「仕事を探すとき」が21.5%となっています。

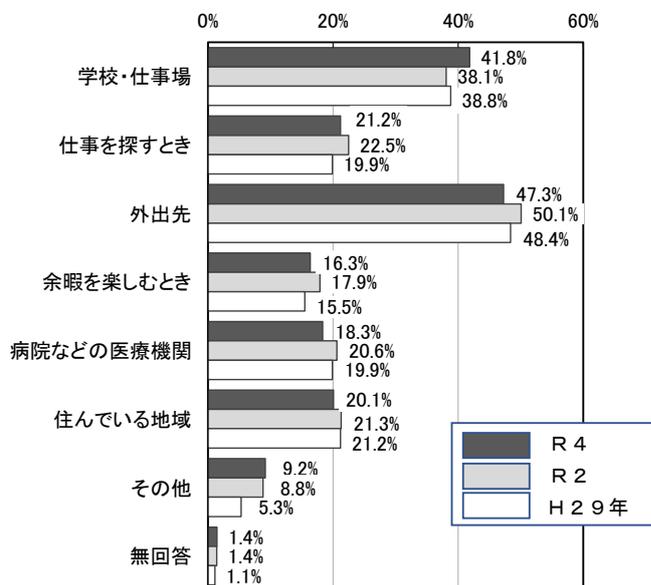
知的障がい者では「外出先」が49.5%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が45.5%、「住んでいる地域」が28.3%となっています。

精神障がい者では「学校・仕事場」が51.7%と最も多く、次いで「外出先」「仕事を探すとき」が32.8%、「病院などの医療機関」が25.9%となっています。

難病患者では「外出先」が60.7%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が42.9%、「病院などの医療機関」が39.3%となっています。

	全体 (n=349)	身体障がい者 (n=158)	知的障がい者 (n=99)	精神障がい者 (n=116)	難病患者 (n=28)
学校・仕事場	41.8%	30.4%	45.5%	51.7%	42.9%
仕事を探すとき	21.2%	21.5%	17.2%	32.8%	28.6%
外出先	47.3%	53.8%	49.5%	32.8%	60.7%
余暇を楽しむとき	16.3%	15.2%	16.2%	14.7%	32.1%
病院などの医療機関	18.3%	16.5%	17.2%	25.9%	39.3%
住んでいる地域	20.1%	17.7%	28.3%	19.0%	28.6%
その他	9.2%	9.5%	6.1%	11.2%	7.1%
無回答	1.4%	1.9%	1.0%	0.9%	0.0%

◆経年比較（全体）

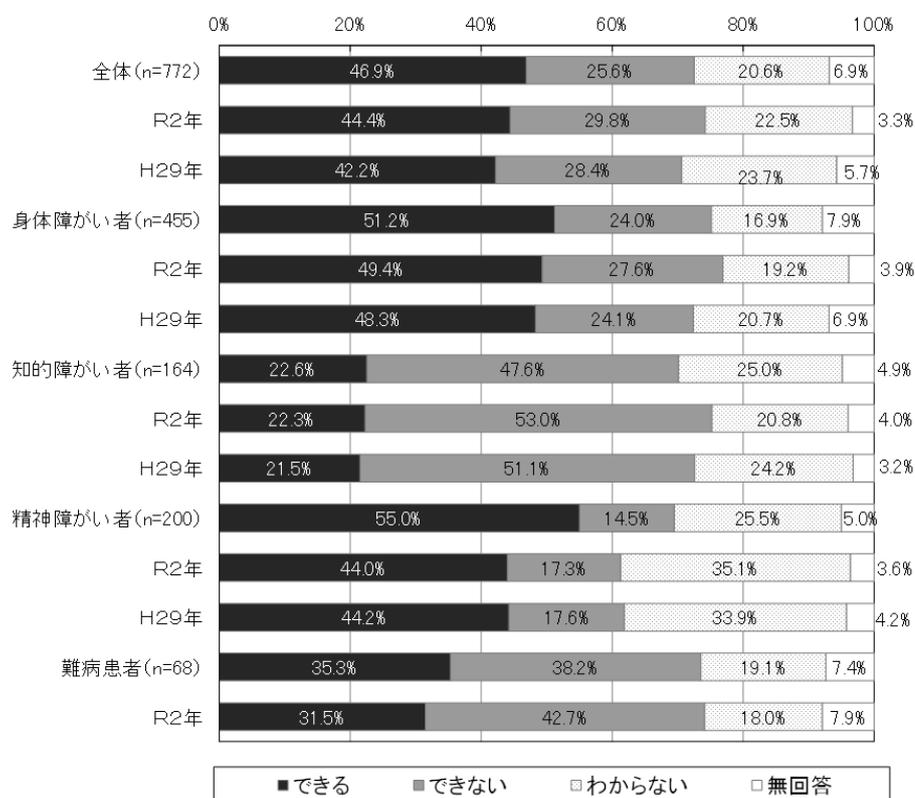


■【災害時の避難等について】

● あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

「できる」は身体障がい者で 51.2%、知的障がい者で 22.6%、精神障がい者で 55.0%、難病患者で 35.3%となっています。

また、「できる」が前々回、前回と若干ですが、増加しているのが見て取れます。



● 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

身体障がい者では「投薬や治療が受けられない」が52.1%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が49.2%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が35.4%となっています。

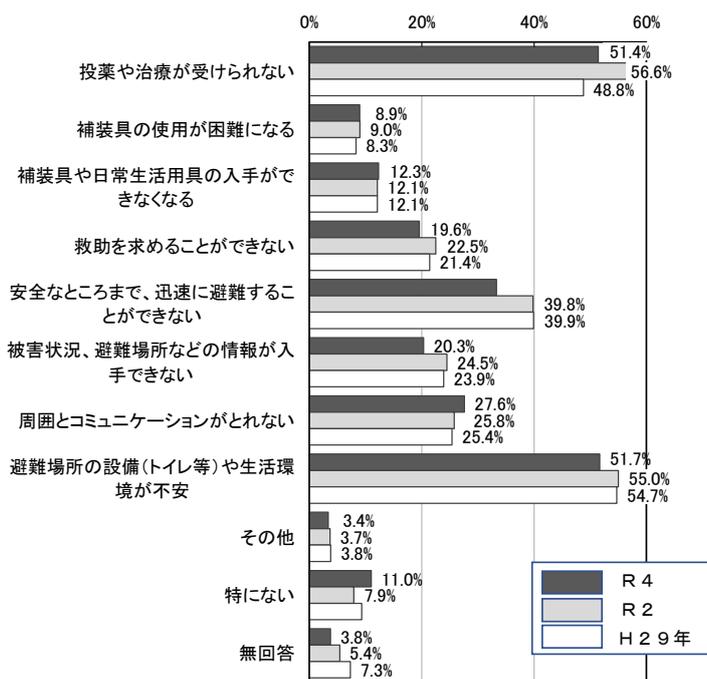
知的障がい者では「周囲とコミュニケーションがとれない」が60.4%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が57.3%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が50.6%となっています。

精神障がい者では「投薬や治療が受けられない」が63.5%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が49.5%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が33.5%となっています。

難病患者では「投薬や治療が受けられない」が60.3%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が57.4%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が50.0%となっています。

	全体 (n=772)	身体障がい者 (n=455)	知的障がい者 (n=164)	精神障がい者 (n=200)	難病患者 (n=68)
投薬や治療が受けられない	51.4%	52.1%	32.9%	63.5%	60.3%
補装具の使用が困難になる	8.9%	13.6%	3.0%	2.5%	22.1%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	12.3%	18.2%	8.5%	5.0%	29.4%
救助を求めることができない	19.6%	14.3%	45.1%	13.5%	23.5%
安全なところまで、迅速に避難することができない	33.3%	35.4%	50.6%	21.0%	50.0%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	20.3%	15.6%	38.4%	20.0%	22.1%
周囲とコミュニケーションがとれない	27.6%	16.7%	60.4%	33.5%	26.5%
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	51.7%	49.2%	57.3%	49.5%	57.4%
その他	3.4%	2.9%	3.7%	5.0%	5.9%
特になし	11.0%	12.1%	7.9%	11.0%	4.4%
無回答	3.8%	3.3%	3.7%	4.0%	4.4%

◆経年比較（全体）

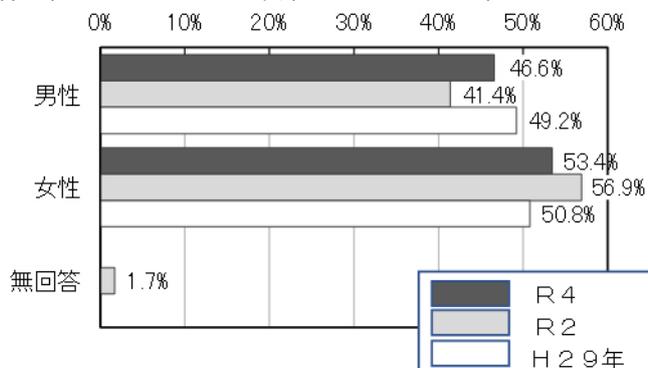


一般市民対象調査結果

■【本人の状況について】

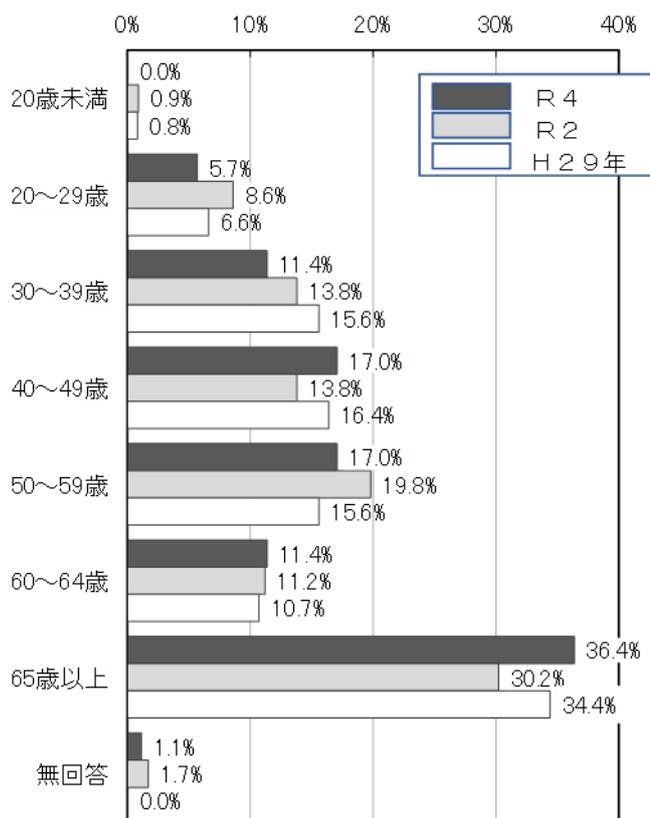
- あなたの性別を教えてください。

回答者の性別については、男性が46.6%、女性が53.4%となっています。



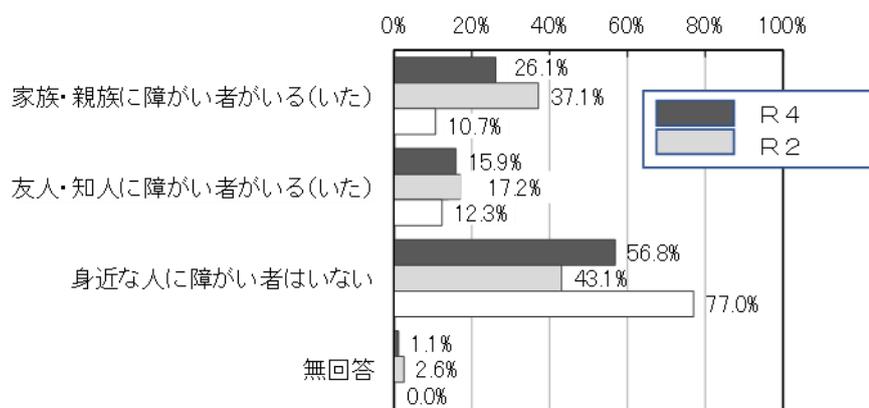
- あなたの年齢は何歳ですか。

回答者の年齢については、「65歳以上」が最も多く36.4%、次いで「40～49歳」、「50～59歳」が17.0%、「30～39歳」、「60～64歳」が11.4%となっています。



## ● あなたの家族や友人などに、障がい者がいますか。

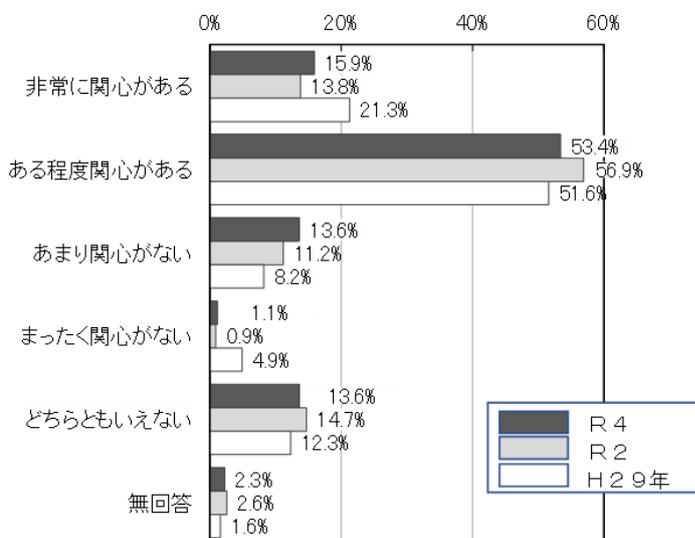
「家族・親族に障がい者がいる（いた）」が26.1%、「友人・知人に障がい者がいる（いた）」が15.9%、「身近な人に障がい者はいない」が56.8%となっています。



■【障がい者福祉への関心について】

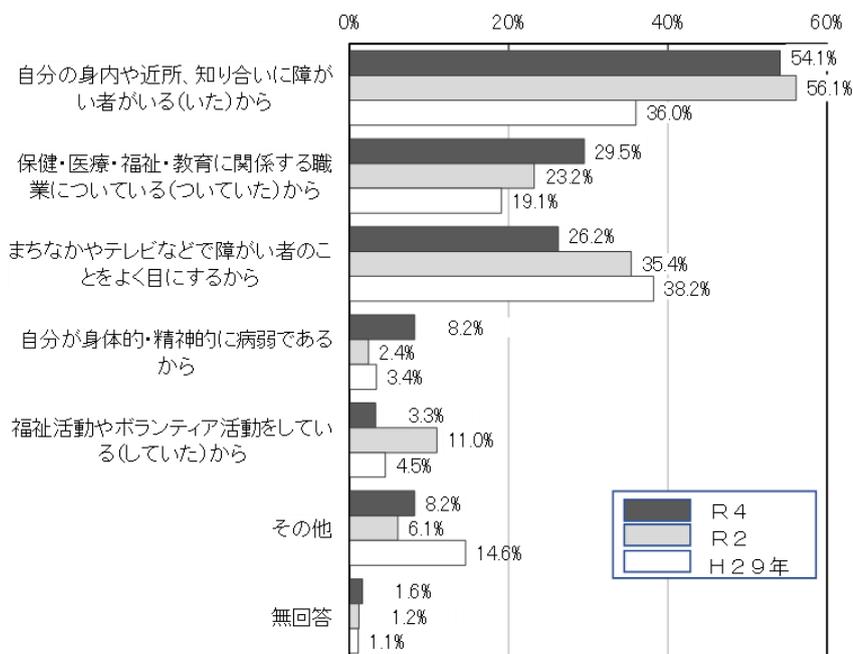
- あなたは、障がい者の福祉について関心をお持ちですか。（○は1つだけ）

「非常に関心がある」「ある程度関心がある」が69.3%、「あまり関心がない」「まったく関心がない」が14.7%となっています。



- どのような理由から、関心をお持ちですか。（あてはまるものすべてに○）

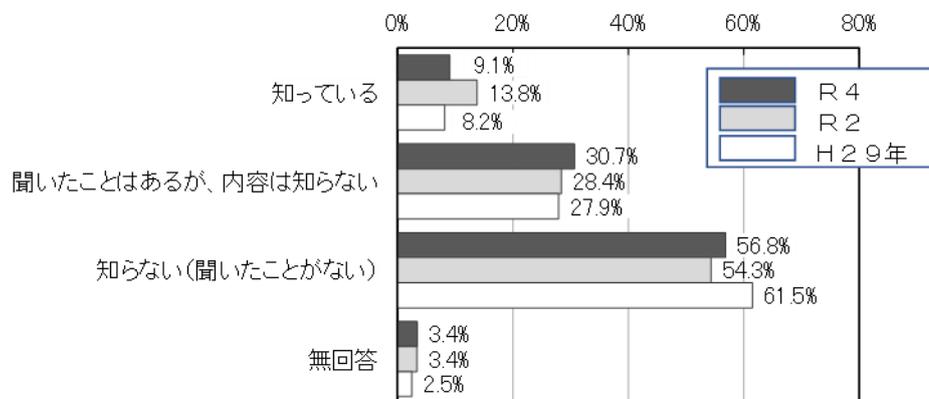
「自分の身内や近所、知り合いに障がい者がいる（いた）から」が最も多く54.1%、次いで「保健・医療・福祉・教育に関する職業についている（ついていた）から」が29.5%、「まちなかやテレビなどで障がい者のことをよく目にするから」が26.2%となっています。



■【障がいのある人に対する理解について】

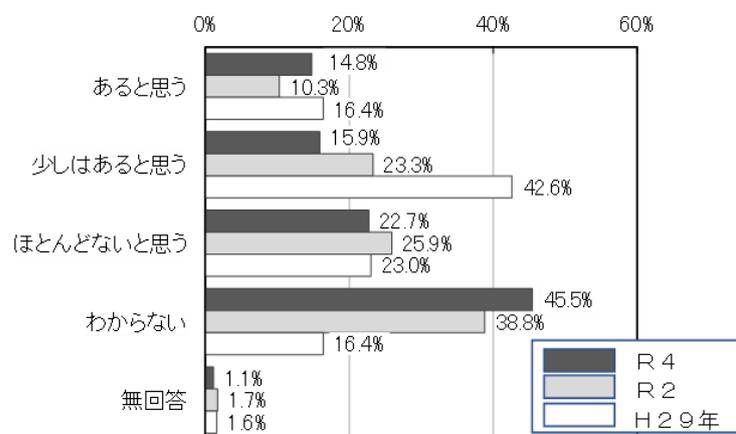
- あなたは、この「障害者差別解消法」をご存知ですか。

「知っている」が9.1%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が30.7%、「知らない（聞いたことがない）」が56.8%となっています。



- あなたは、あなたが住む地域社会には障がい者に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。（○は1つだけ）

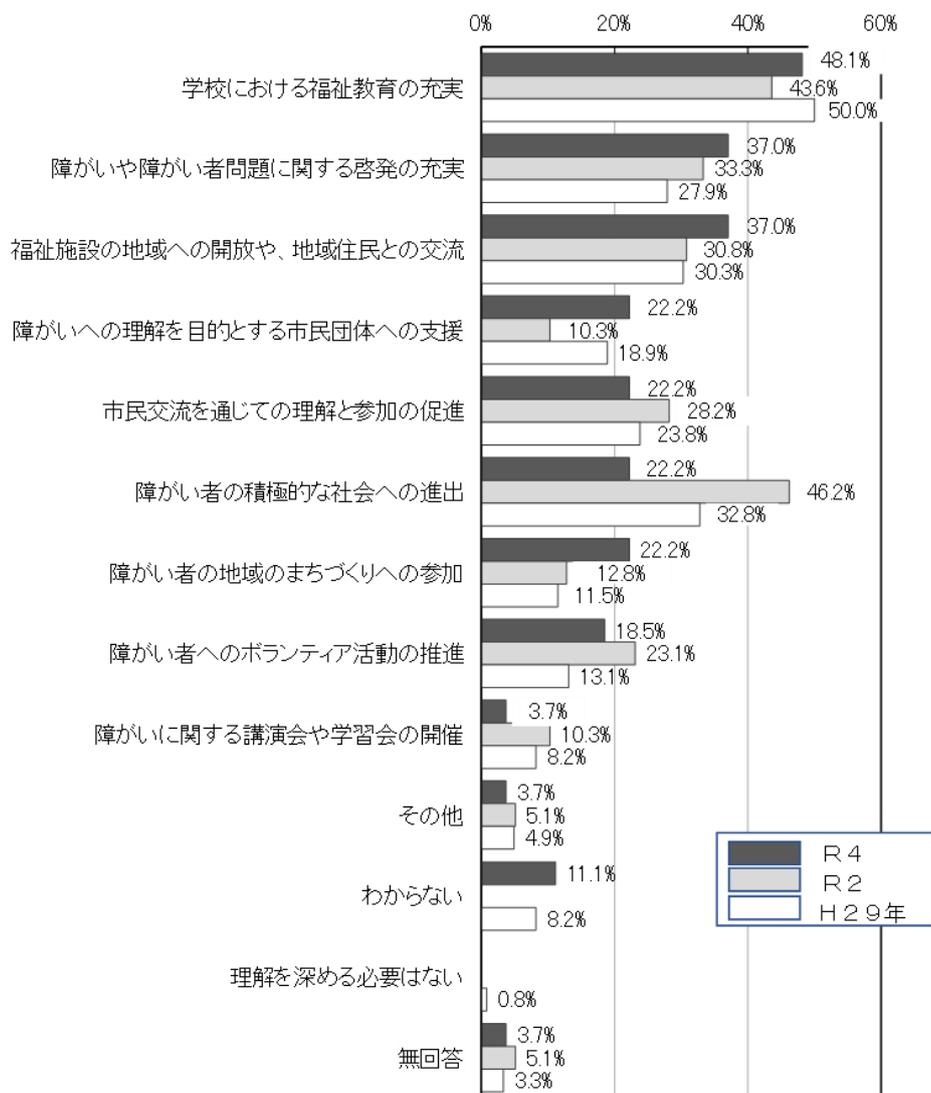
「あると思う」が14.8%、「少しはあると思う」が15.9%、「ほとんどないと思う」が22.7%となっています。



- あなたは、障がい者への市民の理解を深めるためには、何が必要であると思いますか。（3つまで○）

「学校における福祉教育の充実」が最も多く48.1%、次いで「障がいや障がい者問題に関する啓発の充実」、「福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流」が37.0%となっています。

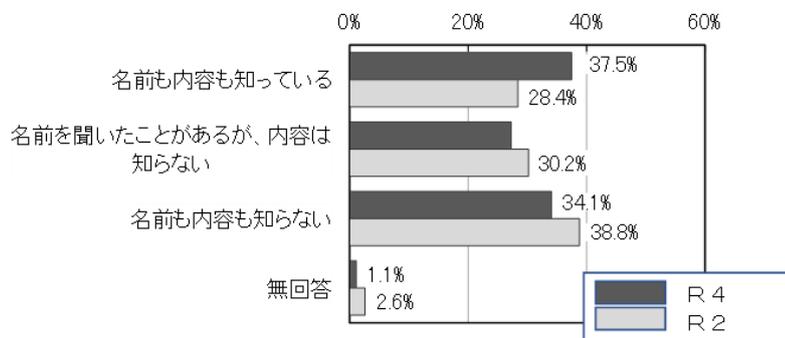
また、「障がいや障がい者問題に関する啓発の充実」、「福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流」、「障がい者の地域のまちづくりへの参加」は増加しています。



■ 【障がいのある人への支援・ボランティアなど】

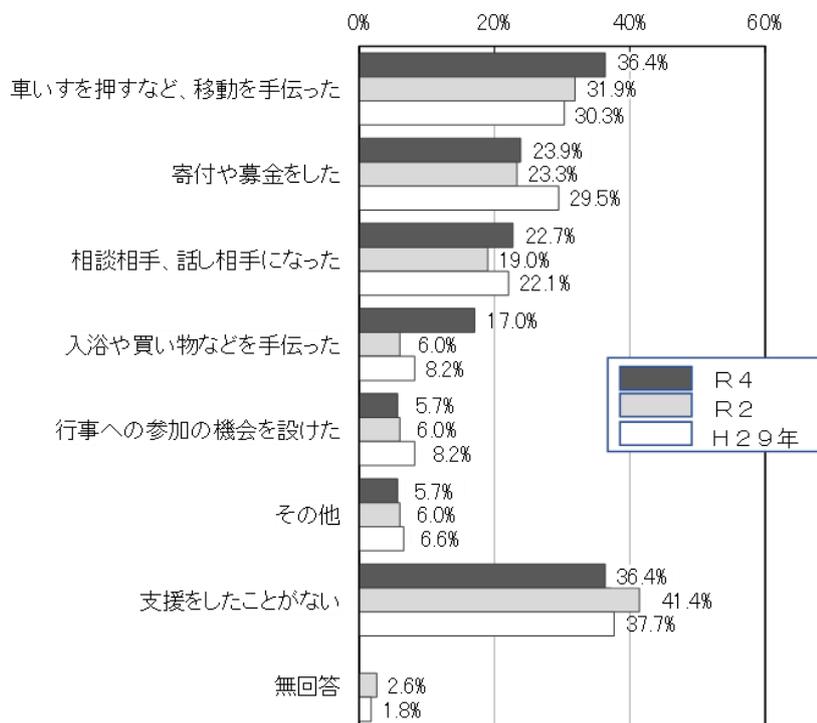
- あなたは、「ヘルプマーク」をご存じですか。（○は1つだけ）

「名前も内容も知っている」が37.5%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.3%、「名前も内容も知らない」が34.1%となっています。



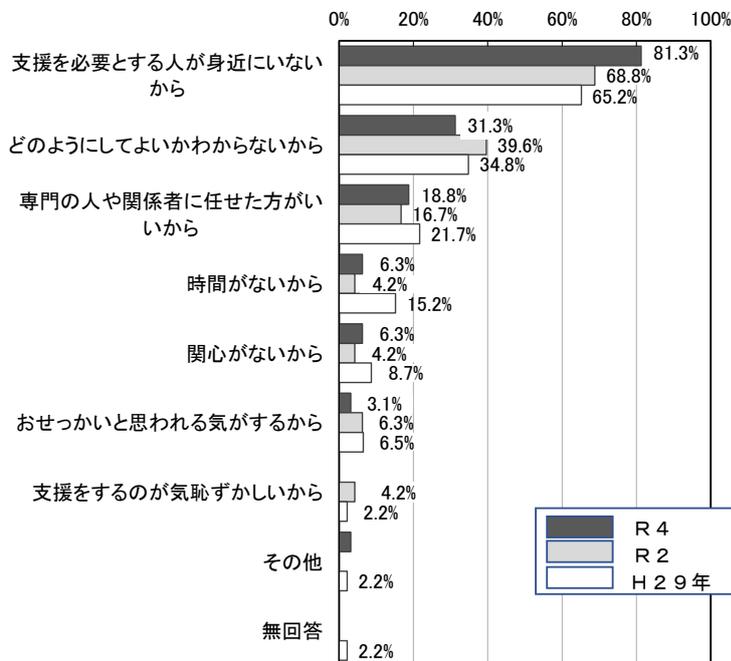
- あなたは、今まで障がい者へ、どのような支援を行ったことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

「車いすを押すなど、移動を手伝った」が最も多く36.4%、次いで「寄付や募金をした」が23.9%、「相談相手、話し相手になった」が22.7%となっています。



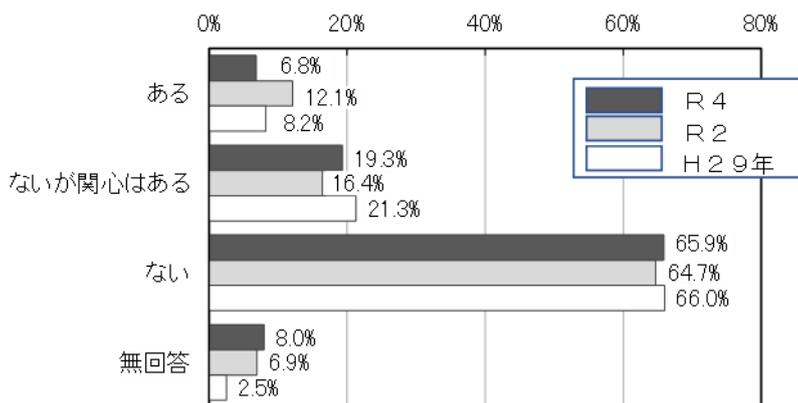
● 特に支援をしたことがない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

「支援を必要とする人が身近にいないから」が最も多く81.3%、次いで「どのようにしてよいかわからないから」が31.3%、「専門の人や関係者に任せたいから」が18.8%となっています。

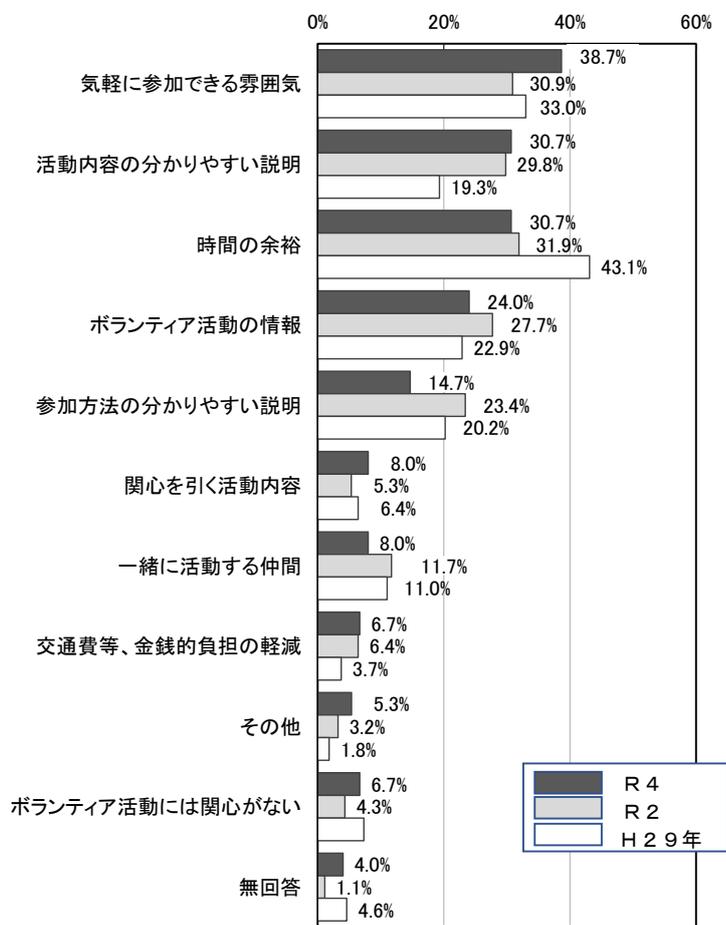


● あなたは、障がい者を対象とするボランティア活動をしたことがありますか。（○は1つだけ）

「ある」が6.8%、「ないが関心はある」が19.3%、「ない」が65.9%となっています。



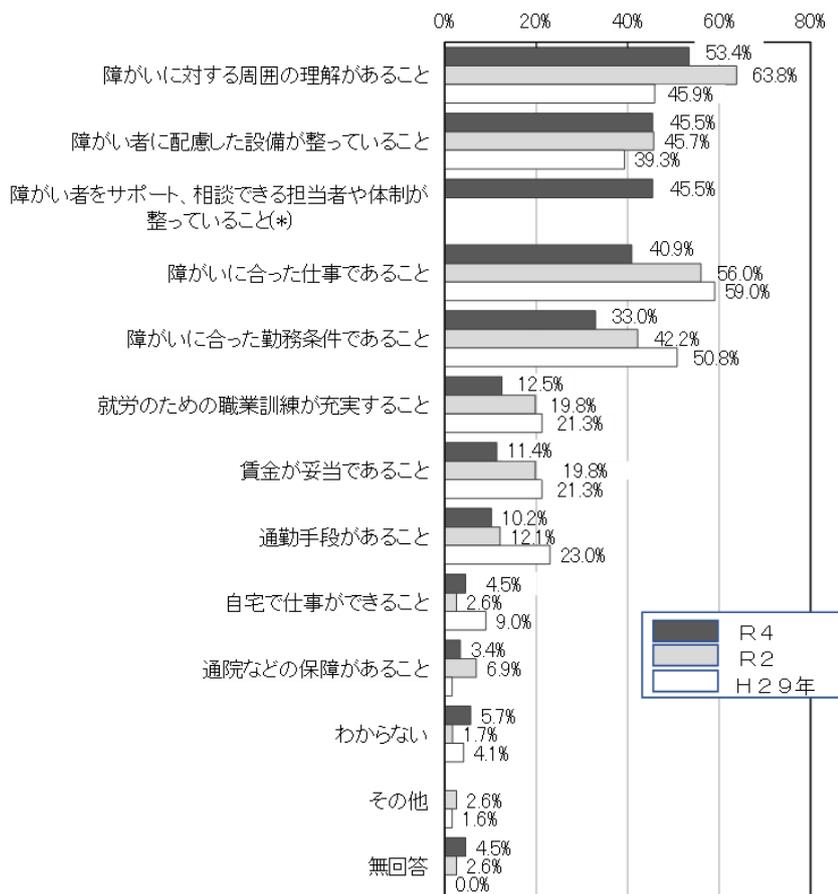
- 活動に参加するためには何が必要ですか。（2つまで○）  
 「気軽に参加できる雰囲気」が最も多く38.7%、次いで「活動内容の分かりやすい説明」、  
 「時間の余裕」が30.7%、「ボランティア活動の情報」が24.0となっています。



■【障がいのある人の就労・教育】

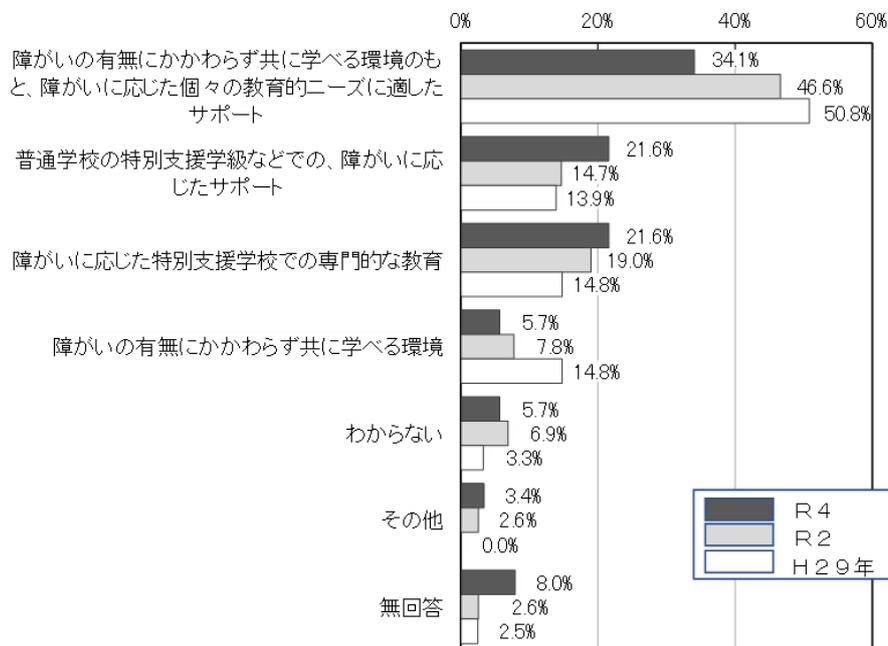
- 現在、障がい者への就労支援施策が推進されています。あなたは、障がい者が働くために、どのような条件が必要だと思いますか。（3つまで○）

「障がいに対する周囲の理解があること」が最も多く53.4%、次いで「障がい者に配慮した設備が整っていること」、「障がい者をサポート、相談できる担当者や体制が整っていること」が45.5%、「障がい者に合った仕事であること」が40.9%となっています。



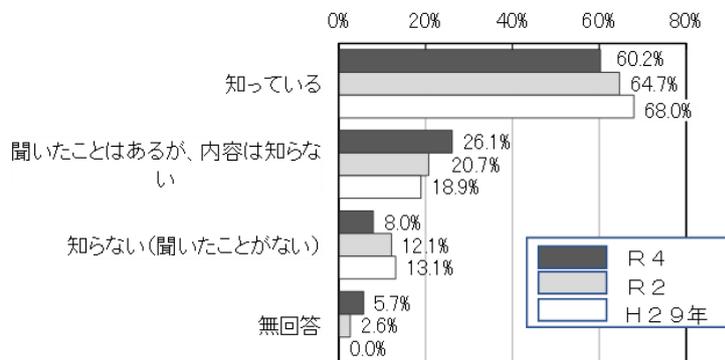
● 障がいのある子どもの就学環境は、次のどれが望ましいと思いますか。（○は1つだけ）

「障がいの有無にかかわらず共に学べる環境のもと、障がいに応じた個々の教育的ニーズに適したサポート」が最も多く34.1%、次いで「普通学校の特別支援学級などでの、障がいに応じたサポート」、「障がいに応じた特別支援学校での専門的な教育」が21.6%となっています。



● 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体、民間企業は、一定の割合以上、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされていますが、あなたをご存知ですか。（○は1つだけ）

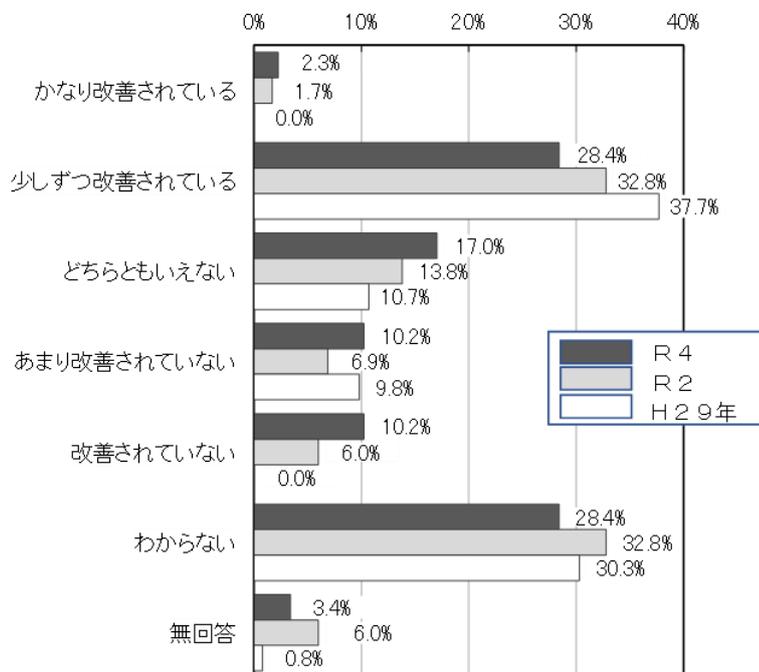
「知っている」が60.2%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が26.1%、「知らない（聞いたことがない）」が8.0%となっています。



■【福祉のまちづくり・龍ヶ崎市の障がい者施策】

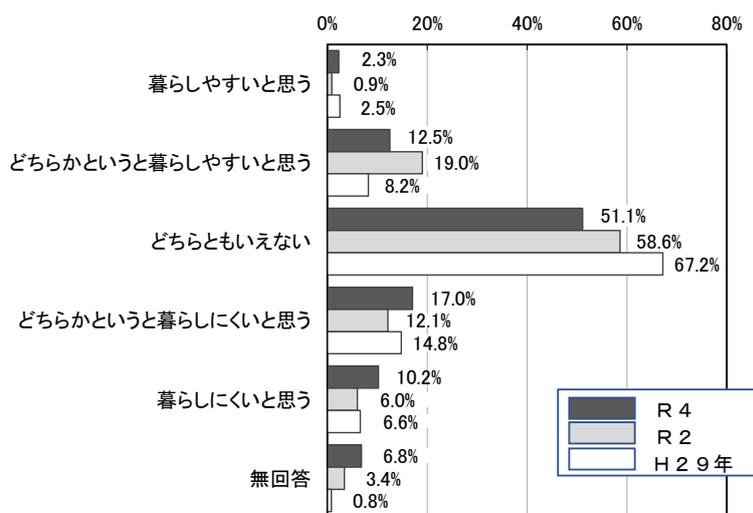
- 以前と比較して、まちの環境は、障がい者が外出しやすく改善されていると思いますか。(○は1つだけ)

「改善されている」が30.7%、「どちらともいえない」が17.0%、「改善されていない」が20.4%となっています。



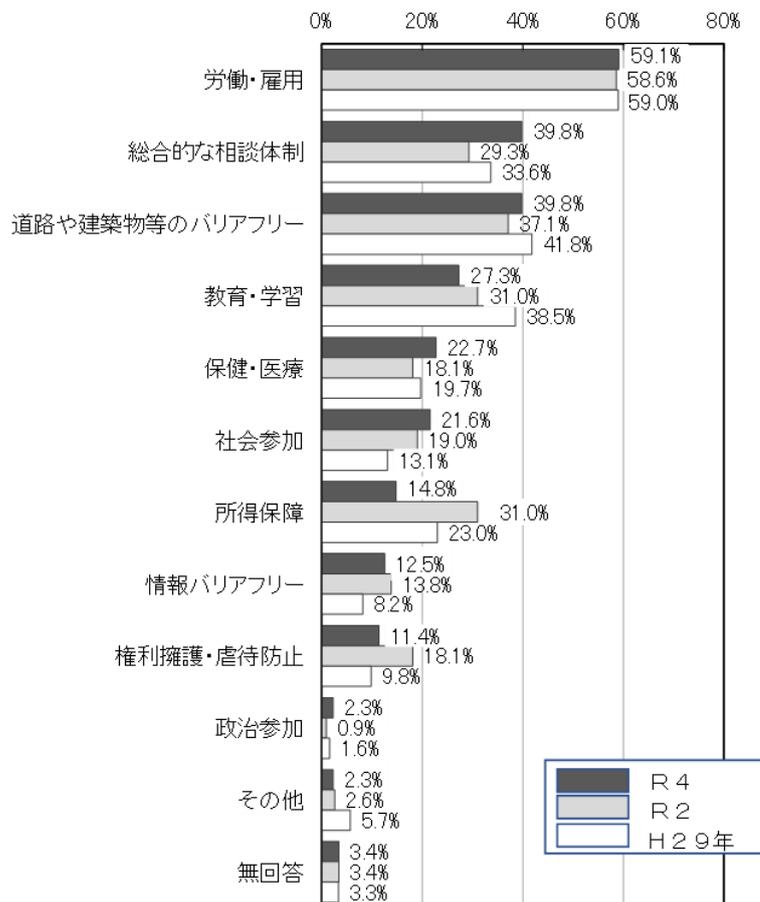
- あなたは、龍ヶ崎市は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(○は1つだけ)

「暮らしやすい」が14.8%、「どちらともいえない」が51.1%、「暮らしにくい」が27.2%となっています。



- 今後の障がい者施策において、強化することが望ましい分野は、次のうちどれだと思いますか。（3つまで○）

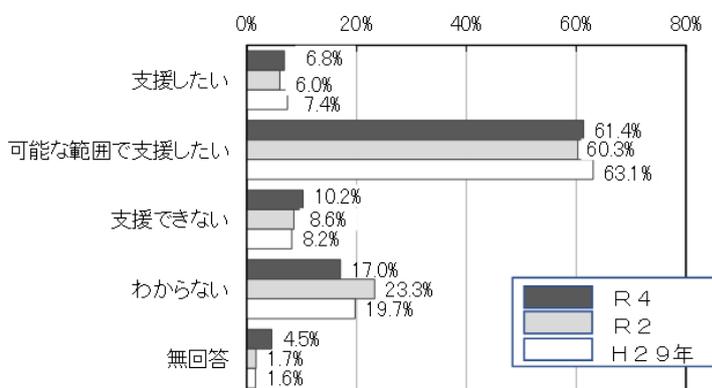
「労働・雇用」が最も多く59.1%、次いで「総合的な相談体制」、「道路や建築物等のバリアフリー」が39.8%、「教育・学習」が27.3%となっています。



■【災害時の対応について】

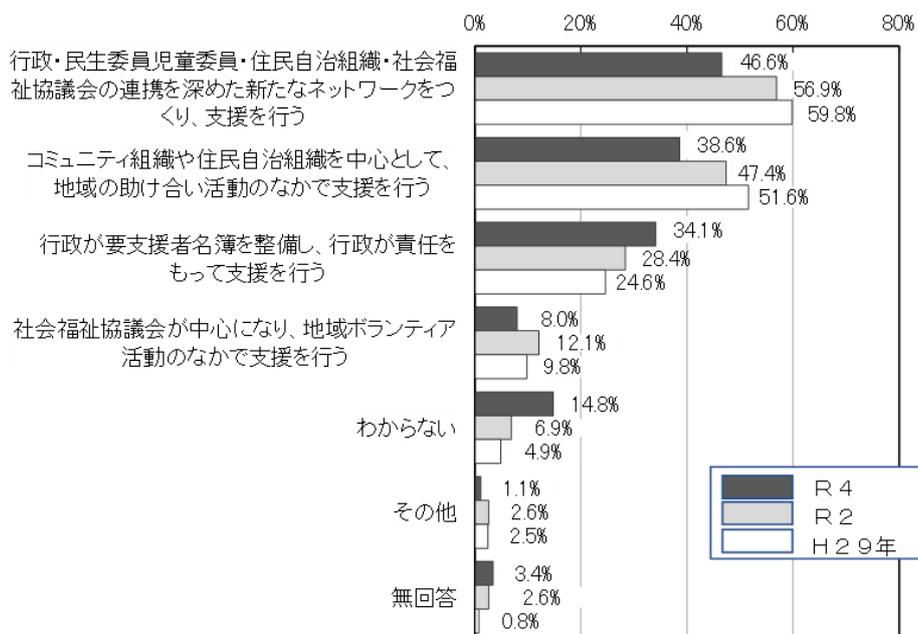
- あなたは災害発生時に要支援者の避難を支援できますか。（○は1つだけ）

「支援したい」が68.2%、「支援できない」が10.2%となっています。



- 災害時や緊急時において、障がい者に対して避難支援や安否確認などの支援を行うためにはどのような体制をつくることがよいと思いますか。（2つまで○）

「行政・民生委員児童委員・住民自治組織・社会福祉協議会の連携を深めた新たなネットワークをつくり、支援を行う」が最も多く46.6%、次いで「コミュニティ組織や住民自治組織を中心として、地域の助け合い活動のなかで支援を行う」が38.6%、「行政が要支援者名簿を整備し、行政が責任をもって支援を行う」が34.1%となっています。



### 第3節 本市の現状と課題

#### ①障がいのある人への理解

アンケート調査では、45.2%の障がいのある人が差別を受けた経験があると回答しており、同時に市民は差別や偏見が「少しはあると思う」、「あると思う」が30.7%を占めています。このため、さまざまな機会を捉え、SNS、市ホームページ等を活用することをはじめとし、実効性を伴う啓発・広報活動を展開し、市民の一層の理解を促進する必要があります。

#### ②生活を地域全体で支えるための仕組みづくり

アンケート調査では、主な介助者について、「父母・祖父母・兄弟」が55.4%、「配偶者」22.4%と、家族から介助を受けている障がいのある人が77.8%を占めています。地域で自立した生活を送るためには、関係機関との連携により相談支援やサービスをさらに充実させる必要があります。

#### ③保健・医療の推進

アンケート調査では、将来の心配事について、「健康面のこと」が68.8%で最も高く、また、自立支援医療<sup>※1</sup>のうち、精神通院医療受給者が増加傾向にあります。障がいの早期発見・早期療育、予防を含めた医療体制を確保する必要があります。

#### ④就労機会の拡大

地域で自立した生活を営むためには、自分の能力を発揮できる就労の場を得ることが必要です。アンケート調査では、障がいのある人の就労支援として必要だと思うことは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が47.8%と最も高く、就労の場の確保とともに、雇用環境の場においても、理解を深めるための普及・啓発に努める必要があります。

#### ⑤安全・安心な暮らしの確保

アンケート調査では、災害時に近所で助けてくれる人がいる割合が21.1%となっています。避難行動要支援者の情報の共有化を図り、災害時に備えた避難体制の推進とともに、防災に関する普及・啓発に努める必要があります。

#### ⑥障がいのある子どもへの支援

障がい児通所支援事業所の拡充に伴い、サービスを利用する障がい児が増加しています。児童発達支援センターを整備し、地域の中核的な支援機関としての役割を果たします。

#### ⑦インクルーシブ教育システム<sup>※2</sup>の推進

障がいのあるなしにかかわらず、共に学び、共に支えあい、障がいのある児童生徒が社会で自立できる力を育む教育が大切です。必要な支援を受けながら同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育を進めます。

※1 自立支援医療……心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な更生医療、育成医療及び精神通院医療のことです。

※2 インクルーシブ教育システム……障害者権利条約第24条において「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされています。

## 第3章 障がい者プランの基本理念と基本目標

### 第1節 基本理念

本市では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全て支えあいながら、住み慣れた地域で、いきいきと自分らしい生活を送ることができる共生社会を目指しています。この実現のためには、障がいのある人やその家族だけではなく、すべての人が平等に人権を享有することを、共通の考え方として認識することが重要です。

すべての人は、人間としての尊厳が尊重される権利を生まれながらに有しています。自らの決定に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならないとの考え方を踏まえ、地域に暮らす人々がお互いに支えあい、尊重しあいながら生活していくことが大切です。

このような考え方を踏まえ、「龍ヶ崎市障がい者プラン」の基本理念を、次のように定めます。

#### 基本理念

**障がいのある人もない人も、  
ともにいきいきと安心して生活できるまち**

### 第2節 基本目標

『障がいのある人もない人も、ともにいきいきと安心して生活できるまち』という基本理念のもと、次の三つの基本目標を掲げて、施策を展開していきます。

#### 基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

障がいのある人が地域社会の一員として分け隔てられることなく生活するためには、すべての人が、障がいがあることによる「生きにくさ」や「暮らしにくさ」を理解することが大切です。等しく生きる社会の実現のため、基本理念の普及・啓発に重点を置いた施策に取り組みます。

また、適性に応じて能力を発揮できるよう、就労や自立に向けた支援、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動などを行えるようにするため、環境を整備し、積極的な社会活動への参加を支援します。

#### 基本目標2 地域生活支援の充実

障がいのある人が高齢になり、障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、生活を地域全体で支え、支援できる体制が必要です。在宅サービスやグループホームなどの環境の充実を図ります。また同時に、効果的な経済的支援や福祉就労を含めた継続した支援を行います。また、相談窓口の周知とともに相談体制を整備します。

併せて、気軽に相談できる窓口の設置、必要な情報提供を円滑に実施し、障がいのある人の意思決定の支援にも配慮しながら、個々の状態像や障がい特性に応じた支援体制の充実を図ります。

#### 基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

障がいのある人が安心して生活し、積極的に社会参加するためには、障がいのある人も含めてすべての人が住みやすいまちづくりが必要です。このため「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づく事業の推進を図ります。

近年多発する台風、短期的強雨による水害や地震による災害に備えるため緊急時における支援体制、災害時における避難支援対策に取り組みます。

### 第3節 重点的に取り組む施策

「龍ヶ崎市第5次障がい者プラン」においては、障がいのある人を取り巻く状況に応じて、多様な障がい者施策を効果的に実施するため、以下の施策を重点的に推進していきます。

#### ■全庁的な取組の推進

障がいに関する施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境など、幅広い分野にわたっています。そのため、庁内の関係各課などとの連携を強化するとともに、全庁的な支援協力体制のもと、障がい者施策を推進します。

#### ■相談支援体制の充実

基幹型相談支援センターは、地域における相談支援体制の中核的な役割があり、障がい特性に応じた相談や支援ができるよう、専門職を配置し、相談支援体制の充実を図ります。障がいのある人が適切な支援を受けるためには、サービス事業者などの情報提供や相談支援が重要です。そのため、障害福祉サービスを中心とした重層的な支援を行うため、相談支援事業者との連携強化を推進します。

#### ■就労支援

障がいのある人が就労することは社会とのつながりを持ち、自立のための大切な要素です。ハローワークや障がい福祉サービス事業所等と連携して、障がいのある人への理解や職場環境の整備をしていくことが必要です。そのため、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会と連携を図りながら、サービス事業者、ハローワークなどの支援機関と協力して、障がい者就労を促進します。また、SNS等を活用し、広報や理解促進を推進します。福祉的就労として、福祉サービスとして働く場や一般就労に向けた継続的な支援を推進します。

#### ■居住支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、住まいの確保が必要です。親なき後を見据え、生活の拠点となるグループホーム等の整備や住宅サービスなどの環境の充実を図り、障がいのある人とその家族が安心して生活できる環境づくりを推進します。

#### ■障がいのある子どもへの支援

子ども発達センターつぼみ園は、日常生活における基本動作の指導や、集団生活への適応訓練などを実施するだけでなく、地域の中核的な支援施設として、関係機関と連携し、切れ目のない一貫した療育を行う相談支援体制を推進します。

## 第2編 障がい者福祉施策の推進

## 第1章 施策体系と施策の展開

### 第1節 施策体系

#### 基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

##### 施策

1 差別の解消、権利擁護  
の推進及び虐待の防止  
P50～P51

2 雇用・就業、経済的  
自立の支援  
P52～P53

3 教育の振興  
P54

4 文化芸術活動・  
スポーツ等の振興  
P55

##### 施策の展開

- (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進、虐待の防止

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障がい者雇用の促進
- (4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保【新規】
- (5) 一般就労が困難な障がいのある人に対する支援

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障がいのある学生の支援の推進【新規】
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実【新規】

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、競技スポーツにかかる取組の推進

#### 基本目標2 地域生活支援の充実

##### 施策

5 情報アクセシビリティ  
の向上及び意思疎通  
支援の充実  
P56～P57

6 自立した生活の支援・  
意思決定支援の推進  
P58～P60

7 保健・医療の推進  
P61～P62

##### 施策の展開

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障がいのある子どもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進
- (7) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

施策

8 安全・安心な生活  
環境の整備  
P63～P65

施策の展開

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設の整備【新規】
- (4) 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

9 防災、防犯等の推進  
P66～P67

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

10 行政等における  
配慮の充実  
P68

- (1) 行政機関等における配慮及び障がいのある人の促進等
- (2) 選挙等における配慮
- (3) 司法手続き等における配慮

## 第2節 施策の展開

## 基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

## 施策1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

## 【現状と課題】

アンケート調査（P27 参照）によると、差別を受けたり、嫌な思いをしたりした経験が「ある」または「少しある」と答えた人の割合は、身体障がい者で34.8%、知的障がい者で60.4%、精神障がい者で58.0%、難病患者で41.2%、全体で45.2%となっています。

一方、一般市民調査では、障がいを理由とする差別や偏見の有無について、「ある」、「少しはある」と答えた人の割合は30.7%であり、障害者差別解消法の認知状況については、「知らない（聞いたことがない）」が56.8%と最も高くなっています。

障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するためには、個人の尊厳を重んじ、人間として生まれながらに持っている基本的な人権が尊重される社会でなければなりません。

## 【施策の方向性】

市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、誤解や偏見に基づく「心のバリア」を取り払うことが重要です。こうした意識の醸成が、社会的障壁の除去につながっていくことから、障がいへの理解や権利擁護の推進を図ります。

## 【数値目標】

指標名	前回の現状値 平成29年度	現状値 令和4年度	目標値 令和11年度
差別を受けた経験のある障がい者の割合	47.3%	45.2%	40.0%
成年後見制度の認知度	25.6%	31.5%	35.0%

## 施策の展開（1）障がいを理由とする差別の解消の推進

## ① 広報・広聴活動の充実 【障がい福祉課・秘書広聴課・社会福祉協議会】

- 市広報紙『りゅうほ一』、社会福祉協議会の広報紙『しゃきょうだより』や、市、社会福祉協議会のホームページや SNS など多様な媒体を通じて広報活動を推進します。
- 行事・講座などの案内や障がいのある人の生活環境の向上のため活動している市民団体の様子など、情報の収集・広報を図ります。
- 障がい福祉施策やまちづくりに関して、障がいのある人や市民の参加機会を拡大し、広く意見を反映できるよう、相談時のニーズの聞き取りやパブリックコメント<sup>\*1</sup>など広聴活動の充実を図ります。

\*1 パブリックコメント… 市が基本的な政策等の策定を行う場合に、その案を公表して市民からの意見を募集し、寄せられた意見を考慮して市が最終的な意思決定を行う一連の手続きです。

## ② 啓発活動の充実 【障がい福祉課・地域づくり推進課・スポーツ推進課・文化・生涯学習課・社会福祉協議会】

- 障がい特性や障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるため、ボランティア講座や手話口座などの学習機会を提供します。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の実施について、理解・普及を図ります。
- 障がいの有無に関わらず、すべての市民が、ともに参加できる行事や活動を企画・実施します。
- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受入れに関して、店舗・施設などへの周知を図ります。
- 障がい者団体の自主的な活動支援を行うとともに連携の強化を図り、互いに啓発活動の充実に取り組みます。

## ③ 学校での福祉教育の推進 【指導課・教育センター・社会福祉協議会】

- 児童・生徒が障がいに対する正しい理解と互いに認め合う豊かな人間関係を育むよう、特別支援学級や特別支援学校との交流機会の拡充を図ります。
- 思春期から発症がみられる精神疾患については、正しい理解により、早期の発見・治療につなげることが重要です。すべての児童・生徒の理解を深めるために教職員の意識を高めるための研修を実施します。
- 学校教育で、点訳教室・手話教室・車いす体験学習・盲導犬体験学習などの体験活動の外、知的障がいや発達障がいなどの目に見えない障がいに対する理解・普及のための活動を実施し、児童・生徒一人ひとりの「豊かなこころ」を育む福祉教育を展開します。

## ④ 地域での福祉教育の推進 【障がい福祉課】

- 龍ヶ崎市（まいど！My do!）出前講座<sup>※1</sup>を周知し活用してもらうなど、地域や職場での福祉教育の機会を拡充します。
- 福祉情報や資料について広く市民に提供します。
- 障がいのある人への理解を深め、より福祉的配慮のある行政サービスを提供できるよう、市職員の研修や講習会などへの参加を進めます。

## 施策の展開（2）権利擁護の推進、虐待の防止

## ① 権利擁護の推進、虐待の防止 【障がい福祉課・福祉総務課・社会福祉協議会】

- 茨城県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知と利用促進を図ります。
- 成年後見制度<sup>※2</sup>の周知と利用促進を図るとともに、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。
- 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障がいのある人の保護及び養護者に対する支援などを行い、障がいのある人の人権や各種権利の保護を図ります。

※1 龍ヶ崎市（まいど！My do!）出前講座… 市で用意した講座メニューの中から「知りたい・聞きたい」内容の講座を選び担当職員が地域や学校に出向いてその内容を説明する講座に加え、市民の方が得意な分野を教えてくれる講座や、「見てみたい」企業の工場内を見学できる講座です。

※2 成年後見制度… 認知症の方や知的障がいや精神障がいのある方の預貯金や不動産などの財産管理、介護、施設への入退所など生活に配慮する身上監護などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、支援する制度です。

## 施策2 雇用・就業、経済的自立の支援

### 【現状と課題】

アンケート調査（P25 参照）によると、障がいのある人の就労支援に必要なこととして、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が47.8%と最も高くなっており、次いで、「交通手段の確保」が33.4%となっています。また、一般市民調査においても、「障がいに対する周囲の理解があること」が、53.4%と最も高くなっています。

障がいの有無にかかわらず、自らの能力に応じて働くことは、経済的な安定を図るだけでなく、社会参加、自己実現の面においても非常に重要です。

### 【施策の方向性】

ハローワークや特別支援学校などとの連携を強化するとともに、企業などへの啓発、情報提供を行い、障がいのある人が個々の特性や希望に応じて、福祉的就労を含めた多様な就労を目指すことができるよう、継続的に支援します。

### 【数値目標】

指標名	前回の現状値 平成29年度	現状値 令和4年度	目標値 令和11年度
ハローワーク龍ヶ崎管内の障害者雇用率	2.2%	2.37%	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率

### 施策の展開（1）総合的な就労支援

#### ① 就労継続支援 【障がい福祉課】

- 職業訓練情報や合同就職説明会の開催周知など、障がいのある人の求職活動などに関する情報提供を図ります。
- 事業者に対し、試行雇用（トライアル雇用）や生徒のインターンシップ（職場実習）への取組の促進を図ります。
- 就労を希望している障がいのある人への職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業を周知するなど、職場適応の向上と職場定着を図ります。
- 障がいのある人を雇用している事業所や関係機関と連携し、職場での障がいへの理解と協力を促すとともに職場環境の向上を図ります。
- ハローワークなどの関係機関と連携して、職業相談・指導を行い、就労の支援を図ります。

#### ② 就労に向けた環境の整備 【福祉総務課・社会福祉協議会】

- 福祉の店（障がい者自立化支援事業）において福祉的就労の場を確保し、一般事業所などへの就労を目指します。
- 職親委託制度<sup>※1</sup>を事業者に周知し、茨城県福祉相談センターや保健所などと連携を図りながら、知的障がい者の生活指導・技能訓練を行い、就労に向けて支援します。

<sup>※1</sup> 職親委託制度… 知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間（原則1年）職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって福祉の向上を図ることを目的としています。

## 施策の展開（２）経済的自立の支援

## ① 経済的自立に向けた支援 【障がい福祉課・社会福祉協議会】

- 生活福祉資金貸付事業により、障がい者世帯・低所得世帯又は高齢者世帯のうち利用条件を満たす該当者に対して一時的な資金貸付を行います。
- 「生活困窮者自立支援法」による自立相談支援事業や、住宅確保給付金の支給を行います。

## 施策の展開（３）障がい者雇用の促進

## ① 障がい者雇用の促進 【障がい福祉課】

- ハローワークや商工会などの関係機関と連携して、障がい者雇用に関する事業者の意識の啓発を促進します。
- 関係機関と連携して、法定雇用率未達成の事業所を対象に、障がい者雇用に関する情報提供を行い、早期に雇用率を達成するよう働きかけを行います。
- 障がいのある人を雇用した事業者に対する助成金の交付制度の活用について、事業者への周知を図ります。
- 精神障がい者雇用や職業訓練について、茨城障害者職業センターや保健所と連携して、情報提供や雇用促進を支援します。

## 施策の展開（４）障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保【新規】

① 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保  
【障がい福祉課・社会福祉協議会・人事行政課】

- 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する龍ヶ崎職員対応要領」に基づき、障がい特性に応じた合理的配慮を図り、相談体制を整備します。
- 「龍ヶ崎市障がい者優先調達推進方針」に基づき、市内の受注可能な業務において、市内の福祉的就労事業所などへの積極的な発注を促進します。
- 市内の福祉的就労事業所などへの積極的な発注を促進するために、情報の収集・広報を図ります。

## 施策の展開（５）一般就労が困難な障がいのある人に対する支援

## ① 一般就労が困難な障がいのある人に対する支援 【障がい福祉課・社会福祉協議会】

- 「龍ヶ崎市障がい者優先調達推進方針」に基づき、市内の受注可能な業務において、市内の福祉的就労事業所などへの積極的な発注を促進します。（再掲）
- 市内の福祉的就労事業所などへの積極的な発注を促進するために、情報の収集・広報を図ります。（再掲）

### 施策3 教育の振興

#### 【現状と課題】

市内小中学校における特別支援学級の児童・生徒数は年々増加しており、また、普通学級でも何らかの支援を必要とする児童・生徒が増えています。成長のあらゆる段階において、一人ひとりの特性に応じた教育・育成の充実を図る必要があります。また、市内の小中学校や特別支援学校、茨城県発達障害者支援センターなどの関係機関が連携して多様化するニーズを踏まえた学習の充実を図る必要があります。

#### 【施策の方向性】

障がいの種類・程度に応じた適切な学校選択などの就学相談を行います。障がいのあるこどもの将来の可能性を広げるため、その能力を伸ばし、充実した学校生活や社会生活を送れるように、生涯を通じた多様な学習活動の充実を図ります。

#### 【数値目標】

指標名	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
教職員の資質向上のための研修会参加人数	10人	15人

#### 施策の展開（1）インクルーシブ教育システムの推進

##### ① 就学相談の充実 【指導課】

- 保健・福祉・教育などの関係機関の連携を図り、障がいの状況を踏まえ、本人と保護者の意向を尊重した就学相談を行います。

##### ② 交流教育の充実 【指導課】

- 障がいのない児童・生徒が障がいに対する正しい理解と互いに認め合う豊かな人間関係を育めるよう、特別支援学級や特別支援学校との交流機会の拡充を図ります。

##### ③ 教職員の資質向上 【指導課】

- 障がいの種類・程度に応じた指導方法、指導内容など、障がいに対する教職員の知識の向上を図るため、研修の充実を図ります。

#### 施策の展開（2）教育環境の整備

##### ① 教育環境の充実 【教育総務課・指導課】

- 障がいのあるこどもに適した施設や設備の整備を推進します。
- 学校に障がい児支援員を派遣するとともに、学校・保護者・支援員の連携を図ります。

#### 施策の展開（3）高等教育における障がいのある学生支援の推進【新規】

##### ① 高等教育における障がいのある学生支援の推進 【障がい福祉課】

- 重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業を推進します。
- 流通経済大学ダイバーシティ共創センターと情報を共有し、連携を図ります。

#### 施策の展開（4）生涯を通じた多様な学習活動の充実【新規】

##### ① 視覚障がいのある人の読書環境の整備を促進します。 【障がい福祉課・文化・生涯学習課】

- 録音テープ・CDの貸し出しなどの利用促進を図ります。
- 点字図書の郵送サービスの利用を周知します。

## 施策4 文化芸術活動・スポーツ等の振興

### 【現状と課題】

障がい者スポーツ大会や障がい者イベントなどにおける市民の参加状況は一部の人に限定されており、文化芸術活動への参加も少ない状況です。

スポーツ活動や文化芸術活動は、障がいの有無に関わらず、交流を広げ、社会とのつながりを強くします。本人の意識向上や生活能力の向上など、エンパワメント※1の効果も期待できることから、これらの活動のための環境を整え、周知を強化し、参加のための支援をしていくことが必要です。

### 【施策の方向性】

スポーツ・文化芸術活動などを通じてより多くの社会参加の機会を提供できるよう努めることで、障がいのある人同士あるいは障がいのない人との親交を深め、障がいのある人の生活能力や質（QOL）の向上を図れるよう支援します。

### 【数値目標】

指標名	前回の現状値 平成29年度	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
趣味やスポーツを目的に外出する人の割合	21.3%	16.6%	25.0%

施策の展開（1）文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

#### ① 文化芸術活動機会の拡充 【障がい福祉課・文化・生涯学習課】

- さまざまな文化活動の開催などの情報提供を行い、障がいのある人の参加促進を図ります。
- 県の「ふれあい福祉の作品展」のほか、障がいのある人の作品の展示機会の充実を図ります。

#### ② 余暇・レクリエーション活動の充実 【障がい福祉課・文化・生涯学習課】

- 介助者や手話通訳者の配置など、参加のための条件整備を図ります。
- 録音テープ・CDの貸し出しなどの利用促進を図ります。（再掲）
- 点字図書の郵送サービスの利用を周知します。（再掲）

施策の展開（2）スポーツに親しめる環境の整備、競技スポーツにかかる取組の推進

#### ① スポーツ活動の推進 【障がい福祉課・スポーツ推進課・社会福祉協議会】

- 市が実施するイベントなどでは、高齢者や障がいのある人に配慮し、スポーツ・レクリエーション活動への一層の参加促進を図ります。
- 障がいのある人のレクリエーションや健康づくりとして、身体障がい者スポーツ大会や集いに関する情報提供や周知を行い、参加を促進します。
- 障がいのある人の交流機会を広く確保するため、全国大会などの行事への参加を支援します。
- スポーツ推進委員などの研修機会を拡充し、資質の向上を図ります。

#### ② 施設整備と利用促進 【文化・生涯学習課・スポーツ推進課】

- 文化・スポーツ、レクリエーション活動のための施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある人の利用に配慮した施設の整備・運営を図ります。
- 施設の利用方法や空き情報など、情報提供のための方法の拡充を図ります。

※1エンパワメント…障がいのある人、あるいはその家族がより内発的な力を持ち、自らの生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと

## 基本目標2 地域生活支援の充実

## 施策5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

## 【現状と課題】

アンケート調査（P26参照）によると、障がいのことや福祉サービスなどの情報源については、「インターネット」が32.3%最も高く、次いで、「行政機関の広報紙」が32.0%となっています。

必要な情報に円滑にアクセスできることは、より支援やサービスを受けやすくさせ、障がいのある人の社会生活にも好影響を与えます。障がいのない人と同様にさまざまな情報が得られるよう環境を整える必要があります。

## 【施策の方向性】

必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報提供を行うとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。

## 【数値目標】

指標名	前回の現状値 平成29年度	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
障がいのことや福祉サービス等に関する情報を行政機関の広報紙から知ることが多い人の割合	36.4%	32.0%	40.0%
障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をインターネットから知ることが多い人の割合	21.1%	32.3%	40.0%

## 施策の展開（1）情報通信における情報アクセシビリティの向上

## ① 「市公式ホームページ」における情報アクセシビリティの向上 【秘書広聴課】

- 障がいのある人にも容易に利用できるよう、市ホームページに、音声読みあげ、色の変更、文字表示サイズの変更、ふりがなを付ける機能などを導入し、情報アクセシビリティの向上を図ります。

## 施策の展開（2）情報提供の充実等

## ① 情報提供機能の充実 【障がい福祉課】

- 市広報紙、市ホームページの外、パンフレットや冊子などを活用し、各種手当や助成制度、サービスに関する情報提供を推進します。
- 制度やサービスの利用方法や手続きの周知を図るため、ガイドブック「龍ヶ崎市の障がい福祉サービス」や「社会資源マップ」の内容の充実を図ります。
- 県の障害者ITサポートセンター※<sup>1</sup>の利用促進を図ります。

※<sup>1</sup> 障害者ITサポートセンター…IT活用によって障がいのある人の自立支援を図るため、利用相談やパソコンボランティアの養成・派遣、パソコンセミナーの開催を実施する施設です。

## 施策の展開（3）意思疎通支援の充実

## ① 意思疎通支援の充実 【障がい福祉課】

- 手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を実施します。
- 市ホームページの質問・相談メールを活用し、意思疎通を図ります。
- 市の窓口において簡易型磁気誘導ループ<sup>※1</sup>や手話の利用などを積極的に行い、意思疎通支援の充実を図ります。
- 弱視・視覚障がいのある人が読書をしたり、書き物をしたりすることを補助する拡大読書器など、日常生活用具費給付事業の周知と利用促進を図ります。

## 施策の展開（4）行政情報のアクセシビリティの向上

## ① 情報提供方法の充実 【社会福祉協議会】

- ボランティアによる点訳広報紙や音訳広報紙の製作・郵送を支援し、情報提供を行います。

※1 磁気誘導ループ…聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備のこと。通称「磁器ループ」と呼ばれる。



## 施策6 自立した生活の支援・意志決定支援の推進

### 【現状と課題】

アンケート調査（P14参照）によると、介助を行っている方は、「父母、祖父母、兄弟」が37.8%と最も高くなっており、将来「一人で生活したい」と思う人の割合は21.2%となっています。今後、介助者の高齢化が進むにつれて、障害福祉サービスをはじめとする保健福祉施策の必要性が増し、引き続き住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、様々な保健福祉サービスを総合的に利用していくことが重要です。

障がいのある子どもが利用できる事業所は近年着実に増加しており、これに伴い、利用児童数も大幅に増加しています。障がい児支援の中核的な施設となる子ども発達支援センターつばみ園が地域の事業所とより一層連携を図り、事業所の量的な拡大に留まらず、発達支援にかかる支援の質をさらに向上させていくことが求められています。

### 【施策の方向性】

ライフステージに応じた保健福祉サービスの充実に努めるとともに、サービスの主体的な利用に不可欠な相談支援、情報提供を図ります。

なお、具体的な障害福祉サービスなどの見込量については、「第3編 障害福祉サービスに関する計画」に掲載しています。

障がいのある子どもについては、対象となる子どもとその保護者に対し、可能な限り早期から適切な支援を行うことができるよう、支援体制の強化を図ります。

また、障がいのある子どもが住み慣れた地域で、心身ともに健やかに育つことができるよう、支援の充実に努めます。

### 【数値目標】

指標名	前回の現状値 平成29年度	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
能力や障がいの状況にあった指導をしてほしいと思う人の割合	23.6%	20.0%	モニタリング
将来一人で生活したいと思う人の割合	14.7%	21.2%	30.0%

### 施策の展開（1）意思決定支援の推進

#### ① 日常生活自立支援事業の利用推進 【社会福祉協議会】

- 親族などの援助が得られない判断能力が不十分な障がいのある人に、サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理の援助、書類の預かりなどのサービスを行い、日常生活の自立を支援します。

### 施策の展開（2）相談支援体制の構築

#### ① 発達障がい者の支援の充実 【障がい福祉課】

- 保育指導員の研修機会を拡充し、発達障がいに対する正しい理解や支援の知識取得を促進し、資質の向上を図ります。
- 茨城県発達障害者支援センターをはじめ、保健・福祉などの関係機関が連携し、利用可能なサービスの情報を提供するなど、就学期以降の生涯一貫した相談・指導・助言など、きめ細やかな対応を図ります。

## 施策の展開（3）地域移行支援、在宅サービス等の充実

## ① 自立生活への支援 【障がい福祉課・社会福祉協議会】

- 保健・福祉などの関係機関が連携し、障がいのある人一人ひとりに必要なサービスが総合的に利用できるよう、地域包括ケアシステム<sup>※1</sup>の充実を図ります。
- 障害福祉サービスを利用していない障がいのある人に宿泊体験の機会を提供するため、居室確保事業を実施し、障がいのある人の自立生活を促進します。

## 施策の展開（4）障がいのあるこどもに対する支援の充実

## ① 早期療育支援体制の充実 【障がい福祉課・教育センター】

- 龍ケ崎市障がい児療育指導連絡協議会を開催し、保健・福祉・教育などの関係機関が連携して、障がいの早期発見、障がいのあるこどもの健全育成並びに保護者の負担軽減に資することを目的とした療育支援体制の確立を図ります。
- 龍ケ崎市教育センターの教育相談員を活用し、相談体制のより一層の充実を図ります。
- 龍ケ崎市障がい児通所支援事業所つぼみ園で、ことばや発達が遅れが気になる児童に対して、言語療法などの専門療法士によるコミュニケーションの取り方の指導や、機能改善などの支援を行います。

## ② 障がいのあるこどもの保育の充実 【障がい福祉課・保育課】

- 障がいのあるこどもの受入れに対応できるよう、保育環境の充実を図ります。
- 障がいのあるこどもに携わる保育士の資質向上と保育内容の充実を図ります。
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）への障がい児の受入れを図ります。

## ③ 介助者や家族への支援の充実 【障がい福祉課】

- 家族の疾病時や休息のために、短期入所サービスの利用拡大を図ります。
- 障がいのある中高生の放課後や長期休暇期間中の活動の場の拡大を図ります。
- 保健・福祉・教育などの関係機関が連携して、保護者に対する適切な相談支援を実施します。
- 障がい者相談員の相談活動を周知し、利用促進を図ります。

<sup>※1</sup> 地域包括ケアシステム…高齢者等がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。

## 施策の展開（５）障害福祉サービスの質の向上等

## ① 社会資源の充実 【障がい福祉課】

- 地域活動支援センターを設置し、創作的活動や生産活動、社会との交流などの日中活動を通じて、障がいのある人が地域において自立した生活を営めるよう支援します。
- 龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の活動を通じて、サービス事業所間の連携を図るとともに、障害福祉サービスの円滑・適切な提供を図ります。
- 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の各専門部会において、地域社会における資源の開発や改善などについて協議・検討し、サービスの向上や地域生活の充実に努めます。

## 施策の展開（６）福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器等の普及促進

## ① 福祉機器の活用促進 【障がい福祉課】

- 車いす、義足などの交付・修理など、補装具費給付事業の周知と利用促進を図ります。
- 特殊寝台、ストマ用装具<sup>※1</sup>、拡大読書器などの日常生活用具費給付事業の周知と利用促進を図ります。
- ガイドブックやパンフレット、市ホームページなどを活用して事業の概要や申請手続きの方法などの周知を図ります。

## 施策の展開（７）障がい福祉を支える人材の育成・確保

## ① 福祉人材の育成・確保 【障がい福祉課・社会福祉協議会】

- 福祉サービスの質的向上と福祉人材の確保に向けて、障がいのあるひとの理解を深め、障がい別の対応方法についての基礎ボランティア講座を毎年度開設します。
- 点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、要約筆記者、傾聴ボランティアなどの育成・確保のため、各種養成講座などの情報提供や参加促進を図ります。



<sup>※1</sup> ストマ用装具… 膀胱又は直腸の機能障がいのため、膀胱又は直腸を切除したことに伴うストマ（人工膀胱・人工肛門）からの排泄物を入れる袋です。

## 施策7 保健・医療の推進

### 【現状と課題】

市民の心身の健康保持と増進のため、健康診査や健康教育などの保健事業に取り組んでいますが、特に、精神保健の分野においては、自立支援医療（精神通院医療）受給者が大幅に増加しています。

今後さらに、保健・福祉・医療などの関係機関が連携し、それぞれのライフステージに応じた体系的な施策に取り組み、病気や障がいを予防していく必要があります。

### 【施策の方向性】

医療機関などとの連携の下、病気や障がいに対する正しい知識の普及を行い、市民の関心と理解を深めるため、広報・啓発活動などを強化します。また、精神保健施策の一層の推進に努め、健やかな心を支える社会づくりを目指します。

### 【数値目標】

指標名	前回の現状値 平成29年度	現状値 令和5度	目標値 令和11年度
将来の心配事に「健康面のこと」を挙げている人の割合	71.2%	68.8%	50.0%

### 施策の展開（1）精神保健・医療の適切な提供等

#### ① 精神保健福祉対策の推進 【障がい福祉課】

- 医療機関や保健所、関係機関との連携を図りながら、精神障がいに対する正しい知識の普及を図り、市民の関心と理解を深めるよう、広報・啓発活動に取り組みます。
- 窓口における精神保健相談の周知や利用促進、また訪問看護ステーションによる訪問指導などの周知を図ります。

#### ② 心の健康対策 【障がい福祉課・こども家庭課・健康増進課】

- 生活困窮者への相談を行い、就労や住居などの問題解決に向けた支援を行います。
- ゲートキーパー<sup>※1</sup>の養成を行います。
- 自死遺族の心の支援のために「遺族のつどい」などの周知を行います。
- 自殺対策基本法に基づき、自殺予防週間や自殺対策強化月間をPRするとともに、県が設置する「茨城いのちの電話」やその他の相談機関の周知を図ります。
- ピアカウンセリング<sup>※2</sup>ができる場所の設置や機会の提供の支援を図ります。
- 出産後に家族などからの家事・育児支援を受けられない母親や、心身のケアが必要な母親に対して、安心して子育てができる支援体制を確保し、産後うつを予防を図ります。
- 産後健診費助成（産後2週間、産後1か月の健診費助成）により、健診受診を促し、産後うつを早期発見を図ります。
- 子育て世代包括支援センターにて妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目なく親子の支援を行います。
- 睡眠に関する健康教育の実施、睡眠に関連した相談や助言を行います。

※1 ゲートキーパー… 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

※2 ピアカウンセリング… お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをすること。

## 施策の展開（2）保健・医療の充実等

## ① 医療サービスの充実 【障がい福祉課】

- 精神障がいのある人が適切な医療を安心して必要なときに受けられるよう、医療機関や保健所と連携し、医療サービスの情報提供や緊急医療体制の充実を県に働きかけます。

## ② 各種手当の支給や医療費の助成 【障がい福祉課・保険年金課】

- 特別障害者手当や特別児童扶養手当など、各種手当の周知を図ります。
- 受給要件に該当する重度心身障がい者に対し、医療費の自己負担分の助成（マル福）を行います。
- ガイドブックやパンフレット、市ホームページなどを活用して制度の概要や申請手続きの周知を図ります。

## ③ 乳幼児の健康の保持・増進 【健康増進課】

- 乳幼児の健康診査【3～4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児（歯科）、3歳5か月児、4歳児（眼）】の受診率の向上、障がいの早期発見を図ります。
- 健康診査後の要観察児のフォロー体制の充実を図ります。

## 施策の展開（3）保健・医療を支える人材の育成・確保

## ① 相談体制の充実 【障がい福祉課・健康増進課】

- 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の研修会への参加を促進して資質の向上を図ります。
- サービス事業者、保健・医療機関、学校などの関連機関との相互の情報交換や連携強化を図ります。
- 指定相談支援事業への事業者の参入を促進します。
- 県の福祉相談センターが実施する巡回相談の周知、利用促進を図ります。

## 施策の展開（4）難病に関する保健・医療施策の推進

## ① 難病対策の推進 【障がい福祉課】

- 市民が難病に対する正しい理解と認識を持てるよう、保健所と連携して保健活動を推進します。
- 難病患者福祉見舞金の周知を図ります。
- 「障害者総合支援法」の対象となる疾病を周知し、障害福祉サービスと相談支援などの利用促進を図ります。

## 施策の展開（5）障がいの原因となる疾病等の予防

## ① 成人保健対策の推進 【健康増進課】

- 疾病を予防するため、正しい知識の普及や生活習慣病の予防を図ります。
- 健診結果やレセプトデータに基づき、保健指導を実施します。

## ② 疾病の重症化予防 【健康増進課】

- 障がいを予防するために医療機関と連携し、糖尿病などの生活習慣病の重症化を予防します。

## 基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

## 施策8 安全・安心な生活環境の整備

## 【現状と課題】

アンケート調査（P21参照）によると、外出の頻度については、「ほぼ毎日」の方が42.9%と最も高くなっています。また、外出支援が必要な方の支援者については、同居の家族と外出している方が最も多く、介助なし（単独）で外出している方とあわせると大部分を占めています。このことから、安全、快適に外出できる環境を整えることが必要です。

障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加していくためには、まち全体を安全かつ快適に利用できるものにしていく必要があります。

## 【施策の方向性】

日常生活を安全・安心に送るための支援を充実させるとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例<sup>※1</sup>」などの関係法令に加え、「龍ヶ崎市都市計画マスタープラン」などの個別計画に基づき、福祉的に配慮した街づくりを推進します。

## 【数値目標】

指標名	前回の現状値 平成29年度	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
1人で外出する障がい者の割合	42.6%	46.7%	50.0%

## 施策の展開（1）住宅の確保

## ① 居住環境の整備 【障がい福祉課・都市計画課】

- 重度身体障がい者の日常生活をより円滑にするため、住宅リフォームへの支援を行うとともに、事業の周知を図ります。
- 障がいなどにより住宅を失った方、また失う恐れの高い方に、就職に向けた活動することなどを条件に一定期間、住居確保給付金の支給を行います。
- 住宅に困窮する障がいのある人などに対して、健康で文化的な生活を営むために、公営住宅などの提供や、その情報提供を図ります。
- 市営住宅の良質な居住水準を維持し、老朽化している住宅については適切に修繕を行います。

※1 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例……高齢者や障がい者に配慮した、すべての人にやさしいまちづくりを推進するため平成8年に制定された茨城県の条例。

※2 龍ヶ崎市都市計画マスタープラン……龍ヶ崎市のまちの将来像や都市づくりの目標を定めるとともに、土地利用・道路整備・防災対策など、分野別、地域別のまちづくり方針を定めた計画です。

## 施策の展開（２）移動しやすい環境の整備等

## ② 移動手段の拡充 【障がい福祉課・都市計画課・社会福祉協議会】

- 障がいのある人の移動手段を確保するため、福祉有償運送制度※<sup>1</sup>の周知を図るとともに、制度の利用促進を図ります。
- さまざまな社会参加のため、自動車運転免許の取得費用や自動車改造を行う場合の費用の一部助成を行います。
- コミュニティバスの運行ルートの再編など、より一層の充実を図ります。また、バス事業者と連携し、バリアフリーを図ります。
- 高齢者や障がいのある人などの移動手段として乗合タクシーの周知に努め、移動が困難な方の利便性の向上を図ります。
- 車いすや福祉車両の貸出を行います。
- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬など）の給付制度を周知し、利用促進を図ります。

## 施策の展開（３）アクセシビリティに配慮した施設の整備【新規】

## ① 外出支援対策の充実 【障がい福祉課】

- 障害福祉サービスにおける行動援護や同行援護、地域生活支援事業における移動支援の利用促進を図ります。
- 有料道路の障がい者割引制度や自動車税・自動車取得税の減免など、各種制度の周知と利用の促進を図ります。

## ② ユニバーサルデザインの推進 【障がい福祉課・都市計画課・道路公園課】

- 地域と密着した公園の管理体制を推進することにより、障がいのある人を含めたすべての人が安心して利用できる環境の維持を図ります。
- まちづくりや施設整備はユニバーサルデザインの考え方を基本に行います。

## 施策の展開（４）障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

## ① ユニバーサルデザインの推進 【障がい福祉課・都市計画課】

- まちづくりや施設整備はユニバーサルデザインの考え方を基本に行います。（再掲）
- ユニバーサルデザインの考え方の、普及・情報提供を図ります。

## ② 福祉のまちづくりの推進 【障がい福祉課・都市計画課】

- 「龍ヶ崎市都市計画マスタープラン」との整合性を保ち、福祉的配慮をしながら、都市基盤の整備を進めます。
- 障がいのない人による障害者用駐車場の利用や、歩道上への放置自転車、不法看板の設置などに対し、マナー改善の啓発を推進します。
- いばらき身障者等用駐車場利用証制度※<sup>2</sup>の周知活動を図ります。

## ③ 生活環境の整備 【道路公園課】

- 地域と密着した公園の管理体制を推進することにより、障がいのある人を含めたすべての人が安心して利用できる環境の維持を図ります。（再掲）

**④ 道路・交通施設の整備** 【都市計画課・道路公園課・交通防犯課】

- 安全性のある道路整備に努め、歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック、音の出る信号機の設置などについて、緊急性や重要性を考慮し、計画的に整備します。
- 車いす利用を考慮して、歩道に必要な幅員の確保、段差解消などの整備を推進します。
- 違法駐車防止のため、需要に応じた駐車場の整備や、警察などの関係機関と連携して、市内の主要道路での指導、市民への啓発を強化します。
- JR 龍ヶ崎市駅等の周辺や歩道上の放置自転車を減らすため、利用者への啓発を行います。
- 道路において障害物となっている広告物や、自動販売機などの撤去や改善の指導を強化します。

※1 福祉有償運送制度…福祉有償運送とは、NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がいのある人などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことをいいます。

※2 いばらき身障者等用駐車場利用証制度……車いすマークの駐車場を本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備するため、障がいのある人、高齢者、難病患者及び妊産婦などの方の申し出により利用証を発行する制度です。

## 施策9 防災、防犯等の推進

### 【現状と課題】

アンケート調査（P29 参照）によると、災害時における一人での避難について「できる」が46.9%となっています。障がいのある人は、災害時の避難行動が困難であるなど、いわゆる避難行動要支援者になる可能性が高いものと考えられます。

今後の発災に備え、さらに災害時避難行動要支援者避難支援プラン<sup>※1</sup>の周知に努め、適切な行動をとれるようにしていくことが重要です。

### 【施策の方向性】

避難支援プランや災害による避難に関する周知を徹底し、災害に対する不安の軽減に努めるとともに、地域住民や民生委員、警察署、消防署などの関係機関との連携を強化します。

また、地域での避難訓練などを通じて、市民の防災意識の向上に努め、緊急時の安全確保や迅速に対応できる避難支援体制の整備を図ります。

### 【数値目標】

指標名	前回の現状値 平成29年度	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
家族が不在の場合や一人暮らしの場合に近所に助けてくれる人がいる割合	25.5%	21.1%	30.0%

### 施策の展開（1）防災対策の推進

#### ① 防災対策の充実 【防災安全課・福祉総務課・障がい福祉課】

- 災害時避難行動要支援者避難支援プランの周知に努め、本制度への加入を促進します。
- 緊急時における対応や支援体制、災害時の避難所などの周知を徹底します。
- 避難訓練への参加を促進し、避難体制の強化と防災知識の普及を図ります。
- 障がいのある人が必要な介護用品や生活必需品などの備蓄を促進します。
- ストマ使用者に対して、災害時に備えたストマ用装具預かり事業を推進します。

#### ② 要支援者の把握と災害時避難行動要支援者避難支援プラン個別計画の作成 【障がい福祉課・福祉総務課】

- 支援が必要と考えられる障がいのある人の情報を基に、災害時避難行動要支援者全体リストを作成し適正に管理します。
- 災害時避難行動要支援者避難支援プランの登録希望者について、地域と連携しながら避難支援プラン個別計画を作成します。

#### ③ 避難支援体制の整備 【障がい福祉課・福祉総務課・防災安全課・社会福祉協議会】

- 民間福祉避難所の拡充を図ります。
- 避難所の設置にあたり、障がい特性に応じた合理的な配慮を図ります。
- 災害時に必要となるボランティアや医療体制の整備を推進します。

※1 災害時避難行動要支援者避難支援プラン…ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など、災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする方に対して、自主防災組織、住民自治組織や民生委員児童委員、近所の方など、地域が連携して支援をしていく制度です。

- ④ 緊急時の安全性の確保 【障がい福祉課・福祉総務課】
- 重度身体障がい者などと消防署を結ぶ緊急通報システムの普及を図ります。
  - 周囲の方に支援を求めやすくするためのヘルプカード・ヘルプシールの周知を図ります。
  - 救急時に必要な情報（緊急連絡先、かかりつけ医療機関など）を自宅に保管しておくための救急医療情報安心キットの普及を図ります。
  - 音声による意思疎通が困難な方の緊急時の連絡手段を確保するため、NET 119 緊急通報システムの導入を稲敷広域消防本部に働きかけます。

施策の展開（2）防犯対策の推進

- ① 防犯対策にかかる整備 【障がい福祉課】
- 障がい者施設に対して防犯対策の強化を啓発し、外構などの修繕や非常用通報装置の設置などの安全対策を働きかけます。

施策の展開（3）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 【商工観光課】
- 龍ヶ崎市消費生活センターを周知し、消費生活相談を充実させます。
  - 多様化する消費生活被害を未然に防ぎ、被害からの救済をするなど消費者保護を図ります。

あなたの“助け”になる  
“安心”のカードが  
できました。



あなたの支援が必要です。  
**ヘルプカード**  
りょうがさかし 龍ヶ崎市

安心して届ける  
ヘルプカード

みなさんが「困っている」とき、「困っていることをうまく伝えられない」とき、まわりのみなさんに「困った」の気持ちを伝えるためのカードです。

どこでもらえるの？

龍ヶ崎市役所本庁舎 障がい福祉課窓口で配布しています。  
市のホームページからもダウンロードできるよーん。

どんな人がもらえるの？

・障がい者手帳（身体障がい、知的障がい、聴覚障がい）をお持ちの方、難病患者、障がい福祉サービス受給者、その他ヘルプカードが必要とする人です。



1 身体障がい があります ご理解をお願いします	2 視覚障がい があります ご理解をお願いします	3 聴覚障がい があります ご理解をお願いします	4 知的障がい があります ご理解をお願いします	5 発達障がい があります ご理解をお願いします	6 精神疾患 があります ご理解をお願いします
7 障がい があります ご理解をお願いします	8 内部障がい があります ご理解をお願いします	9 内臓疾患 があります ご理解をお願いします	10 持病 があります ご理解をお願いします	11 感覚過敏 があります ご理解をお願いします	12 こころの病です ご理解をお願いします
13 足が不自由です ご理解をお願いします	14 が不自由です ご理解をお願いします	15 ご理解を お願いします	16 私は手話 で話します ご理解をお願いします	17 マスクが つけられません X ご理解をお願いします	18 いつでも必ず ご対応をお願いします 緊急通報 センターへ お問い合わせください
19 耳が きこえません ご迷惑をおかけする ことがあります	20 話しかけるときは 先に、音や声に 軽く触れてくださ い。	21 外見からは わからない 障がい があります。	22 緊急時・ 災害時 に支援が必要です	23 私が 困っていたら 声をかけて ください。	24 お願いしたい理 由がある ヘルプカードが カバンに入っています

## 施策10 行政等における配慮の充実

### 【現状と課題】

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」により、個々の障がいに合わせた合理的配慮の提供が行政や事業所に義務付けられました。これに伴い、市では、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する龍ヶ崎市職員対応要領（以下、龍ヶ崎市職員対応要領）」を作成しました。

障がいのある人も障がいのない人と平等に人格を享受し、行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がいや困難さを取り除くため、個別の調整や変更をする必要があります。

### 【施策の方向性】

市職員は、「龍ヶ崎市職員対応要領」に基づき、市庁舎内外を問わず、多様な場面において、市民に対する合理的配慮の提供を行います。

### 【数値目標】

指標名	前回の現状値 平成29年度	現状値 令和5年度	目標値 令和11年度
手話通訳者などの配置	0人	1人	2人

### 施策の展開（1）行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等

#### ① 市職員における障害者差別解消の推進【人事行政課】

- 「龍ヶ崎市職員対応要領」に基づき、障がいのある人に対して合理的な配慮を提供します。
- 差別解消の推進を図るため、職員に対して必要な研修および啓発を行います。

### 施策の展開（2）選挙等における配慮

#### ① 多様な選挙方法の対応【人事行政課】

- 郵便などによる不在者投票や代理記載の周知を行い、障がいのある人の投票に配慮します。
- 投票所において、車椅子用記載台、点字による候補者名簿、拡大鏡、点字器、文鎮などを設置し、障がいのある人がより投票しやすい環境を整備します。

### 施策の展開（3）司法手続き等における配慮

#### ① 裁判所における意思疎通支援の対応【障がい福祉課】

- 障がいのある当事者に対する点訳サービス・手話通訳者派遣サービスなどの意思疎通支援事業を充実させ、合理的な配慮を行います。



## 第3編 障害福祉サービスに関する計画

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画】  
〔令和6(2024)年度～令和8(2026)年度〕

## 第1章 基本指針による成果目標

基本指針に基づき、以下の1から7の成果目標について目標値及び実施目標を定めま  
す。

### ■成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行については、基本指針に基づき、数値目標を次のよう  
に設定し、グループホームの充実や、自立訓練事業、自立生活援助等の推進により、地域  
生活への移行を進めます。

#### <基本指針>

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活  
へ移行すること。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以  
上削減すること。

#### 【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
施設入所からグループホーム等へ移行 する者の数 (令和4年度末の施設入所者の6%以上 が地域生活に移行)	1人	1人	4人
施設入所者数 (令和4年度末の施設入所者数から5% 以上の削減)	59人	52人	49人

## ■成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病による長期入院患者の地域生活への移行を進めるためには、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

### <基本指針>

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進する。

### 【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	2回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	2人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	2人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	27人	36人	50人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	0人	2人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数		17人	28人

### ■成果目標3 地域生活支援の充実

障がいのある人が高齢になり、障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設からの地域移行を支援する地域生活支援拠点の整備を推進しています。令和2年度末までに各圏域に少なくとも1つを整備する」という第6期計画策定時における基本指針に基づき、本市では、平成29年度から、生活体験の場及び緊急時の受入を目的とした「居室確保事業」を展開しています。

また、強度行動障がいのある人は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合に、行動上の課題が引き起こされ、事業所では受け入れが困難で同居する家族の重い負担となったり、受け入れた事業所では適切な支援を提供することができず、支援者が苦悩、疲弊したり、本人の状態がさらに悪化するなどの実情があり、支援体制の整備が必要です。

#### <基本指針>

- 令和8年度末までの間、各市町村において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより、効果的な支援体制を進め、また年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討する。

#### 【実施目標の設定】

- 地域生活支援拠点については、居室確保事業の活用について検証を行い、相談、専門人材の確保・養成、地域の体制づくりについては関係機関と協議し、整備について検討を進めます。
- 令和8年度末までに、事業所や関係機関と連携し、強度行動障がいのある人について理解を深める取り組みを進めます。(新規)

<sup>1</sup> 強度行動障がい…自傷や他害行為等の危険を伴う行動がみられ、家庭において養育努力があっても著しい事処遇困難が持続している状態、



## ■成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

就労の場を広げ、関係機関のネットワークを強化・充実することにより、就労移行支援事業等を推進し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行を促進します。また、一般就労へ移行した後の支援として、就労定着支援事業の利用促進を図り、安定した就労を推進します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的状況が懸念される中、障がいのある人の就労も大きな影響を受けるため、状況の推移を注視しながら、より適切な支援をしていきます。

### <基本指針>

- 令和8年度中に一般就労へ移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上とすること。
- 令和8年度中に就労移行支援事業を利用して一般就労に移行する者が、令和3年度実績の1.31倍以上とすること。
- 令和8年度中に就労継続支援A型事業を利用して一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね1.29倍以上とすること。
- 令和8年度中に就労継続支援B型事業を利用して一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね1.28倍以上とすること。
- 就労定着支援事業の利用者は、令和8年度末の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすること。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

### 【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (令和3年度の移行実績の1.28倍)	9人	5人	7人
就労移行支援事業の移行実績 (令和3年度の移行実績の1.31倍)	3人	4人	6人
就労継続支援A型の移行実績 (令和3年度の移行実績の1.29倍)	4人	1人	2人
就労継続支援B型の移行実績 (令和3年度の移行実績の1.28倍)	2人	0人	2人
就労定着支援の利用者数 (令和3年度実績の1.41倍)		10人	15人

## ■成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのあるこどものライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携した支援体制の構築が必要です。

こども発達センターつぼみ園は、地域の中核的な支援施設として、関係機関と連携し、切れ目ない一貫した療育を行う相談・支援体制を推進します。

### <基本指針>

#### □重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。

#### □主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。

#### □医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

### 【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
児童発達支援センターの設置	0か所	0か所	1か所
(主に重症心身障がい児を支援する) 児童発達支援事業所及び放課後デイ サービス事業所	1か所	1か所	2か所
医療的ケア児等支援のための関係機関の 協議の場の設置	未設置	未設置	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーター の配置	未配置	未配置	配置済

■成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

障がい福祉サービス利用者は増加しており、事業所1か所あたりの相談支援専門員の数が少ないなどの課題もあることから、基幹型相談支援センターは関係機関と連携し、相談支援体制の拡充を推進します。

＜基本指針＞

- ・相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。

【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
基幹型相談支援センターの設置		有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	5件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	2件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	5回
個別事例の支援内容の検証の実施回数		0回	5回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み		0人	1人

■成果目標7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

＜基本指針＞

- ・令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

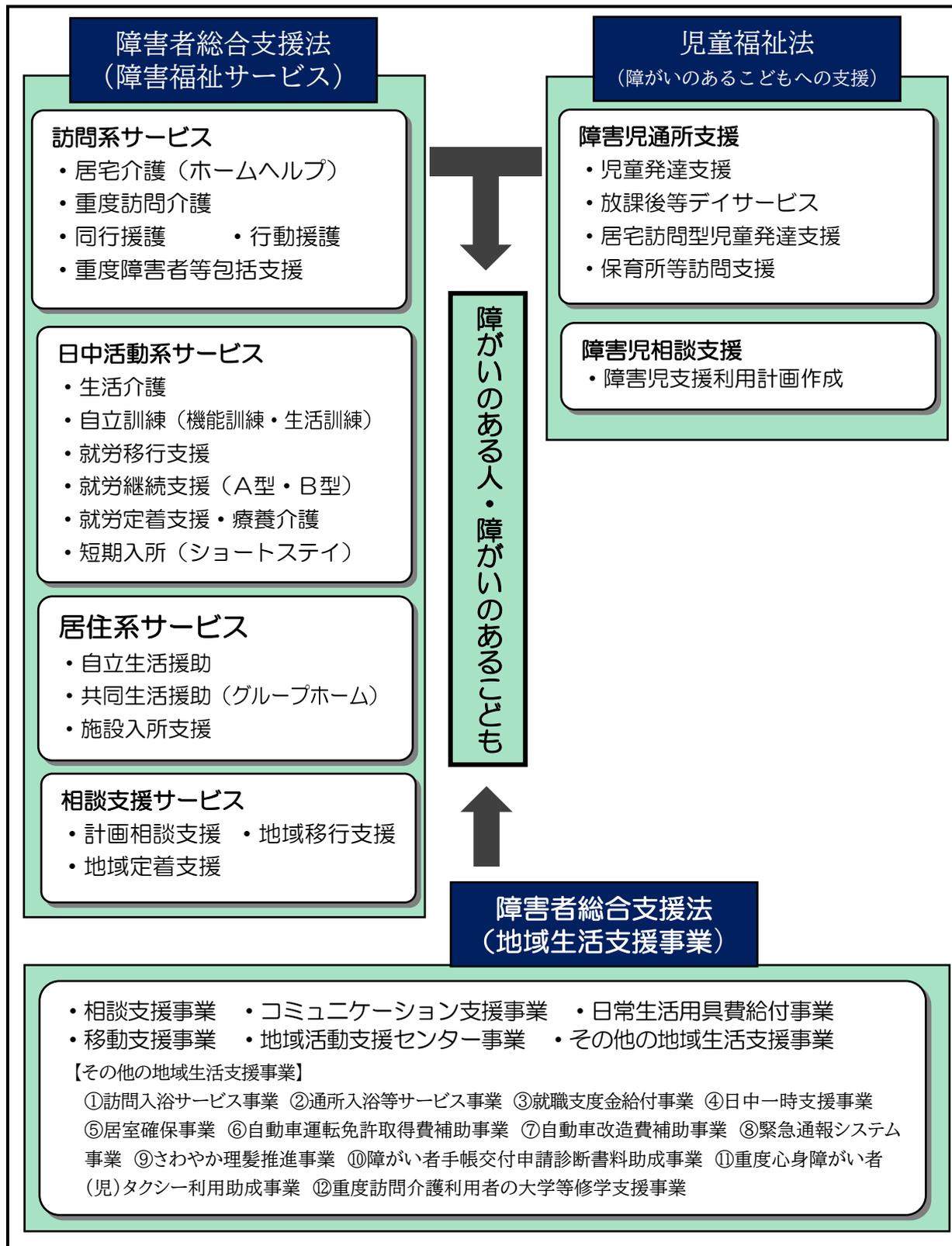
【目標値の設定】

項目	前回の現状値 令和元年度	現状値 令和4年度	目標値 令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等にかかる研修その他の研修への市職員の参加人数	4人	6人	10人
都道府県が実施する相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数		79人	100人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析しその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数 の見込み数		0回	1回

## 第2章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

### サービスの体系

障害者総合支援法では、第5条に規定されている「障害福祉サービス」及び第77条に基づき、市が実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。加えて、児童福祉法では、第6条の2の2に規定されている「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」があります。



## (1) 訪問系サービス

## 現状

障がいのある人の居宅生活を支える訪問サービスのニーズは高まっています。令和5年4月1日現在の市内事業所数は5か所ありますが、市外の事業所を利用している方もいます。重度訪問介護、同行援護、行動援護はともに利用者数は少ない状況です。

重度障害者等包括支援サービスについては、令和5年4月1日現在で1人の利用があります。

また、訪問系サービスを担う訪問介護員（ヘルパー）が非常に少ない状況です。関係機関と情報共有を図りながら、さまざまな形で事業所を支援します。

## ①居宅介護（ホームヘルプ）

内容	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
対象者	<p>障害支援区分<sup>※1</sup>1が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、以下のいずれにも該当する者。</p> <p>（1）区分2以上に該当していること</p> <p>（2）障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること</p> <p>「歩行」「全面的な支援が必要」</p> <p>「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>

## ②重度訪問介護

内容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
対象者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がい者。

※1 障害支援区分…「障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」で、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要になります。非該当及び区分1～6まであり、区分6が支援の度合いが最も高い状態であることをさします。

## ③同行援護

内容	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
対象者	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄にかかる点数が1点以上であり、かつ移動障がい以外の欄にかかる点数のいずれかが1点以上である者。ただし、身体介護を伴う場合を算定する場合にあっては、 以下のいずれにも該当する者。 (1) 区分2以上に該当していること (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に設定されていること 「歩行」「全面的な支援が必要」 「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

## ④行動援護

内容	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
対象者	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時の介護を要する者で、障害支援区分が区分3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。

## ⑤重度障害者等包括支援

内容	重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。
対象者	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者。

## 実績・見込量

訪問サービスについては、対象事業所がすべて訪問介護事業所になるため、一括してサービス量を見込んでいます。

(単位：時間/月、人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	利用時間	520	531	542	520	535	550	759	831	909
	実利用者数	43	44	45	35	38	42	36	38	39
実績値	利用時間	479	505	530	571	634	694			
	実利用者数	40	38	33	41	34	35			

利用時間：1月あたりの利用者全員の延べ利用時間を表しており、見込量は平成30年度～令和4年度の1人あたりの利用時間の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

## 見込量確保のための方策

龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会等との連携を強化し、事業所との情報交換や相談など必要な支援を行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保とサービスの質の向上を推進します。

## (2) 日中活動支援サービス

## 現状

日中活動系サービス全体で今後も増加が見込まれます。

生活介護は、特別支援学校の卒業生の新規利用などにより、一定数の増加が見込まれます。

就労継続支援A型事業所は、令和5(2023)年4月1日現在に設置されている市内の事業所3か所のほか、近隣市町村にも開設されており、利用者の増加が著しいサービスです。また、就労継続支援B型事業所も第6期計画期間中に2か所増え12か所が設置されており、利用者が増加しています。

就労移行支援事業所は、令和5(2023)年4月1日現在、市内に1か所しかいないため、利用者の多くは市外の事業所を利用しています。

こうした就労系の事業所では、精神障がいのある人や発達障がいのある人の利用が伸びています。

## ①生活介護

内容	<p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。</p>
対象者	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として以下に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者</li> <li>(2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者</li> <li>(3) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4以上（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者</li> <li>(4) 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）</li> <li>(5) 法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</li> <li>(6) 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障がい児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</li> <li>(7) 新規の入所希望者（障害支援区分1以上の者）</li> </ul>

## 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	利用日数	2,898	3,024	3,150	3,210	3,230	3,325	3,438	3,512	3,587
	実利用者数	161	168	175	165	170	175	185	189	193
実績値	利用日数	2,997	3,083	3,245	3,396	3,295	3,364			
	実利用者数	155	162	166	181	179	181			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、平成30年度～令和4年度の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

## ②自立訓練（機能訓練）

内容	身体障がい者を有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者。具体的には以下のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な者</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な者</p>

## 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	利用日数	28	28	42	18	18	27	20	25	30
	実利用者数	2	2	3	2	2	3	3	3	4
実績値	利用日数	48	9	4	0	1	15			
	実利用者数	3	3	1	0	1	2			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、平成30年度～令和4年度の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

③自立訓練（生活訓練）

内容	知的障がい又は精神障がいのある障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。具体的には以下のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な者</p>

実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	利用日数	265	265	265	168	182	210	75	80	85
	実利用者数	21	21	21	12	13	18	22	25	28
実績値	利用日数	196	203	79	69	72	73			
	実利用者数	13	12	5	17	18	20			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、平成30年度～令和4年度の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

④就労移行支援

内容	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。具体的には以下のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者</p> <p>(2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する者</p>

## 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	利用日数	408	420	432	302	326	350	371	392	413
	実利用者数	34	35	36	25	27	30	35	37	39
実績値	利用日数	277	269	280	342	314	341			
	実利用者数	27	23	36	30	29	32			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、平成30年度～令和4年度の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

## ⑤就労継続支援A型（雇用型）

内容	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者のうち、以下の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）。具体的には以下のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>(3) 企業等を離職した者等、就労経験のある者で、現に雇用関係がない者</p>

## 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	利用日数	845	910	962	1,231	1,294	1,357	2,015	2,251	2,515
	実利用者数	65	70	74	77	86	95	113	123	135
実績値	利用日数	1,038	1,077	1,168	1,448	1,613	1,804			
	実利用者数	65	75	68	89	96	103			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

⑥就労継続支援B型（非雇用型）

内容	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難になった者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</p>
対象者	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には以下のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(2) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面にかかる課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>(4) 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村により利用の組合せの必要性が認められた者</p>

実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	利用日数	1,326	1,365	1,404	1,969	2,093	2,217	2,853	2,996	3,145
	実利用者数	102	105	108	136	148	160	182	185	190
実績値	利用日数	1,677	1,803	1,937	2,011	2,146	2,717			
	実利用者数	120	130	141	150	163	170			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

⑦就労定着支援

内容	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
対象者	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者（病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者も含む。）

実績・見込量

(単位：人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量 実績値	実利用者数	2	5	10	13	16	12	20	22	25
	実利用者数	2	7	7	10	14	18			

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

⑧療養介護

内容	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療にかかるものを療養介護医療として提供します。
対象者	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として以下に掲げる者。</p> <p>(1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者</p> <p>(2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障害支援区分が区分5以上の者</p> <p>(3) 改正前の児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設に入居した者又は改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する（1）及び（2）以外の者</p>

実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	利用日数	270	300	300	300	330	330	310	315	320
	実利用者数	9	10	10	10	11	11	11	12	13
実績値	利用日数	271	285	304	304	304	305			
	実利用者数	9	10	10	10	10	10			

利用日数：1か月あたり30日として利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

⑨短期入所（ショートステイ）

内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>【福祉型（障害者支援施設等において実施）】</p> <p>(1) 障害支援区分が区分1以上である障がい者</p> <p>(2) 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児</p> <p>【医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）】</p> <p>遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者</p>

実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	利用日数	290	315	340	175	185	196	121	125	128
	実利用者数	58	63	68	50	53	56	35	36	37
実績値	利用日数	160	161	95	123	107	115			
	実利用者数	52	51	26	34	33	33			

利用日数：1月あたりの延べ利用日数を表しており、1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

### 見込量確保のための方策

龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会等との連携を強化し、事業所との情報交換や相談など必要な支援を行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス供給量の確保とサービスの質の向上を推進します。

また、計画相談支援事業所との連携を強化し、利用者の状況に即したサービスの選択と利用ができるよう支援します。



## (3) 居住系サービス

## 現状

以前は障がいのある人の居住系サービスは大規模な施設が中心でしたが、現在は地域に根差した共同生活援助（グループホーム）がその中心となりつつあります。共同生活援助（グループホーム）は、施設入所者や退院可能な精神障がいのある人が、地域生活へ移行する際の受け皿として重要なサービスであり、同時に、「親亡き後」の生活の場となりうるサービスのため、今後も需要の増加が見込まれます。

## ①自立生活援助

内容	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
対象者	障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者。

## 実績・見込量

(単位：人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込 量 実 績 値	実利用者数	1	1	2	2	3	4	1	2	3
	実利用者数	1	2	1	1	0	0			

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

## ②共同生活援助（グループホーム）

内容	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
対象者	障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。） ※障害支援区分2以上の者であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

## 実績・見込量

(単位：人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数	65	71	77	68	74	80	129	140	151
実績値	実利用者数	61	65	67	79	107	118			

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

## ③施設入所支援

内容	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上（50歳以上の者にあつては区分3以上）である者</li> <li>(2) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者</li> <li>(3) 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、(1)又は(2)に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者</li> <li>(4) 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所していた者であって継続して入所している者</li> </ul>

## 実績・見込量

(単位：人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数	57	56	55	57	56	55	52	51	49
実績値	実利用者数	58	59	53	51	52	53			

実利用者数：令和8年度末時点において、令和4年度実績値の6%以上削減するように利用者を見込みます。

## 見込量確保のための方策

利用可能な事業所の情報収集に努めるとともに、適切なサービスが提供できる新規事業者の参入を促進します。併せて、事業所との情報交換や相談などを行い、適切なサービスが提供できるよう支援します。

(4) 相談支援サービス

**現状**

計画相談支援は、平成27年4月から原則として障害福祉サービスの利用者全員が作成することになりました。当市における令和4年3月時点の利用率は、約98%となっています。しかし、計画相談員が少ないため、少数の相談員にケースが集中している状況です。

①計画相談支援

内容	サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスを申請した障がい者又は障がい児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者</li> <li>・地域相談支援を申請した障がい者であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者</li> </ul> ※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認める場合

**実績・見込量**

(単位：人/年)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数	367	384	401	403	415	430	552	585	620
実績値	実利用者数	384	398	415	463	491	521	/	/	/

実利用者数：平成27年4月から障害福祉サービスの利用者全員が利用することになったため、利用者の実人数の伸びにより見込量を算出します。

②地域移行支援

内容	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設等に入所している障がい者</li> <li>・精神科病院に入院している精神障がい者（1年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める者）</li> </ul>

実績・見込量

(単位：人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数	1	1	1	1	2	2	1	2	2
実績値	実利用者数	0	0	0	0	0	0			

実利用者数：令和5年度末時点の実績見込は0ですが、令和8年度では2人の利用を見込みます。

③地域定着支援

内容	入所施設や精神科病院等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。
対象者	以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。 ・居宅において単身で生活する障がい者 ・居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者

実績・見込量

(単位：人/月)

		第5期利用実績			第6期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数	1	1	1	1	2	2	1	2	2
実績値	実利用者数	0	0	0	0	0	0			

実利用者数：これまでの実績は0ですが、令和8年度では2人の利用を見込みます。

見込量確保のための方策

サービスの周知に努めるとともに、新規事業者の参入を促進します。また、龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会等と連携し、事業所との情報交換や相談など必要な支援を行います。

## 第3章 障害児通所支援及び障害児相談支援

## 現状

全体的な児童数は年々減少していますが、障がい児福祉サービスの利用者は年々増加しています。さらに、近隣市町村も含めて事業所数が大幅に増加しているため、児童発達支援、放課後等デイサービスともに利用者は増えています。特に、放課後等デイサービスについては1人あたりの利用日数の増加も顕著となっています。

その一方で、医療的ケア児に対応できる児童発達支援や保育所等訪問支援については指定事業所が少なく、利用者がいない状況です。

また、障害児相談支援については、計画相談員が少ないため、少数の相談員にケースが集中している状況です。

## ①児童発達支援

内容	障がい児の日常生活能力が向上するよう、住み慣れた地域での療育を提供します。
対象者	・療育を必要とする未就学の障がい児

## 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第1期利用実績			第2期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第3期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	利用日数	118	123	128	185	197	202	299	347	402
	実利用者数	94	98	102	109	114	119	142	154	166
実績値	利用日数	131	167	209	215	239	257			
	実利用者数	90	106	118	114	122	132			

利用日数：平成30年度～令和4年度の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

## ②放課後等デイサービス

内容	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
対象者	・学校教育法に規定する学校に就学している療育が必要な障がい児

## 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

		第1期利用実績			第2期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第3期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	利用日数	979	1,008	1,002	1,106	1,127	1,148	1,875	2,074	2,294
	実利用者数	136	140	142	158	161	164	231	250	270
実績値	利用日数	1,089	1,179	1,161	1384	1,568	1695			
	実利用者数	145	158	153	163	198	214			

利用日数：平成30年度～令和4年度の1人あたりの利用日数の平均値に利用者数を乗じて算出します。

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びを基に算出しています。

## ④居宅訪問型児童発達支援

内容	重度の障がい等の状態にある障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅に訪問して発達支援を行うサービスです。
----	--

## 実績・見込量

(単位：人/月)

		第1期利用実績			第2期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第3期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数	1	1	2	1	1	2	1	1	1
実績値	実利用者数	0	0	0	0	0	0	/	/	/

実利用者数：これまでの実績値は0ですが、令和8年度では1人の利用を見込みます。

## ⑤保育所等訪問支援

内容	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行い、保育等の安定した利用促進を図ります。
対象者	・保育所、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児

## 実績・見込量

(単位：人/月)

		第1期利用実績			第2期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第3期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	実利用者数	1	2	3	0	0	10	1	2	5
実績値	実利用者数	0	0	1	0	0	0	/	/	/

実利用者数：これまでの実績値はほぼ0ですが、令和8年度では5人の利用を見込みます。

⑥障害児相談支援

内容	サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
対象者	・障害児通所支援を申請した障がい児であって、市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

実績・見込量

(単位：人/年)

		第1期利用実績			第2期利用実績 ※令和5年度は実績見込			第3期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込 量 実 績 値	実利用者数	72	94	117	50	75	100	87	100	162
	実利用者数	27	27	20	16	15	37	/	/	/

実利用者数：平成30年度～令和4年度の実績の伸びに加え、アンケート調査による潜在需要を勘案して算出します。

見込量確保のための方策

サービスの周知に努めるとともに、新規事業者の参入を促進します。また、龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会等と連携し、事業所との情報交換や相談など必要な支援を行います。



## 第4章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

### (1) 相談支援事業

市の相談窓口専門職員を配置し、相談支援の強化を図ります。

#### ①一般的な相談支援事業

障がいのある人が、地域で自立した社会生活や日常生活が送れるよう、市の相談窓口に加えて、地域活動支援センター2か所を設置し、必要な情報の提供や助言を行います。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担うため、市の相談窓口「基幹相談支援センター」の機能を併せ待たせます。

#### ②市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業を適正かつ円滑に実施するため、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

#### ③成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費などを助成し、障がいのある人の権利擁護を推進します。

### 実績・見込量

事業名	第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①一般的な相談支援事業						
相談支援事業（地活）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
③成年後見制度利用支援事業	0	0	3	2	3	4

## (2) コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の社会活動への参加機会を広げ、必要ときに的確な情報を得られるよう、円滑なコミュニケーションを図るための支援を推進します。

現在、本事業の利用者は限られているため、より多くの障がいのある人に利用していただけるよう、市公式LINEで手軽に予約できる環境を整えて参ります。

## 実績・見込量

(単位：人/年、件/年)

事業名	第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業						
実利用者数	9	7	9	10	10	11
延利用件数	25	24	27	30	33	35

## (3) 日常生活用具費給付事業

日常生活を送る上で支障がある重度障がい者が、地域で自立した日常生活が送れるよう、日常生活の便宜を図るための用具にかかる費用の給付を行います。

その中でも特に、排泄管理支援用具にかかる費用給付が増加しており、今後もさらに増加が見込まれます。

## 実績・見込量

(単位：件/年)

事業名	第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具費給付事業						
介護訓練支援用具	6	10	7	8	9	10
自立生活支援用具	6	10	8	8	9	10
在宅療養等支援用具	7	3	4	5	6	7
情報・意思疎通伝達支援用具	9	6	10	8	9	9
排泄管理支援用具	1,396	1,352	1,390	1,395	1,400	1,410
住宅改修費	4	5	2	3	4	5

## (4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人が、地域で自立した社会生活が送れるよう、さまざまな社会活動に参加する際の外出の支援を行います。

現在、制度の周知がなされ、少しずつ利用者が増えています。

## 実績・見込量

(単位：人、時間)

事業名	第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業						
実利用者数	4	4	7	7	8	9
時間数	301	276	330	335	350	355

## (5) 地域活動支援センター事業

障がいのある人が、地域で自立した社会生活が送れるよう、近隣自治体と連携し、創作的活動や生産活動を提供する場の創出や、社会との交流促進を行えるよう支援します。

## ①基礎的事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進が図れるよう支援を行います。

## ②機能強化事業

基礎的事業に加え、本事業の機能を充実強化するため、次の類型を設けて事業を実施します。

## ア I型

精神保健福祉士などの専門職員を配置し、医療・福祉や地域のサービス提供事業者等の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進のための普及・啓発活動を実施します。

## イ II型

地域での雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。

## 実績・見込量

(単位：人)

事業名		第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業							
Ⅰ型	事業所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	30	23	25	30	33	35
Ⅱ型	事業所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	35	40	35	38	40	42

## (6) その他の地域生活支援事業

次のサービスや助成事業を実施し、障がいのある人の自立した地域生活への支援を図ります。

## ①訪問入浴サービス事業

自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持などが図れるよう支援します。

## 実績・見込量

(単位：人)

事業名		第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	6	6	6	7	7	7

## ②通所入浴等サービス事業

施設において入浴介助、食事などのサービスの提供を受け、身体の清潔保持、心身機能の維持などが図れるよう支援します。

## 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

事業名		第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所入浴等サービス事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	利用日数	0	0	0	5	5	5

## ③就職支度金給付事業

就労移行支援又は就労継続支援の利用者や、身体障害者更生援護施設に入所又は通所している身体障がい者が訓練を終え、就職などにより自立する際に就職支度金を支給し、社会復帰の促進が図れるよう支援します。

## 実績・見込量

(単位：人)

事業名		第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就職支度金給付事業	実利用者数	4	6	6	7	8	9

## ④日中一時支援事業

障がいのある人及び障がいのあるこどもに対して、日中における見守り、社会に適応するための日常的な訓練などの支援を行うことにより、日中における活動の場を確保し、障がいのある人及び障がいのあるこどもの家族の就労支援、並びに日常介護している家族の一時的な負担軽減を図れるよう支援します。

## 実績・見込量

(単位：人日/月、人/月)

事業名		第期実績 ※R5は実績見込			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数	200	215	220	230	240	250
	利用日数	7,810	7,061	7,903	8,050	8,400	8,750

## ⑤居室確保事業

障がいのある人の緊急時における受入れ先の確保、又は障害者施設への宿泊体験を提供することにより、社会生活の自立を促進できるよう支援します。

## 実績・見込量

(単位：人、回)

事業名		第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居室確保事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	利用回数	0	0	0	2	2	2

## ⑥自動車運転免許取得費補助事業

身体障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、就労などの社会参加を促進できるよう支援します。

## 実績・見込量

(単位：人)

事業名	第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費補助事業	実利用者数	0	1	1	1	1

## ⑦自動車改造費補助事業

重度身体障がい者が自立した生活及び就労などの社会参加ができるよう、当該障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する経費の一部を支援します。

## 実績・見込量

(単位：人)

事業名	第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費補助事業	実利用者数	1	0	2	2	2

## ⑧緊急通報システム事業

ひとり暮らしで外出困難な重度身体障がい者に対して、専用の通報装置を貸与することにより、急病、事故などの緊急時に即座に対応できるよう支援します。

## 実績・見込量

(単位：件)

事業名	第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報システム事業	新規設置件数	0	0	1	1	1

## ⑨さわやか理髪推進事業

外出が困難な重度身体障がい者に対して、自宅に訪問し出張理容サービスを実施することにより、快適な環境と生活の質の向上を支援します。

## 実績・見込量

(単位：人)

事業名	第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
さわやか理髪推進事業	実利用者数	3	4	4	4	4

## ⑩障がい者手帳交付申請診断書料助成事業

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を新規申請する際に添付する医師の診断書作成料の一部を助成することにより、身体又は精神に障がいのある方の福祉の増進が図れるよう支援します。

## 実績・見込量

(単位：人)

事業名	第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障がい者手帳交付申請診断書料助成事業	助成者数	154	182	190	195	200	205

## ⑪重度心身障がい者（児）タクシー利用助成事業

重度心身障がい者（児）に対して、医療機関への通院などに利用するタクシーの料金の一部を助成することにより、福祉の増進が図れるよう支援します。

## 実績・見込量

(単位：人)

事業名	第6期実績 ※R5は実績見込			第7期見込量			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
重度心身障がい者（児）タクシー利用助成事業	実利用者数	82	88	88	90	92	95

## ⑫重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業

重度障がい者が、大学等で修学するために必要な身体介護等ヘルパーの支援を受ける際、大学等における支援体制が構築できるまでの間、その費用の一部を助成することにより、障がいのある人の社会参加を促進します（令和2年10月より開始）。

## 実績・見込量

(単位：人)

事業名		第6期実績 ※令和5年度は実績見込			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護利用者の 大学等修学支援事業	実利用者数	1	1	1	2	2	2

## 見込量確保のための方策

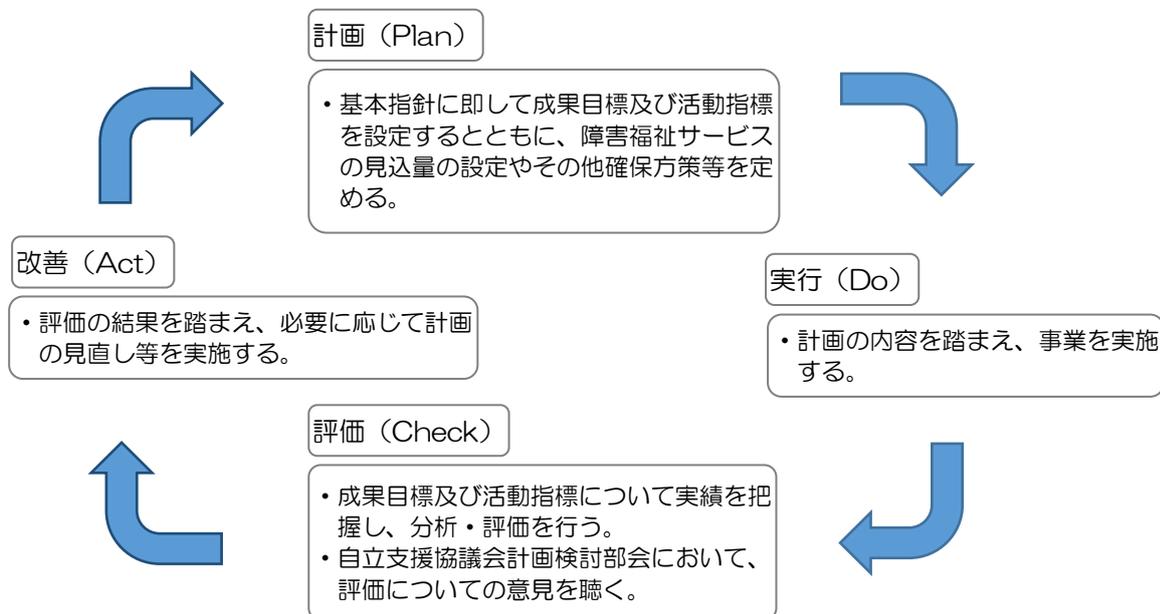
障がいの幅が広がると同時に、利用者のニーズも増えています。地域生活支援事業においては、ニーズを的確に把握し、新しいサービスを提供できるよう、障がい者自立支援協議会や障がい福祉サービス事業所連絡会など関係機関（者）との連携強化を図ります。

## 第4編 計画の推進

## 第1章 推進体制と見直し

### 第1節 計画の達成状況の点検・評価

障がいのある人の社会参加と自立の実現に向けて、Plan（計画）、Do（実行）Check（評価）、Act（改善）を1年サイクルで活用し、計画の有効性や進捗状況について点検・評価を実施し、必要に応じて目標値や見込量及び実現のための方策の見直しを行っていきます。



### 第2節 進行管理体制

本計画の推進にあたっては、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会計画検討部会において定期的に計画の進捗・達成状況を報告し意見を伺うとともに、その内容等について同協議会全体会に報告します。

また、国・県の基本的な考え方を踏まえつつ、障害福祉圏域内の市町村との連携や、新しいばらき障害者プランとの整合性にも留意し、計画の推進を図ります。

## 資料編

1. SDGsについて
2. 計画策定の経過
3. 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会
  - (1) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例
  - (2) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例施行規則
  
  - (3) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会委員名簿
  - (4) 諮問及び答申
    - ① 諮問
    - ② 答申
4. 用語解説
5. 事業所一覧

## 1. SDGsについて

SDGsとは、Sustainable Development Goals の略であり、平成 27 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択され、令和 12 年までに達成を目指す世界共通の目標です。17 の目標と 169 のターゲットからなり、経済・社会・環境を調和させながら「誰一人取り残さない社会」を目指すものです。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 【計画とSDGsとの関連について】

本計画は、誰一人取り残さない社会を目指すSDGsにおける以下の目標を踏まえ、施策を推進していきます。



## 2. 計画策定の経過

開催	会議等	内容
令和4年11月25日～ 令和4年12月19日	アンケート実施	龍ヶ崎市障がい福祉に関する実態調査 (障がい者・一般市民)
令和5年3月22日	障がい者自立支援協議会 令和5年第1回計画検討部会	龍ヶ崎市障がい福祉に関する実態調査について
令和5年5月30日	令和5年第1回障がい者自立支援協議会	龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について(諮問)
平成5年9月15日	障がい者自立支援協議会 令和5年第2回計画検討部会	龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)について
令和5年10月13日	障がい者自立支援協議会 令和5年第3回計画検討部会	龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)について
令和5年11月15日	庁議	龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)について
令和5年11月29日	市議会全員協議会	龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)について
令和5年12月4日～ 令和6年1月4日	パブリックコメント	
令和6年1月25日	障がい者自立支援協議会 令和6年第1回計画検討部会	龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)のパブリックコメントの結果及び市の考え方について
令和6年2月5日	庁議	龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)のパブリックコメントの結果及び市の考え方について
令和6年2月13日	令和6年第1回障がい者自立支援協議会	龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について(答申)

### 3. 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会

#### (1) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例

##### ○龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例

平成26年3月28日  
条例第10号

##### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

##### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者総合支援法第88条第8項及び第9項に規定する事項を処理すること。
- (3) 障害者総合支援法第89条の3第2項に規定する事項を処理すること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第9項及び第10項に規定する事項を処理すること。

##### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から推薦を受けた者
- (2) 障害者総合支援法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者から推薦を受けた者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）及びその家族
- (5) 障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (6) 学識経験者
- (7) 市議会議員
- (8) 公募の市民（龍ヶ崎市まちづくり基本条例（平成26年龍ヶ崎市条例第58号）第3条第1号に規定する市民（法人その他の団体を除く。）をいう。
- (9) その他市長が必要と認める者

##### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

##### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (部会)

第7条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく市障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市障害児福祉計画の策定及び進行管理について調査審議するため、協議会に計画検討部会を置く。

2 前項に定めるもののほか、特定の事項について調査審議するため、協議会に部会を置くことができる。

3 前2項の部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

## (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

付 則(平成27年6月30日条例第27号抄)

## (施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

(龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

23 この条例の施行の際現に第19条の規定による改正前の龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例（以下この項において「改正前の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例（次項において「改正後の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の委員（次項において「委員」という。）として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。

2、この条例の施行の日から平成28年6月30日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。

付 則(平成30年3月22日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月14日条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## (2) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例施行規則

## ○龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例施行規則

平成26年5月26日  
規則第25号

## (趣旨)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例（平成26年龍ヶ崎市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (部会の組織)

- 第2条 条例第7条第1項に規定する計画検討部会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 条例第7条第2項に規定する部会は、次の各号に掲げる部会で組織し、当該各号に掲げる事項について調査審議する。
- (1)就労支援部会 障がい者の就労の促進に関する事項
  - (2)発達支援部会 障がい児の支援に関する事項
  - (3)地域居住支援部会 障がい者の居住の場に関する事項
- 3 前項各号に掲げる部会は、それぞれ委員8人以内をもって組織する。

## (部会の部会長及び副部会長)

- 第3条 前条第1項及び第2項の部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (部会の会議)

- 第4条 第2条第1項及び第2項の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。ただし、部会長及び副部会長が選出されていないときは、条例第5条第1項に規定する会長が行う。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会の意見を聴いて定める。

## 付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

## 付 則（平成29年7月10日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 付 則（令和4年3月3日規則第8号）

この規則は、交付の日から施行する。

## (3) 龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会委員名簿

	区 分		氏 名
1	障がい福祉サービス事業者	龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会	金 井 美 雪
2			廣 瀬 真奈美
3			佐 川 琢 哉
4	社会福祉事業者	龍ヶ崎市社会福祉協議会	寺 崎 真
5	障がい者関係団体	龍ヶ崎市身体障害者福祉協会	芳 住 久 江
6		龍ヶ崎市障がい福祉サービス事業所連絡協議会（知的障がい者家族）	稲 川 めぐみ
7		龍ヶ崎地方家族会	大久保 タイ子
8	医療・保健関係者	竜ヶ崎市医師会	会 長 池 田 八 郎
9			及 川 佳 美
10		茨城県竜ヶ崎保健所	小 野 真 理
11		茨城県作業療法士会	島 田 康 司
12	教育関係者	茨城県立美浦特別支援学校	飛 坂 淳一郎
13		茨城県立つくば特別支援学校	新 谷 幹 英
15	雇用にかかる団体又は機関の関係者	龍ヶ崎公共職業安定所	松 原 廣 平
		龍ヶ崎市商工会	横 岡 明 彦
		つくばの里工業団地運営協議会	浜 崎 邦 仁
17	学識経験者	流通経済大学	副会長 米 原 立 将
18	市議会議員	龍ヶ崎市議会	山 村 尚
19	市民公募	市民	平 野 エリ子
20		市民	宮 本 てる江

(任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日)

## (4) 諮問及び答申

## ① 諮問

龍 障 第 46 号  
令和 5 年 5 月 30 日

龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会  
会長 池田 八郎 様

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市第 5 次障がい者プラン・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画  
の策定について（諮問）

みだしのことについて、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会条例（平成 26 年 3 月 28 日  
龍ヶ崎市条例第 10 号）第 2 条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

## 【諮問の趣旨】

本市では、障がいの有無にかかわらず、すべての人が人格と個性を尊重し支えあい共に生活できるような共生社会の実現を目指し、障がい者自立や社会参加の支援等について、計画的な推進に努めてまいりました。

このような中、本市における「龍ヶ崎市障がい者プラン・第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」が今年度末を以って期間満了となることから、この度、令和 6 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「龍ヶ崎市障がい者プラン」、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「第 7 期障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」を一体的に策定いたします。

そこで、計画の策定にあたり、障がい者関係団体の皆さまをはじめ、事業者、支援機関、学識経験者など様々な専門的視点からご審議いただきたく、龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会に意見を求めるものです。

## ②答申

## 答 申 書

令和6年2月13日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 殿

龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会  
会長 池田 八郎

貴職から諮問された「龍ヶ崎市第5次障がい者プラン・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について（諮問）」（令和5年5月30日付け龍障第46号）について、下記のとおり答申します。

## 記

上記計画の作成に当たっては、計画検討部会での審議を重ね、これからの意見を反映させていたところであり、妥当なものと認めますが、今後の計画推進に当たっては、さらに以下の点についてと努められるよう求めます。

- 1 すべての人が住み慣れた地域でいきいきと安心して生活できるよう、障がいのある人について正しく理解し、障がいを理由とする偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取り組みを推進すること。
- 2 災害時における障がいのある人の安全確保に向けて、情報提供の配慮、特性に応じた支援など、避難支援体制の整備を推進すること。

## 4. 用語解説

## あ行

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、茨城県が平成8年3月に制定しました。

いばらき身障者等用駐車場利用証制度

車いすマークの駐車場を本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備するため、障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦などの方の申し出により利用証を発行する制度です。

インクルーシブ教育システム

障害者権利条約第24条において「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされています。

NPO（特定非営利活動法人）

民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体。

エンパワメント

障がいのある人、あるいはその家族がより内発的な力を持ち、自らの生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと。

## か行

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

## さ行

災害時避難行動要支援者避難支援プラン

ひとり暮らし高齢者や障がいのある方など、災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする方に対して、自主防災組織、住民自治組織や民生委員児童委員、近所の方など、地域が連携して支援をしていく制度です。

障害支援区分

「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」で、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要になります。非該当及び区分1～6まであり、区分6が支援の度合いが最も高い状態であることをさします。

障がい者

障がい者は、特に断り書きがない限り、「障がい児」を含みます。また、障害の「害」の字は、法律名や固有名詞を除き、ひらがな表記とします。

障害者ITサポートセンター

IT活用によって障がい者の自立支援を図るため、利用相談やパソコンボランティアの養成・派遣、パソコンセミナーの開催を実施する施設です。

障害福祉サービス

障害者総合支援法で定められた福祉サービスで、障がいのある方の障がいのある方の支援の程度や社会活動、介護、居住等の状況を踏まえ、個別に支給が決定されます。介護の支援を受ける介護給付と、訓練等の支援を受ける訓練等給付の2つのサービス形態があります。

磁気誘導ループ

聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備のこと。通称「磁器ループ」と呼ばれる。

### 職親委託制度

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間（原則1年）職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって福祉の向上を図ることを目的としています。

### 自立支援医療

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な更生医療、育成医療及び精神通院医療のこと。

### 身体障害者手帳

身体に障害のある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、知事が「身体障害者福祉法」に基づいて交付しますが、本市では平成22年度から、権限移譲により市長が交付しています。障がいの程度として、重度の者を1級とし、6級まで分かれています。また、障がいの種別として、視覚障害、聴覚・平衡機能障害・音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障がいの5つに分かれています。

### 精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、知事が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付します。障がいの程度として、重度のものを1級とし、3級まで分かれています。

### ストマ用装具

膀胱又は直腸の機能障がいのため、膀胱又は直腸を切除したことに伴うストマ（人工膀胱・人工肛門）からの排泄物を入れる袋です。

### 成年後見制度

認知症の方や知的障がいや精神障がいのある方の預貯金や不動産などの財産管理、介護、施設への入退所など生活に配慮する身上監護などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、支援する制度です。

### セルフプラン

福祉サービスの利用にあたり、相談支援事業者に代わり利用者や家族、その他支援者がサービスの計画を立てること。

### ソーシャル・インクルージョン

「特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認めあい、地域全体で包み込み、支えあう」という相互の連帯と心のつながりを築く考え方です。

## た行

### 地域包括ケアシステム

高齢者等がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。

### 特別支援学校

児童・生徒の障がいの重度・重複化や多様化に対応するための学校です。従来は、盲・ろう・養護学校とされていましたが、平成19年4月からは障がい区分をなくした特別支援学校に改められました。

## な行

### ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、普通の人間として一般社会の中で、普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）であるという考え方で、障がい者福祉の基本となる理念です。

## は行

### ピアカウンセリング

お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをすること。

### パブリックコメント

市が基本的な政策等の策定を行う場合に、その案を公表して市民からの意見を募集し、寄せられた意見を考慮して市が最終的な意思決定を行う一連の手続きです。

### 福祉有償運送制度

福祉有償運送とは、NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことをいいます。

## ら行

### リハビリテーション

障がい者の能力を最大限に発揮させ、自立を促すために行われる専門的技術のことです。

### 龍ヶ崎市都市計画マスタープラン

龍ヶ崎市のまちの将来像や都市づくりの目標を定めるとともに、土地利用・道路整備・防災対策など、分野別、地域別のまちづくり方針を定めた計画です。

### 龍ヶ崎市（My!do!）出前講座

市で用意した講座メニューの中から「知りたい・聴きたい」内容の講座を選び担当職員が地域や学校に出向いてその内容を説明する講座に加え、市民の方が得意な分野を教えてくださいの講座や「見てみたい」企業の工場内を見学できる講座です。

### 療育手帳

知的に障がいのある方が各種制度やサービスを受ける際に必要なもの。申請を受けて、児童相談所（18歳未満）又は福祉相談センター（18歳以上）の判定に基づいて知事が交付します。障がいの程度として、㊤（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4区分に分かれています。

5. 事業所一覧

障がい者（児）のための相談窓口およびサービス事業所一覧（R5.12現在）									
＜身体障害者手帳：身 / 療育手帳：療 / 精神障害者保健福祉手帳：精神 難病患者等：難 / 障害児：児＞									
<b>①相談窓口</b>									
NO.	事業所名	サービス内容	身	療	精	難	児	所在地	FAX番号
1	龍ヶ崎市社会福祉課（障がい福祉G）	相談支援全般	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市3710番地	0297-64-1111 0297-64-7008
2	あすか	計画相談支援	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市松葉3丁目12番地2	0297-85-2339 0297-60-8288
3	池田病院	計画相談支援						龍ヶ崎市員原塚町3690番地2	0297-64-1152 0297-64-1151
4	イマココ龍ヶ崎	計画相談支援	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市4024番地2F	0297-79-6181 0297-79-4987
5	クルミ	計画相談支援	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市4012番地3	0297-79-4987 0297-65-0500
6	創	計画相談支援	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市小通幸谷町176番地1 ハルスグランレジオ205	0297-65-0500 0297-86-8822
7	たつこのこ	計画相談支援	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市佐賀3丁目21-7 1F	0297-62-5851 0297-62-7789
8	龍ヶ崎市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所	計画相談支援	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市川原代町5014番地	0297-62-5851 0297-85-2737
9	りんくはーと	計画相談支援	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市小通幸谷町564番地29	0297-85-2738
<b>②在宅で利用する訪問系のサービス</b>									
NO.	事業所名	サービス内容	身	療	精	難	児	所在地	FAX番号
10	あすか	居宅介護 / 重症訪問介護 / 行動支援 / 同行支援	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市松葉3丁目12番地2	0297-60-8282 0297-60-8288
11	さすな	居宅介護 / 重症訪問介護	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市緑町184番地2	0297-79-4404 0297-79-4405
12	希望のまち	居宅介護 / 重症訪問介護	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市緑町184番地2	0297-85-2301 0297-85-2032
13	ニチャクアセンターたつこのこ	居宅介護 / 重症訪問介護	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市坂倉町253番地1 クイーンズマンション1階A号室	0297-61-2412 0297-62-2415
14	ホームヘルプサービス ソラスト龍ヶ崎	居宅介護 / 重症訪問介護	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市緑町46番地	0297-61-0121 0297-61-0122
<b>③通所により屋間の活動を支援するサービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・地域活動支援センター）</b>									
NO.	事業所名	サービス内容	身	療	精	難	児	所在地	FAX番号
15	isスタジオ	就労継続支援B型	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市副柴852	0297-85-6263 0297-85-6264
16	あさひ	生活介護	○					龍ヶ崎市川原代町5014番地	0297-62-5851 0297-62-7789
17	アットホーム	就労継続支援A型						龍ヶ崎市佐賀町507番地16	0297-85-5200 0297-85-5300
18	アリス	就労継続支援B型	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市南中郷町97番地1	0297-63-4555 0297-63-4666
19	いなしきハートフルセンター	地域活動支援センターI型						稲敷市上根本3551番地	0297-87-0055 0297-87-0023
20	イマココ龍ヶ崎	自立訓練（生活訓練）	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市4024番地2F	0297-79-6181 0297-79-6182
21	かんばにい	生活介護 / 就労継続支援B型	○	○				龍ヶ崎市松ヶ丘2丁目24番地22 ワイラックヶ丘1F	0297-86-7422 0297-86-7437
22	コハク	就労継続支援B型	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市員原塚町2285番地1	0297-86-7185 0297-86-7186
23	サンゴ	就労継続支援B型	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市員原塚町1861番地2	0297-85-6758 0297-85-6759
24	スマイル&ピース	就労継続支援B型	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市副柴町585番地6	0297-85-4373 0297-85-4374
25	みなてらす	就労継続支援B型	○	○	○	○	○	龍ヶ崎市小通幸谷町564番地29	0297-85-2737 0297-85-2738

障がい者（児）のための相談窓口およびサービス事業所一覧（R5.12現在）

<身体障害者手帳：身 / 療育手帳：療 / 精神障害者保健福祉手帳：精神 難病患者等：難 / 障害児：児>

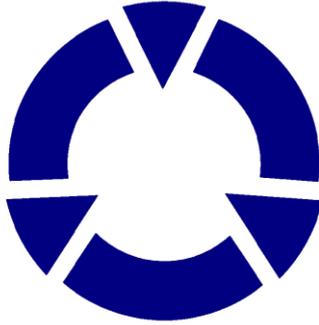
③通所により屋間の活動を支援するサービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・地域活動支援センター）									
NO.	事業所名	サービス内容	身 療 精 難 児	所在地	電話番号	FAX番号			
26	生活介護 ほほえみの郷	生活介護/ショートステイ	○ ○ ○ ○	龍ヶ崎市板橋町安台528番地1	0297-85-3511	0297-85-3512			
27	生活介護事業所 リーフ	生活介護	○ ○ ○	龍ヶ崎市柏ヶ作747番地2	0297-75-3978	同左			
28	創希	就労継続支援A型	○	龍ヶ崎市佐貫1丁目8番地1	0297-63-3630	0297-63-3631			
29	そらな	就労継続支援B型	○ ○ ○	龍ヶ崎市城内5丁目25番地3	0297-63-0010	0297-75-3193			
30	鹿菜里（のらり）	生活介護/就労継続支援B型	○ ○ ○ ○	龍ヶ崎市平台2丁目8番地5	0297-63-4339	同左			
31	花農場	就労継続支援B型	○	龍ヶ崎市川原代町2422番地11	0297-64-1393	0297-84-6717			
32	ヒスイ	就労継続支援B型	○ ○ ○	龍ヶ崎市4012番地3	0297-79-4987	0297-79-4987			
33	ひまわり園	生活介護/自立訓練（生活訓練）/就労移行支援/ 就労継続支援B型	○	龍ヶ崎市高須町4207番地	0297-64-2772	0297-64-2776			
34	ゆうあいワークイン	地域活動支援センターⅡ型	○	龍ヶ崎市川原代町2422番地10	0297-64-1335	同左			
35	ミントの家	自立訓練（生活訓練）/就労継続支援B型	○	龍ヶ崎市3321番地12	0297-64-8820	同左			
④障がい児が利用できるサービス									
NO.	事業所名	サービス内容	身 療 精 難 児	所在地	電話番号	FAX番号			
36	あすなろ	児童発達支援/ 放課後等デイサービス	○	龍ヶ崎市駒馬町5042番地2	0297-86-7683	0297-86-7683			
37	サニールーム 龍ヶ崎	児童発達支援/ 放課後等デイサービス	○	龍ヶ崎市佐貫4丁目4番地15	0297-85-3072	0297-85-3652			
38	こども発達センターつぼみ園	児童発達支援/ 放課後等デイサービス	○	龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目20番地1	0297-62-1775	同左			
39	ドレミアンライズFC龍ヶ崎	児童発達支援/ 放課後等デイサービス	○	龍ヶ崎市1692番地A棟2F	0297-85-5322	0297-85-5323			
40	ぱれっと	放課後等デイサービス	○	龍ヶ崎市若菜町字長山前2240-1008	080-7515-6600	-			
41	放課後クラブ ほほえみ	放課後等デイサービス	○	龍ヶ崎市板橋町安台522番地2	0297-79-6211	0297-79-6212			
42	放課後クラブ ぬくもり	放課後等デイサービス	○	龍ヶ崎市白羽3丁目2番地10	0297-84-1188	0297-84-1189			
43	放課後等デイサービス クラップ龍ヶ崎校	放課後等デイサービス	○	龍ヶ崎市入地町139番地3	0297-86-8387	-			
44	放課後等デイサービス すみれ	児童発達支援/ 放課後等デイサービス	○	龍ヶ崎市川原代町4028番地1	0297-60-7221	0297-60-7222			
45	放課後等デイサービス すみれ e-class	児童発達支援/ 放課後等デイサービス	○	龍ヶ崎市小湊幸台町198 2階	0297-63-4345	0297-63-4346			
46	りとるミントの家	児童発達支援/ 放課後等デイサービス	○	龍ヶ崎市3321番地12	0297-64-2955	同左			

障がい者（児）のための相談窓口およびサービス事業所一覧（R5.12現在）

⑥入所サービス・住まいの場（グループホーム）									
NO.	事業所名	サービス内容	身	療	精	児	所在地	電話番号	FAX番号
47	一天龍ヶ崎	施設入所支援/生活介護/短期入所	○	○			龍ヶ崎市白現4丁目4番地66	0297-86-7727	0297-86-7728
48	ウスラ	共同生活援助	○	○	○		龍ヶ崎市愛戸町340番地1	080-7964-4777	-
49	キノッピの家 龍ヶ崎Ⅰ	共同生活援助	○	○	○		龍ヶ崎市佐貫町425番地11	080-5427-0884	-
50	キノッピの家 龍ヶ崎Ⅱ	共同生活援助	○	○	○		龍ヶ崎市長徳新町138番地	同上	-
51	キノッピの家 龍ヶ崎Ⅲ	共同生活援助	○	○	○		同上	同上	-
52	キノッピの家 龍ヶ崎Ⅳ	共同生活援助	○	○	○		龍ヶ崎市8345番地20	同上	-
53	キノッピの家 南中島	共同生活援助	○	○	○		龍ヶ崎市中島町167番地12	同上	-
54	クイナ	共同生活援助	○	○	○		龍ヶ崎市具原塚町1861番地2	0297-86-7185	同左
55	古城の家	共同生活援助			○		龍ヶ崎市3204番地	0297-85-4304	同左
56	清峰荘	共同生活援助			○		龍ヶ崎市長峰町1080番地	0297-64-1152	0297-64-1151
57	トンビ	共同生活援助	○	○	○		龍ヶ崎市4708番地10	080-4893-7177	-
58	ヒバリ	共同生活援助	○	○	○		龍ヶ崎市具原塚町2285番地1	0297-86-7185	0297-86-7186
59	ふわふわ龍ヶ崎	共同生活援助/短期入所	○	○	○	○	龍ヶ崎市小遠幸谷町437番地1	0297-79-4477	0297-79-4479
60	ほほえみの社	共同生活援助	○	○	○	○	龍ヶ崎市板橋町528番地5	0297-79-6711	同左
61	友歩	共同生活援助			○		龍ヶ崎市3321番地12	0297-64-8820	同左







## 龍ヶ崎市

龍ヶ崎市第5次障がい者プラン  
第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画  
(令和6(2024)年3月発行)

発行 龍ヶ崎市  
編集 龍ヶ崎市福祉部障がい福祉課  
〒301-8611  
龍ヶ崎市 3710 番地  
TEL 0297-64-1111 (代表)  
FAX 0297-64-7008

※この計画書は、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害福祉サービス事業所で作成しました。

※この計画書は、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。ユニバーサルデザインフォントとは障がいのある人や高齢者をはじめ、できるだけ多くの人にとっての読みやすさを考えた書体です。

令和6年8月5日自立支援協議会資料

# こども発達センターつぼみ園の 支援体制強化について

～児童発達支援センターとして地域における発達支援の  
中核的役割を担っていくために～

福祉部 障がい福祉課  
こども発達センターつぼみ園

## 『つぼみ園』の変遷

『つぼみ園』は、心身に障がいがある、又は、発達に課題がある（疑いを含む）未就学児と小学生を対象に、専門職による個別療育や児童指導員等による集団療育を行うことを目的に設置した施設

- ▶ 平成13年4月 城南中学校の余裕教室を活用し、心身障害児通園事業として『障害児通園ルームつぼみ園』開設
- ▶ 平成15年4月 支援費制度の施行に伴い『龍ヶ崎市児童デイサービスセンターつぼみ園』へ名称を変更
- ▶ 平成18年10月 障害者自立支援法の障害福祉サービスの事業所指定を受ける
- ▶ 令和4年4月 藤ヶ丘に移転し『龍ヶ崎市こども発達センターつぼみ園』へ名称を変更

## 『児童発達支援センター』への移行

令和6年4月に児童福祉法に基づく『児童発達支援センター』へ移行し、子どもを通所させ療育を行うことに加え、関連機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行う地域における中核的な支援機関として新たなスタートを切った。

### 事業内容

- ①児童発達支援（個別療育、集団療育）※未就学児
- ②放課後等デイサービス（個別療育）※小学1年から6年までの学童
- ③保育所等訪問支援 ※幼児教育・保育施設や小学校等に在籍している児童
- ④保育所等巡回相談支援
- ⑤一般相談機能

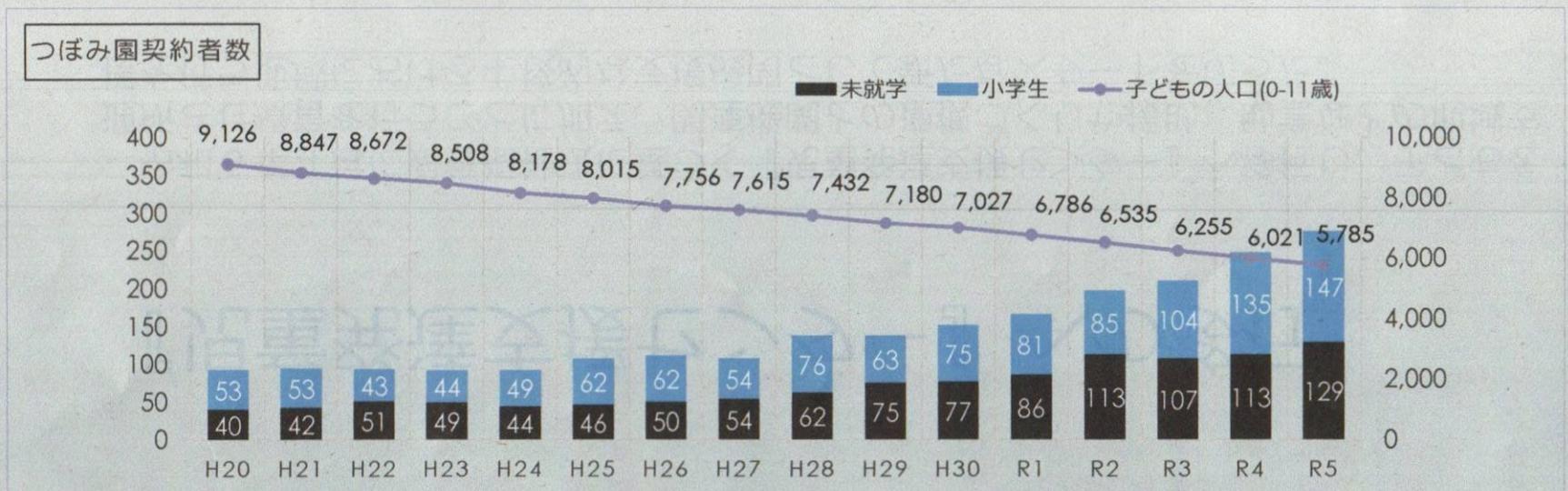
# 『つぼみ園』の現状

- 少子高齢化が進展し、子どもの人口は減少傾向にあるが、『つぼみ園』の登録児童は毎年増加している。
- 要因として、発達障害者支援法の制定などを契機に、発達に課題のある子どもが顕在化してきたり、保健センターや教育センターから紹介される子どもが増加していることが挙げられる。

■ R6年3月の状況 (R5.4.1人口に占める割合)

未就学児 129人/2,429人(5.31%)  
小学生 147人/3,356人(4.38%)

※参考[H20年度] 未就学児 40人/4,149人(0.96%)  
小学生 53人/4,977人(1.06%)



## 児童発達支援センターとは

子どもを通所させ療育を行うことに加えて、地域における中核的な支援機関として、関連機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行う施設

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障がい児通園事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能



◆多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図る。

\*国では各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としている

## 支援センター化前後の比較

	現在（～令和5年度まで）	支援センター（令和6年度～）
名称	こども発達センターつぼみ園	←変更なし
対象者	小学校6年生まで	←変更なし
定員	20人/日	←変更なし
人員配置 (常勤専門職)	①児童発達支援管理責任者1人 (R4～)	①←継続
	②言語聴覚士1人 (R5～)	②←継続
	③保育士2人	③保育士3人 (R6～1人増)
	* 専門職 (心理、作業、理学、言語) を委託契約により配置	④公認心理士1人 (R6～) ⑤作業療法士1人 (R7～)
事業内容 (法的位置づけ)	①児童発達支援 (個別、集団) ②放課後等デイサービス (個別、集団)	①児童発達支援 (個別、集団) ②放課後等デイサービス (個別) + [地域支援] ③保育所等訪問支援 ④相談機能

『センター』は全ての機能が必須

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

